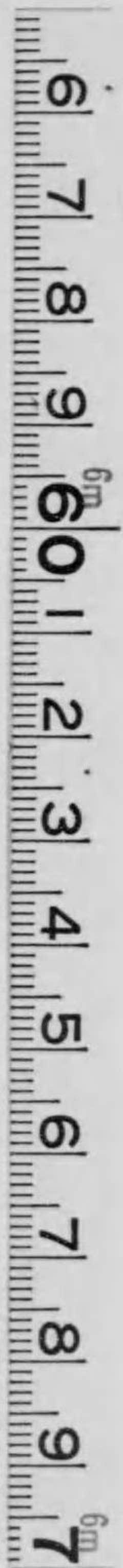


322.15
H97
⊕



始



2-2466
あ



~~322.15~~

322.15
H97

穗積陳重編

五人組法規集

穗積獎學財團出版

大正
11. 3. 24
請求

寛文五年金崎村五人組帳

寛文五年
 己卯月
 金崎村
 五人組
 一、
 二、
 三、
 四、
 五、

五人組法規集

目次

序	一
五人組帳について	一
承應四年武州新倉郡小檜村五人組帳	二
寛文五年金崎村五人組帳	三
寛文十一年金崎村五人組一札	三
寛文十一年日野澤村五人組帳	四
寛文十二年上平山村五人組改證文帳	五
天和二年越後國高田領神家庄高梨郷高梨村五人組帳	五
天和四年武州多摩郡柚井領館村五人組帳	七
貞享年間五人組帳前書	八

二

元祿三年三州加茂郡今朝平村五人組手形……………六

元祿六年武州多摩郡乘願寺村五人組帳前書……………八九

元祿十一年武州多摩郡世田谷領大藏村五人組御法度書……………一〇一

寶永三年武州橘樹郡稻毛領下小田中村五人組改帳……………一〇九

寶永三年武州多摩郡山入村五人組改帳……………一一八

正德六年下總國千葉郡千葉寺村五人組帳……………一三三

享保十年五人組帳前書……………一四一

〔享保集成絲綸錄〕所載當時村方五人組帳……………一五一

元文三年武州荏原郡六郷領五人組帳……………一六四

元文三年武州豐島郡大久保新田五人組帳……………一六四

寬保二年陸奥國伊達郡下保原村五人組持高帳……………一七三

延享四年武州多摩郡柚井領下恩方村五人組連判帳……………一九〇

延享四年武州多摩郡伊奈村御條目被仰渡候惣百姓連印帳……………二〇五

延享四年御料所五人組前書……………二一九

寬延四年越前國丹生郡杉木村五人組御仕置……………二二三

寶曆五年奥州大沼郡沼平村御仕置五人組帳……………二四七

寶曆九年越後國岩船郡某村五人組帳……………二五九

寶曆十年出羽國田川郡中川通藤島組拾六箇村御仕置五人組帳……………二六八

安永六年越後國頸城郡上板倉郷棚田村五人組帳……………二八九

安永六年武州多摩郡上平井村五人組帳……………三〇〇

安永六年福島御領分五人組帳……………三〇七

天明五年高松藩五人組法令……………三二四

寬政三年武州足立郡淵江領普賢寺村五人組御箇條……………三二五

寬政七年武州多摩郡砂川村御仕置五人組帳……………三三八

寬政十一年武州多摩郡上谷保村五人組御改帳……………三三九

寬政十二年下總國印旛郡鹿黑村五人組合並持高御改帳……………三三八

三

四

享和元年米澤藩伍什組合掟書……………三三二

*享和三年武州荏原郡品川領上大崎村五人組帳……………三四五

享和三年越後國頸城郡松野山郷五人組御仕置帳……………三四九

享和三年遠江國磐田郡笠西村五人組帳……………三五九

*文化四年武州多摩郡戸倉新田五人組帳……………三六七

*文化八年奥州信夫郡仁井田村五人組御仕置御條目帳……………三七〇

*文化十年豆州田方郡塚本村村中五人組帳……………三七〇

*文化十年五人組御條目……………三七六

*文政元年武州多摩郡下川口村御仕置五人組帳……………三七七

文政元年莊内二郡五人組掟帳……………三七八

文政四年武州多摩郡上練馬村五人組書上帳……………三九五

文政五年羽後國大町村五人組御仕置帳……………四一七

文政六年攝州川邊郡万善村御仕置五人組帳……………四二天

*文政九年越後國頸城郡松野山郷五人組御仕置帳……………四四〇

文政九年五人組御仕置帳……………四四〇

*文政十年武州荏原郡鴉ノ木村五人組前書……………四四五

*文政十二年下總國印旛郡鹿黒村五人組合並持高改牒……………四四六

文政十二年豆州塚本村村中五人組帳……………四四八

*文政十二年武州埼玉郡西袋村五人組帳……………四五五

*天保三年武州多摩郡乘願寺村御條目並五人組帳……………四五六

*天保三年西青沼村五人組御仕置帳……………四六一

*天保三年武州多摩郡後ヶ谷村五人組連判書上帳……………四六一

*天保七年山本大膳五人組帳……………四六六

*天保九年越前國大野郡西山村御仕置五人組覺帳……………四七八

*天保十年御領知方御役所五人組帳……………四七九

天保十年武州豊島郡下田畑村御法度書五人組帳……………四八〇

五

*天保十二年武州多摩郡栗須村御條目五人組連印帳	四九九
*天保十三年御條目書五人組帳	四九九
*天保十四年武州多摩郡廻リ田村五人組連判書上帳	四九九
*天保十五年御仕置五人組帳	五〇〇
*弘化四年武州東葛西領五人組御改書上帳	五〇〇
*嘉永元年越後國頸城郡保倉郷大平村五人組御仕置高附帳	五〇〇
*嘉永元年出羽國置賜郡米澤御預所一本柳村五人組御仕置帳	五〇一
*嘉永二年武州豐島郡上練馬村五人組書上帳	五〇一
*嘉永三年武州多摩郡下恩方村五人組書上帳	五〇八
*嘉永五年武州豐島郡田端村御法度書五人組帳	五〇三
*嘉永六年下總國船橋村御仕置帳略記	五〇三
*嘉永六年五千石領新田村百姓五人組帳	五〇四
*安政三年武州豐島郡田端村御法度書五人組帳	六一三

*安政四年武州豐島郡田端村御法度書五人組帳	六一三
*安政七年武州豐島郡田端村御法度書五人組帳	六一四
萬延二年五人組帳前書	六一四
*文久元年武州豐島郡田端村御法度書五人組帳	六一七
*文久二年武州橘樹郡上糟谷村五人組帳	六一七
*文久二年武州豐島郡大久保新田五人組帳	六一三
慶應四年越前國坂井郡清玉村御仕置五人組帳	六一三
明治三年攝津國豐島郡今在家村御改人別五人組帳	六一七
明治三年武藏國入間郡大袋村郡中御制法伍組帳	六一五
明治四年武藏國多摩郡上大久野村御仕置五人組帳	六一六
下總國印旛郡豐住村五人組帳〔年代不明〕	六一九
三河國北設樂郡振草村五人組帳〔年代不明〕	六一一
五人組帳前書〔年代不明〕	六一〇

五人組帳寫〔年代不明〕……………六六六

〔地方文字五人組實記〕所載五人組帳前書……………六六五

*五人組御規定〔年代不明〕……………六九四

*五人組御箇條〔年代不明〕……………六九四

*五人組帳〔年代不明〕……………六九五

*五人組御條目〔年代不明〕……………六九五

*攝津國川邊郡万善村御仕置五人組帳〔年代不明〕……………六九五

* 印を附したるは重複を避くる爲め其全部若くは一部を省略したるものなり。

五人組法規集

序言



本書は余輩の多年蒐集せし五人組帳九十三種を年代順に編輯せしものなり。五人組に關しては、余輩は曩に明治三十五年を以て五人組制度を著し、今其稿を全部改訂して五人組制度論を公にし、五人組帳に關する事項は、之を其中に詳述せり。故に、本書は五人組制度論の參考資料とも稱すべきものにして、彼書を読む者は此書を併せ看るべく、此書を繕く者は彼書を併せ讀まざる可からざる極めて密接なる關係に在るものなり。然るに、今之を彼書と分ちて別刊に附するは、出版の便宜に因るに外ならざるなり。

五人組帳の今日に遺存するもの、豈に僅に數十百種のみ止まらんや。徳川時代の初期より明治の初年に至るまで、永く地方民治の基本制度として全

二
國一般に行はれたる五人組制度の記念物たる五人組帳が、全國の各處殊に當時町村の所役を勤め居たりし人々の家に遺存したるべきは、素より疑ひ無きところなり。況んや、五人組帳は多く寺子屋教科書として兒童青年輩に書き與へられし事有るのみならず、篤實なる農商の中には、其一本を鈔寫して之家藏せし者も少からざりしと云ふに於てをや。而も、明治維新以後の急劇なる諸制の革新は、數百年來本邦に發達し來れる此五人組制度を一朝にして放擲し去り、之に代ふるに泰西繼受の地方自治制度を以てせしかば、淳風美俗の寶玉も陋習弊慣の瓦石と俱に一時に焚棄せられたるもの少からざるのみならず、五人組制度の貴重なる記念物たる五人組帳の如きも、爾來多くは皆故紙廢帖として棄滅せられたるが如し。然れども、法制の改善は社會の實情に基づきて行はれ、制度の完美は國風民情の根柢の上に之を俟たざる可からざる以上は、地方民政の衝に當つて能く其効果を收めんと欲し、或は又進んで自治制度の改善を圖り之が進歩を期せんと欲するに當りては、蓋し五人組制度の如き、本邦固有の地方自治制度の妙用に對する回顧の中に其貴重なる資料を

發見せらる可きものなるが如し。故に、五人組帳の蒐集刊行は、單に法制史料の蒐集及び其研究の上に緊要なるのみならず、現在地方民政の局に當れるの士及び地方自治制度の改良進歩に考慮を用ふるの士に對して、幾多の參考資料を提供するものと云はざる可からず。

加之、余輩が十數年來、博く五人組帳の搜索蒐集に意を用ひたる經驗に依りて之を推せば、五人組帳の遺存せるものは、其數意外に少きのみならず、其僅に残存せるものと雖も、亦種々の原因に依りて年々に棄滅せられ行くものなるが如し。故に今日にして若し之が採蒐保存を圖るなくんば、或は遂に其俵を留るもの幾干も無きに到らざるを保せず。是れ余輩が、かゝる貴重なる民政史料を蠹魚の食と爲すに忍びず、從來蒐集せしところ未だ普く全國一般に及ぶこと能はざるにも拘らず、之を鉛版に附して永く史家の參考に資する所あらんとする所以なり。

本書の編纂に付ては、學友植木直一郎君より多大なる援助を蒙れり。殊に多年農家の古篋底に收藏せられて蟲ばみたる五人組帳を整理し、無學の農民

の手に寫されて誤字脱字多き五人組帳前書を校訂するが如き、煩雜にして而も精密なる注意を要する事項を最も懇切に取扱はれたるが爲めに、較々正確なりと信する舊自治制の記録を學界に紹介することを得るに至りたるは、偏に同氏の賜なりと謂はざるを得ず。又本書に收めたる五人組帳の蒐集に付ても先輩學友諸氏の援助を蒙りたること尠からず、就中石黒忠惠子爵瀧本誠一博士、石黒忠篤學士、小田内通敏氏、高橋源一郎氏、高瀬代次郎氏等に負ふ所最も大なりとす。茲に併せて諸氏の厚き友誼に對して深甚なる謝意を表す。

本書は穂積獎學財團の出资を以て刊行せられたるものなり。此財團法人は、其事業の一として曩に拙著英文祖先祭祀と日本法律及び「隱居論」を刊行せられ、今又多額の資を出して「五人組制度論」及び本書を刊行せらる。著者は此機會を以て、同財團法人設立者及び其後の寄附者諸君、殊に拙著出版の事を議決せられたる評議員諸君、並に此事の施行に任せられたる理事岡野敬次郎、山田三良、志田鉦太郎の三博士の厚誼に對して、幾度び繰返しても盡くすること無なき感謝の意を表せんとす。

五人組帳について

五人組帳は五人組に關する法規を記載したるものなり。五人組の法令は町村郷邑にとりて極めて直接緊要なる規定を含めるものなるが故に、當路者は常に其周知と徹底とに考慮を用ひ、よりて町年寄、名主、組頭等の町村吏員をして、該法規を五人組帳なる簿冊に記載せしめ、其末尾に、右の法規を堅く遵守して敢て違背せざる可き旨を記載したる請書を上らしめたるのみならず、後には、時期を定めて右の五人組帳を人民一般に讀み聞かせ、且其末尾に右の法令を遵奉確守すべき旨を記したる請書即ち誓詞を記したる上、名主、組頭以下各五人組員等、悉く之に連名連判して、之を地頭若くは奉行所に届け出でしむることと爲せり。故に五人組帳には、地頭若くは奉行所へ提出すべきものと、町村吏員の手許に留め置くべきものとの二種有りて、當該官司へ提出する五人組帳は、後には、五人組法規を列記せる前書と、之が遵奉確守を誓へる證文即

ち請書と及び町村吏員以下各組合員の連名連判との三部より構成せらるるを以て通例とせり。然れども右の三部の中最後の一部即ち連判の部を除きたるものを稱して「五人組帳」と稱する事有りて之を「五人組帳前書」又は「五人組前書帳」とも云へり。

町村吏員の手許に寫し留め置きたる五人組帳は一定の時期を以て其組下の一般人民に對して漏れ無く之を讀み聞かせ以て法規の周知徹底を期したるものなり。而して其朗讀の時期及び度數に至りては時代及び場所によりて異同有ること勿論なり。或は毎年一度讀み聞かすべしと爲すもの有り、或は毎年二度讀み聞かすべしと爲すものあり、或は毎年三度讀み聞かすべしと爲すもの有り、或は毎年四度讀み聞かすべしと爲すもの有り、或は毎月一度讀み聞かすべしと爲すもの有り、或は毎月再々讀み聞かすべしと爲すもの有り、或は又宗門人別改を行ふ時又は鎮守祭禮の時に於て之を朗讀すべしと爲すもの有りて、必ずしも一樣ならざりしが如し。而して組合員の請書連判は朗讀毎に之を當該有司へ差出したるには非ずして、延享四年の御料所五人組前

書の規定に據れば、奉行所への届出は、毎年一回を以て通例と爲したるが如し。此の如く一年數回五人組帳の朗讀を行はしめたるは、其目的全く法令の熟知徹底を圖るに在りたるが、後には人民其成規に慣れて恰も慣習法の如く爲り行きたるを以て、時々之を朗讀して其記憶を新にするの必要漸く減じ、よりて僅に一年一回宗門人別改を行ふの際に朗讀を行ふを以て通例と爲すに至り、更に後には一年一回の朗讀をさへ省きて、單に五人組帳に請書連判を爲して之を提出するに止まるに至りたる所も少からざりしが如し。然れども、此の如きは素より立法の本旨にあらざるが故に、當路者は屢々布令を下して朗讀法の勵行を促したる事あり。天保十一年七月武州六郷領に對して代官所より下したる布令の如きは即ち其一例なり。

法治の美果を收めんと欲せば必ず先づ法令の周知を期せざる可からず。徳川時代に於て爲政の當局者が五人組法規の朗讀を奨勵したる目的は、全く法令の周知徹底に依りて郷村民治の美績を擧げんとするに在りたることに既に記したるが如くなるが、尙ほ右の朗讀法以外に於て、法令周知の上に意外の

八
効果を齎し、一方法として吾人の注意を要するものは、五人組帳を當時の童蒙教育即ち寺子屋教育の教科書に應用して、學童をして或は之を素讀せしめ、或は之を習字せしめたる事はれなり。此法は、享保七年に將軍吉宗の命に依りて、在々の手習師匠たる者は、其教授の中に、重立ちたる法度書を始め五人組帳等を手本と爲して之を書き習ひ讀み覚えさする様に取斗らふべき由を下令したりしより以後、次第に盛に行はるゝ事となりたるものなり。然れども、五人組帳を寺子屋教科書に應用するの事實は、決して前記享保年間の命令によりて創始せられたるものには非ず。町觸又は五人組法規の如き農商須知の法令文は、是より先夙くより寺子屋教育に於て讀習せられたるものにして、余輩の藏する元祿四年筆寫の手習本、本書もと書名なし、假に「法令習字本」と名づくには、既に承應四年の武州新倉郡小檜村の五人組帳の文を載せたり。是れ實に余輩の今日迄蒐集し得たる五人組帳中の最古のものなり。而も、此の如く法令文を寺子屋教育の教科書に應用するは、決して徳川時代に入りてより始まりたる事實には非ずして、其起源は夙く足利時代已降、御成敗式目を以

て初學者の講讀及び手習用の教科書に充當したりし事實に溯るべきものなるが如し。然らば徳川時代に於て五人組帳を寺子屋教育に用ひたりしは、當路者の命令勸奨に依るもの有るに先だちて、既に自發的に行はれたるものと謂はざるべからず。

此の如く寺子屋教科書として用ひられたる五人組帳は、多くは皆師匠が自ら之を筆寫して其學徒に附與し、或は又然るべき人に依頼して寫し取らしめたるものなりしが、後には此等の需要を充さんが爲めに、五人組帳を版行する者有るに至れり。萬延二辛酉歲孟春新刻清泉堂藏板の奥書有る五人組帳前書の如きは即ち其一例なり。

加之、當時民政に心を用ひたる爲政者の中には、其制定したる五人組法令を特に剗闕に附して、之を其所轄の鄉村に頒布し、以て一面には之を朗讀遵守するの便に供し、他面には之を以て幼學童蒙の讀書習字の用本に充當せしめたる者有り。享和元年に上杉治憲鷹山が版行して領内毎戸に頒付したる米澤藩の伍什組合控書、文政年中に刊行せられたる莊内藩の莊内二郡五人組掟帳

及び天保七年に出版せられたる幕府の代官山本大膳の五人組帳の如きは即ち是なり。今山本大膳の五人組帳を各村に頒布するに際りて山本氏の役所より出したる五人組帳頒布に關する諭告文とも稱すべきものを見るに、實に其中に左の如き文言有り。

天保七申年被仰渡候五人組帳前書御條目之義、年々村々より小前惣連印差上候分、箇條落又は誤字等有之、大切之御條目御趣意を失ひ候に付、御改正之上、別段村々心得方と可相成御法度筋御書加、向後御取締之ため、御藏板之上、一村壹冊ヅ、御渡被下候に付、兼而被仰渡之通農隙休日之節、月無懈怠、村限小前末々々不洩様組合惣代立會爲讀聞、御法度之趣爲相守、村々若年之者ども素讀に爲致候は、五人組帳之義は、老若男女善惡之差別を辨、民家永續之御趣意に付、手習師匠等、篤と申諭第一に爲讀習、御法度筋忘却不致様教導可致云々。

今、文意の存するところを摘説すれば、從來年々各村より惣連印を以て差上げ來れる五人組前書に在りては、箇條落又は誤字等有りて、爲めに、大切之御條

目も御趣意を失ひ候に因り、今回之に改正を加へたる上、村々心得方と可相成御法度筋を書き加へて、向後御取締之ためとして、之を出版して各村に一冊づつ頒布するものなり。故に從來仰せ渡されたるが如くに、農隙休日、を以て月一般村民に洩れなく之を讀み聞かせて、遵奉恪守せしむべきのみならず、更に之を手習師匠等に申諭して、村々若年之者どもに素讀致させ、以て御法度忘却不致様に教導致すべしと謂ふに在り。故に、本書出版頒行の目的は、主として法令の周知に在りて、之を寺子屋の素讀用にも充當せしめむとするに在りたるは明かなる事なり。

五人組帳の版本にして余輩の蒐集したるものは、前記米澤藩伍什組合控書、莊内二郡五人組掟帳、山本大膳五人組帳及び萬延二年版五人組帳前書の四種に過ぎず。今皆之を本書の中に收載せり。

五人組帳なる名稱は、五人組法規を記載したる簿冊の通稱にして、此名稱を用ひたるもの最多しと雖も、他の名稱を用ひたる例も亦少からず。今左に余輩の知り得たるものを列擧すれば、

五人組帳

村方五人組帳

村中五人組帳

以上は最普通なるものにて、單に五人組の記録といふに過ぎず。

五人組帳前書

五人組前書帳

五人組前書御條目

五人組前書

五人組法規及び請書のみを記録して前書と稱し、之を以て題號と爲したるものなり。

五人組御法度書

御法度書五人組帳

五人組掟帳

五人組御仕置帳

御仕置五人組帳

御仕置御條目五人組帳

五人組御仕置御條目帳

御條目書五人組帳

御條目五人組帳

御條目並五人組帳

五人組御箇條

御仕置帳略記

郡中御制法伍組帳

「御法度」といひ「掟」といひ「御仕置」といひ「御條目」といふが如きは、皆五人組の法規を載せたるが爲めに冠したる稱號なり。

五人組御改帳

五人組御改書上帳

五人組改證文帳

御改人別五人組帳

五人組帳は人別改、宗門改、持高改の調査の原簿として用ひられたること有るを以て、御改帳といふが如きは此用途によりて附せられたる題號なり。

五人組持高帳

五人組合並持高改帳

五人組御仕置高附帳

前記三種の題號は、百姓の持高を五人組帳に記載したるが故に附したる名稱なり。

五人組手形

五人組村約定書

五人組村約束書

差上申五人組證文

差上申一札之事

五人組一札

御仕置五人組連判帳

五人組連判帳

五人組書上帳

五人組連判書上帳

御條目五人組連印帳

前記數種の題號は五人組前書の終に於て其法令を遵守すべき誓約を載せたるが爲めに生じたるものなり。其連判帳若くは連印帳と稱するは、前に述べたる如く五人組の總連判を載せたるが爲めなり。

五人組帳に載せたる法規の條數は、時代と地方とに依りて同じからず。余

輩の蒐集調査したるところに據れば、天明五年高松藩の五人組法令の壹箇條なるを五人組法規の條數の最少と爲し、天保十年御領知方御役所の五人組の百五十三箇條なるを最多と爲す。然れども、前記高松藩の壹箇條及び享和元年米澤藩の伍什組合掟書の四、五箇條なるが如きは、素より變例と云ふべきものにして、其他五人組帳に記載せられたものに在りては、いづれも拾一二箇條以上に屬す。而して、其繁簡疎密は時代と地方とに依りて一様ならず、其享保以前に屬するものは概して簡略なりしも、元祿已降、其條項次第に多きを加へ、遂に享保年中の規定に至りて、五人組法規の主要なる條項は、大體に於て一定するに至りたるものゝ如し。

今、本書に收めたる數十種の五人組帳に就いて之を觀るに、享保以後の五人組帳の中には、享保十年に定められたる「五人組帳前書」及び「享保集成絲綸錄」に載せられたる「當時村方五人組帳」を其儘襲用し、又は此等を本として之に改訂若くは増補を加へて頒布實施せしもの、決して少數ならざるを認むるなり。例を擧げて之を言はば、

(一) 享保十年五人組帳前書と全く同一なるものには、

天保三年、西青沼村五人組御仕置帳あり。

(二) 享保十年五人組帳前書に改訂若くは増補を加へたるものと見るべきものには、

寛政十一年、武州多摩郡上谷保村五人組御改帳。

享和三年及び文政九年、越後國頸城郡松野山郷五人組御仕置帳。及び之

と同一と思はるゝ嘉永七年、同國同郡保倉郷大平村五人組御仕置高附帳。

天保十年、武州豐島郡下田畑村御法度書五人組帳。及び嘉永五年、安政三年、同四年、同七年、文久元年の同村御法度書五人組帳。

等有り。

(三) 享保集成絲綸錄所載の「當時村方五人組帳」と全く同一なるものには、

元文三年、武州荏原郡六郷領五人組帳。

天保十二年、武州多摩郡栗須村御條目五人組連印帳。

天保十四年、武州多摩郡廻り田村五人組連判書上帳。

天保十五年、御仕置五人組帳。

弘化四年、武州東葛西領五人組御改書上帳。

等あり。

(四)當時村方五人組帳に増補修正を加へたるものには、

延享四年、武州多摩郡柚井領下恩方村五人組連判帳。

寛政三年、武州足立郡淵江領普賢寺村五人組御箇條。

寛政七年、武州多摩郡砂川村御仕置五人組帳。

享和三年、武州荏原郡品川領上大崎村五人組帳。及び之と全く同一なる

文化四年、武州多摩郡戸倉新田五人組帳、文化十年、五人組御條目、天保十

三年、御條目書五人組帳及び年代不明、五人組御規定、同五人組御箇條等。

文政元年、武州多摩郡下川口村御仕置五人組帳。

文政十年、武州荏原郡為木村五人組前書。

天保三年、武州多摩郡後ヶ谷村五人組連判書上帳。

等あり。而して彼の天保七年の山本大膳五人組帳は、實に、當時村方五人組帳の後に七十七箇條を増補追加したるものにして、天保十年の御領知方御役所の五人組帳は、更に山本大膳の五人組帳に六箇條を増補追加したるものなり。此の如く、各時代各地方に行はれたる五人組帳には、源流的關係を有するもの少からざるを見るのみならず、余輩は又、余輩の蒐集し得たる數十種の五人組帳の調査に依りて、同一村が同一の五人組帳を年々襲用したる實例、及び同一村に於て其前時代に用ひたるものを、後に増補訂正して之を用ひたる實例をも舉示する事を得るなり。

(イ)一村が同一の五人組帳を襲用したる例としては、

元文三年、武州豊島郡大久保新田五人組帳は、後、文久二年、同三年にも之を用ひたり。

享和三年、武州荏原郡品川領上大崎村五人組帳は、翌文化元年より天保七年に至るまで、毎年之を襲用し、唯其末尾に附すべき五人組連判帳を年々改むるのみなりき。

文政六年、攝州川邊郡萬善村御仕置五人組帳は、爾後年々之を用ひ、其最後

の組合連名の所のみを改むることとせり。

享和三年、越後國頸城郡松野山郷五人組御仕置帳と文政九年、同村五人組

御仕置帳とは全く同一なり。

寛政十二年、下總國印旛郡鹿黒村五人組合並持高御改帳と文政十二年、同

村五人組合並持高改帳とは全く同一前書帳を用ひ、唯其持高の記載を

異にするのみ。

天保十二年、武州多摩郡、栗須村御條目五人組連印帳は文久元年、同二年に

ち之を用ひたり。

天保十年、武州豊島郡下田畑村御法度書五人組帳は、嘉永五年、安政三年、同

四年、同七年、文久元年にも之を用ひたり。

(ロ)同一村に於て前時代に用ひたるものを後に増補改訂して之を用ひたる例

としては、

文化十年、豆州田方郡塚本村中五人組帳(十六條)と文政十二年同村村中

五人組帳(二十一條)

を其一例として擧ぐることを得べし。

此の如く、多數の五人組帳の中には、源流的關係を有するもの少からざるが故に、余輩は本書に數十種の五人組帳を收載するに當りて、其前代の五人組帳と全く同一なるものに在りては、唯其書名のみを掲げて法規の掲載を全然省略し、或は其末尾の五人組連判の部のみを掲載するに止めて、五人組前書帳の部を省略することと爲し、又其前代の五人組帳に増補追加したるものに在りては、唯其増補追加の部分のみを掲載して前部を省略することと爲したり。何とならば、若し此等總べての五人組帳を悉く完本として之を收載せば、重複

又重複して徒に紙數の龐大を招くのみなればなり。

五人組帳に記載せられたる五人組法規は、前述の如く地方及び時代に依りて疎密繁簡を殊にするのみならず、其規定の種類も亦極めて錯雜にして、敢て一定の範圍を有せず。苟も民政に關する事項にして人民の平素心得置くべき必要ありと認めたるものは、便宜に隨ひ其規定を五人組帳に編入登載した

りしなり。故に精確なる標準に據りて此等の法規を類別すること難しと雖も、余輩は五人組制度論に於て、便宜上之を(一)警察法(二)宗教法(三)吏員法(四)驛傳法(五)租税法(六)勸農法(七)營業法(八)道德法(九)身分法(十)節用法(十一)民事法(十二)刑事法(十三)訴訟法に類別して、其主なる條文を彙集列擧せり。然れども、讀者若し本書に收むるところの各組帳に就きて通讀檢索するところ有らば、五人組法規の廣汎多端なるに關しては、蓋し想半ばに過ぐるものあらむ。而して、天明五年高松藩に於て領内に頒ちたる五人組法令が、單に一箇條に止まりて、簡明なる法文中に組合員の守るべき四大綱領を掲げて、之に犯罪矯正及び告發の義務に關する制裁を附記せるのみならず、享和元年米澤藩の「伍什組合掟書」が、其條數僅に四五箇條に過ぎず、且つ其記載するところも、農商の生業を勸奨し、組合員互に和睦協力し、患難相濟ひ、過失相戒め、互に德業を勸めて、以て「頼母しき組合」を立て、村々戸々永く相續致すやうに戒諭したりしとは、其體裁全く他の五人組帳に記載せられたる五人組法令と其趣を殊にし、教化を本としたる徳教の條規とも謂ふべきものにして、吾人をして彼の宋の呂藍田の創案に成れる

「郷約」及び朱晦菴の之を増補修訂して作りたる「郷約」の四大綱領を想起せしむると同時に、五人組制度の漸次警察的より社會的、教化的に進みたる一事例を吾人に提示するものと謂はざるべからず。

承應四年武州新倉郡小檜村五人組帳

〔讀律書屋所藏「法令習字本」所載〕

差上ヶ申所々五人組之事

- 一 正月十一日より井堀河よけ關堤之普請無油斷入念新關新手樋可仕場於御座候者每度申上御指圖次第可仕候事
- 一 田畑壹畝壹步成共荒間なき様に念を入可仕候若少成共百姓情分に而も不能成荒可申様に御座候はゞ得御下知を可申候油斷仕荒申候者曲事に可被仰付候事
- 一 竹木むさゝと伐取申間敷候百姓家作坏仕候者御手代衆迄御斷可申候若我まゝに伐取申候者如何様之御法度にも可被仰付候事
- 一 行衛不知他國之者牢人商人乞食たりと云とも一夜之宿をも借申間舖候事
- 一 所之者他國へ參年久敷罷有又所へ罷歸度と申か同聲いせきに參候共庄屋五人組に斷先々迄斷置可申候事
- 一 道橋本道之義は不及申に脇道迄も念入毎日作可申候
- 上様 御成之場は砂をしき致付芝成程念入御馬之足少も入不申様に被仰付候間庄屋五人組に而斷作可申候若油斷致惡敷所有之候者何様之曲事にも可被仰付事

一御成之時分は如御法度之何者成共道中壹人も通申間敷候事

附犬猫念を入つなき可申候

此外御鳥見衆被仰付候御法度之趣少も相背申間敷事

✓一欠落手被之者候者隠なく可申事

一牛馬賣買仕候者先之出所を改請人立五人組に斷致賣買可申候不傳成馬買申ましき事

一博奕並賭之諸勝負一切仕間敷事

ノ一郷中に作も商も不致我職なくして罷在候者致吟味御披露仕御差圖を以其村を拂可申事

一切死丹者てれんいるまん御法度之宗門郷中に一人も無御座候若他所より右之宗旨之者參候者押

置可申上候油斷いたし脇より訴人御座候はゞ何様之御法度も可被仰付候事

一其所之儀は不及申近所之村にても夜打盗人火事と啼を立候者急出合可申事

✓一人之賣買如御法度之拾年季之外は賣買仕間敷事

一御年貢米糠藁小米無之様に繩俵如御差圖之念入御刻付之通納可申候若郷中に而未進仕欠落抔仕候者郷中にて辨納可申事

右之通五人組に被仰付候間念入致吟味五人組仕上ケ申候若御仕置を相背におゐては其もの之義は不及申組中之者不殘何様之御仕置にも可被仰付候少も御恨に存間敷候

武州新倉郡小檜村

承應四乙未年

名

主

宛 所

寛文五年金崎村五人組帳

一耕作念を入仕御年貢御割付之通急度皆濟可仕候御領所者壹合壹錢も無未進被仰付候日限に御取切り被成候由儘に承申候事

一御年貢出し候はで欠落致可申候と及見候百姓御座候は御代官へ届け不申先妻子を取其上可申上候致油斷欠落致候而も五人組之もの共急度御年貢拂方相究可申候事

一御年貢御割付被下候時者惣百姓不殘寄合御割付見申能々致合點御割付之裏に銘々判可仕候其上にて大小百姓不殘寄合御檢見帳に引合能々合點致割仕其割帳に銘々惣百姓判致置名主百姓中間

に少も謂言無之様に可仕候御年貢割相究以後も御割付見申度候と存候百姓は名主所へ參幾度も見候而合點可仕候勿論名主もみせ可申候事

一御年貢御藏入致候時分あらぬかあつ米小米無之候様に念を入米能仕俵之儀も本俵上くるみ共に

五寸符に念を入あみ上くるみ茶かゝりに仕り十文字に繩をかけ下結上結ともに摺なわにて五所

宛結木札に南條勘兵衛御代官所何村誰納と書付致俵之内にも壹つ入上にも壹つ付念を入おさめ

可申候事

一御年貢米金納候時銘々庭帳に付納候員數之所に百姓判致置其村名主方より手形取置可申候勿論

可申候事

可申候事

可申候事

名主も手形出し可申候若失念致たがひにてがた取引不仕名主百姓中間に少も謂言有之に付而は双方何様之曲事にも可被仰付候事

一庭帳割帳入目帳閉めに御手代衆印判被成名主方へ御渡し候間右三冊之帳に請取米金納申候分明細付置可申候並に萬御役入目之義も其村之惣百姓寄合相談致小割仕其割帳に百姓銘々判致置可申候事

一御年貢石物之義は御法度のごとく鐘を拂斗立三斗七升入に致村々米寄合に積十月中に急度江戸御藏へ納可申候壹村分之米壹そうにはつみ申間敷候若致油斷遅く納候はゞ名主百姓上乘共に曲事に可被仰付候自然路次にて紛失申候か又何様之義に付而何ほどかんだち候とも百姓たし可申候あまり候はゞ百姓寄合めいゝ納候俵敷を以割取可申候米納才料は其村之名主百姓相談に而納に可參候事

付江戸御藏納手形賣買申もの御座候はゞ堅曲事に可被仰付候事

一御藏入之時分は初拵念を入升目能仕御藏前へ寄御改申請御藏に入置預り可申候下敷など薄く仕候か又雨も候而初くさり申候か火事盗人に逢申候か如何様之義出来申候共郷中にて預り番致上者御公儀御そんには不仕急度わきまへ納方相究可申候自然近所に火事出来申候はゞ郷中之義は不及申に隣郷共に不寄男女ニかけつき次第に火事ふせぎ可申候若出合不申候者候はゞ中間にて穿鑿致可申上候事

附郷御藏に入置預り申候殘米之義は御手代衆より送狀申請來ル正月中に江戸御藏へ急度納可

申事

一御公儀御用之儀者何方より申來候共少も遅々仕間敷候御配符先々へ遅く届日付時付違申候はゞ曲事に可被仰付候事

ト作も商も不仕友立付合致郷中之相談にも出合不申我がまゝ成るもの郷中に置申間敷候事

一郷中に盗人其外徒者有之時訴人御座候はゞ無油斷百姓中間にても召捕指上可申候若致油斷捕迹候はゞ名主五人組は不及申に其村曲事に可被仰付候事

一百姓致壹連神水吞申間敷候事

一無行衛牢人置申間敷候御觸儘承申候事

付手負のもの御座候は可申上候隱置申間敷候事

一通之衆喧嘩などにて人殺候はゞ所之者隣郷共に出合留置可申候若打拂退候はゞ何方までもあとを慕參候而落着所へ渡し可申候如何様之者御座候共打殺申間敷候事

一御鷹番之義者御鳥見衆より被仰付候通り村々にて番屋を作り番之者貳人宛指置何方よりも御鷹匠衆御通候はゞ則御渡し被成置候御判札に見合若相違申候は御鷹匠衆留置可申上候由御觸儘に承申候事

一何にても鳥取申間敷候事

附御餌指に候共御法度の鳥取候はゞおさへ置御注進可申上候事

一盗人ばくちほうびき諸勝負仕候もの御座候はゞ可申上候隱置申間敷候事

付徒者牢人郷中に置申間敷候御法度毎年堅被仰付候へ共彌々巳の正月御法度之趣儘に承候事

一堤井堀道橋御普請之時出兼申百姓郷中に置申間敷候並に道橋惡敷所候は、御觸無御座候共作り可申候若惡敷所候は、郷中曲事に可被仰付候事

一無下知竹木剪採申間敷候事

一人賣買仕間敷候年季の儀者十年之御觸儘に承候事

一吉利支丹宗旨常々堅御改被成候其上去る巳ノ正月より御穿鑿別而被仰付候所に彌々當巳ノ正月御穿鑿被入御念名主百姓銘々御手代衆へ被召寄御條目之趣儘に承届ヶ申候則郷中大小百姓中間寺社門前之者非人等まで念を入相改申候へ共吉利支丹之宗旨壹人も無御座候若御法度之宗門御座候由訴人御座候ば名主組頭不及申に一村不殘如何様之曲事にも可被仰付候事

附下々出替の時分に候間彌々念入宗旨改寺請手形主人方へ取置可申候事

一常に喧嘩好公事敷寄仕ことそさうに致候もの又五人組相談にはづれ我がまゝ成るもの郷中に置申間敷候事

一他所之出入は不及申に百姓中間にても申分御座候は、互に理づくに致可申候がさつ成る事仕間敷候事

一欠堀落堀道をせばめ田島仕出し耕作仕付候もの郷中に御座候は、御せんさくの上籠舎に可被仰付名主惣百姓如何様之過怠にも可被仰付候事

一田島一步之所も荒し申間敷候若耕作仕付不申所有之候は、御穿鑿之上其者は不及申に五人組名

主共に曲事に可被仰付候前々より永荒之場又は沼谷地原地見立候は、得御下知ひらき可申候無理我がまゝ發申間敷候事

✓ 一他所より其所へ引越ものゝ義者跡々の出所へ斷を致請人を取指置可申候其外或は不知馬喰もそう獨者或は百姓所をあげ欠落者たとへ親類成共あや敷ものに壹夜之宿をも借し申間敷候若宿仕候もの名主五人組に斷可申候事

レ 一何方へ用所にて參候共又は物諸商に罷出候とも其子細五人組にしらせ可參候事

一五人組に仕上申候印判取替申間敷候若落候は、名主は御手代衆に替候印判御目にかへ百姓は名主に見せ取替可申候事

一獨身の百姓無紛相煩耕作兼候時は五人組之者は不及申に爲其村互に助合候而田島仕付取納候様に可仕候事

✓ 一百姓所を拂申義御座候は御代官へ相届け得御意拂可申候爲私押出し申間敷候事

一死失申候百姓跡其まゝ壹人に百姓仕付可申候郷の才覺に不能成候ば家屋敷田島共に書立上げ可申候斷なく家をこわし竹木切取持添惡敷所を荒し百姓跡をつぶし申候は、曲事に可被仰付候事

一田島永代之賣買仕間敷候自然御仕置を相背六ヶ敷義申上候は、何様曲事にも可被仰付候事

一御手代衆並に名主百姓御年貢取引者不及申に少の事をも手形なしに取引仕間敷候無證據事を時過六ヶ敷義申上候は、双方御穿鑿之上曲事に可被仰付候事

一御手代衆御手形之外誰人成共金銀米錢の義者不及申に少事成共渡し申間敷候事

一御手代衆並に御家中衆より郷中へ賣買物一切仕間敷候事

一人馬之義は御公儀御傳馬御手代衆其外壹疋壹人も出し申間敷候御用に付而勤兵衛様御家中衆江戸へ御越候時分は所に御座候やさへ薪など出し可申候事

一御手代衆惣而御家中上下又は名主組頭非分致かけ候は、可申上候たとへ御手前より被仰付候義も御非分成る事に御座候者御詫言可申上候様子御尋候而御用捨可被下候由言をわけ被仰付候上は少も不隠可申上候當座に不申上時過何角と申上候は、此證文を以曲事可被仰付候事

一百姓衣類名主は縮紬布木綿百姓は布木綿斗着可申縮布之類者衣裏帶等にも仕間敷候並に染色は紫紅梅にそめ申間敷候此外何にてもかたなしにそめ可申候事

一縮紬の儀者壹端に付大工がねにて長ケ三丈四尺は、壹尺四寸布木綿は壹端に付大工がねにてたけ三丈四尺は、壹尺三寸におり出し可申候由の御觸御條目辰ノ秋中儘に承届申候當巳の秋中に御改之上右之寸尺より不足におり出し申候は、御見出し次第御取上曲事に可被仰付候旨奉得其意候事

一名主百姓男女共に乗物にのり申間敷候事

一盗人用心に郷境諸事能所に番屋を作り夜番可仕候若盗人出来申候は、郷境よりなりをたて出合からめ可申候事

一新川満水の時分は前々のごとくに請取之堤其村の名主組頭百姓人足を召連候而遅々なく罷出夜日共に念を入番可仕候若致油斷押きらせ申候は、其番所之名主組頭百姓は如何様之曲事にも可

被仰付候事

一欠堀落堀を築出し橋かけ申間敷候堀敷之なみにつかけ可申候もくはらいの義もたとへ御觸無御座候共無油斷壹村境切りに念を入拂水能落申候様に可仕候若もくはらい不申候所は曲事に可被仰付候事

一欠堀落堀に土手をつき候而うけをふせ申候は、爲過怠と壹ヶ所に人足三拾人宛御普請可被仰付候事

一關宿より江戸川通り御番所より外女一切向へ渡し申間敷候御法度御觸儘に承申候若隠渡し申候由訴人御座候は、當人の義は不及申名主五人組共に急度曲事に可被仰付候事

一川通かし筋の義者不及申に在々に至まで遊女ばいた置候義堅御法度之由儘に及承申候若壹人成共隠置申候と訴人御座候は、當人之義は不及申に名主五人組共に如何様之御法度にも可被仰付候事

一川通かし筋に用所なくして舟かけ置候は、所之もの罷出穿鑿致早々舟通し可申候御觸儘に承候事

付水かれ時分にはしけちん無躰に申かけ多く取申間敷候舟方舟頭に成共かさつ成る義仕間敷候御仕置儘に承候事

一五人組一札にはづれ候もの郷中に無御座候若壹人成共隠置申候は、名主曲事に可被仰付候事
一何にても御公儀御法度相背惡敷事仕候者御座候は、其五人組中より可申上候若わきより御開出

候は、名主五人組共に曲事に可被仰候他之組又は他所より訴人仕候は、依其品に御ほうび可被下候由被仰付候たとへ其もの同類親類縁者などあだをなすべきと存候は、内々にて可申上候由尤其心得致聞出し御法進可仕候事

右之條々村々にて寫し置御仕置相背不申候様に銘々小百姓まで毎月名主所へ寄合よませ承可申此旨少も違背申もの候は、如何様之御法度にも可被仰付候其時分少も御恨に存間敷候爲後日仍如件

寛文五年

金崎村

巳ノ正月

勤左衛門印	三左衛門印	又左衛門印
善左衛門印	孫右衛門印	茂兵衛印
惣左衛門印	七右衛門印	七左衛門印
佐左衛門印	多左衛門印	仁右衛門印
久右衛門印	五兵衛印	新兵衛印
彌藏印	市左衛門印	市右衛門印
	長左衛門印	長右衛門印
	權兵衛印	八郎兵衛印
	徳右衛門印	惣右衛門印
	理右衛門印	喜右衛門印

寛文拾一年金崎村五人組一札

指上申五人組一札之事

一 耕作念を入仕御年貢御割付之通り急度皆濟可仕候御領所者壹合壹錢も無未進被仰付候日限に御取切被成候由儘に承候事

一 御年貢出し候は、で欠落致可申と見および候百姓御座候は、御代官に届け不申先妻子を取其上可申上候致油斷欠落致候而も五人組之者共急度御年貢拂方相究可申候事

一 御年貢御割付被下候時分者惣百姓不殘寄合御割付見申能々致合點御割付之裏にめい、判可仕候其上に而大小百姓不殘寄合御檢見帳に引合能々合點いたし判仕其割帳に銘々惣百姓判致置名主百姓中間に少も謂言無之様に可仕候御年貢相極候以後も御割付見申度と存候百姓者名主所に參幾度も見候而合點仕候勿論名主も爲見可申候事

一 御年貢御藏入致候時分ぬかあつ米小米無之候様に念を入米能仕儀之義も本儀上くるみ共に五寸符に念を入編上ぐるみ茶かゝりに仕十文字に繩をかけ下結上結共に摺繩にて五所宛結木札に南條勘兵衛御代官所何村誰納と書付致儀之内にも壹つ入上にも壹つ付け念を入納可申候事

一 御年貢米金納候時銘々庭帳に付能々員數之所に百姓判致置其村名主方より手形取置可申候勿論名主も手形出し可申候若失念致互に手形取引不仕名主百姓中間に少も謂言於有之者何様之曲事にも可被仰付候事

一 庭帳割帳入目帳閉目に御手代衆印判被成名主方へ御渡し候而右三札之帳請取米金納候時分明細に付置可申候並に萬御役入目の義も其時之惣百姓寄合相談致小割仕其割帳に百姓銘々判致置可申候事

一 御年貢石物之儀は如御法度之鐘を拂斗立三斗七升入に致村々米寄合積拾日中に急度江戸御藏へ納可申候壹村分之米壹双には積中間敷候若油斷致遅く納候は、名主百姓上乘共に曲事に可被仰付候自然路次にて紛失申候か又者何様之儀に付何程勘定申候共百姓たし可申候あまり申候は、百姓寄合銘々納候俵數を以割取可申候米納才料者其村之名主百姓相談にて納に可參候事

附江戸御藏納手形賣買申者御座候は、堅曲事に可被仰付候事

一 御藏入之時分者親拵念を入升目能仕御藏前に寄御改申請御藏へ入置預り可申候下敷など薄仕候か又雨も候而粗くさり申候か火事盜人に逢申候歟如何様之儀出來申候共郷中にて預り番致上者御公儀御損には不仕急度わきまへ納方相極可申候自然近所に火事出來申候は、郷中之儀は不及申に隣郷共に不殘男女欠付次第に火事ふせぎ可申候若出合不申候者候は、中間に而穿鑿致可申上候事

付郷御藏に入置預り申候殘米之儀は御手代衆より送狀申請來る正月中に江戸御藏へ急度納可

申候事

一 御公儀御用之儀は何方より申來り候共遅々仕間敷候御配符先々へ遅く届け日限時付け違申候はば曲事可被仰付候事

一 一作も商も不仕友立付合致郷中之相談にも出合不申我儘成者郷中に置中間敷候事

一 郷中に盜人其外徒者有之時者訴人御座候は、無油斷百姓中間に而も召捕差上げ可申候若油斷致捕逃申候は、名主五人組不及申に其村之曲事に可被仰付候事

一 百姓壹連致神水吞中間敷候事

一 無行衛宇人置中間敷候御觸慥に承申候事

附り手負之者御座候は可申上候隱置中間敷候事

一通の衆喧嘩などに而人殺候は、所之者隣郷共に出合留可申候若打拂退候は、何方迄も跡を慕ひ參候得而落着所に渡し可申候左様之者御座候とも打殺中間敷候事

一 御鷹番之儀は鳥見衆より被仰付候通り村々に而番屋を作り番之者貳人宛指置何方よりも御鷹匠衆御通り候は、則御渡し被成置候御判札に見合若相違申候は、御鷹匠衆留置可申上候由御觸慥に承申候事

一 何にても鳥取中間敷候事

付御餌指に候共御法度之鳥取候者おさへ置御注進可申上候事

一 盜人ばくちほうびき諸勝負仕候者御座候は可申上候隱し置中間敷候事

付徒者牢人郷中に置中間敷候御法度毎年堅被仰付候へども彌々去^り年御法度之趣儘に承候事

一堤井堀道橋御普請之時出兼申百姓郷中に置中間敷候並に道橋惡敷所候は御觸無御座候とも作
り可申候若惡敷所候は郷中曲事に可被仰付候事

一無下知竹木剪採中間敷候事

一人賣買仕間敷候年季之儀は拾年之御觸儘に承候事

一吉利支丹宗旨常々堅く御改被成候其上去已ノ正月より御せんさく別而被仰付候所に彌^り正月御
穿鑿被入御念名主百姓銘々御手代衆へ被召寄御條目之趣儘に承届け申候則郷中大小百姓中間寺
社御前之者非人等迄念を入相改め候へども吉利支丹之宗旨壹人も無御座候若御法度之宗門御座
候由訴人御座候は名主組頭は不及申に壹村不殘如何様之曲事にも可被仰付候事

付下々出替之時分に候間彌々念入宗旨改め寺請手形主人方へ取置可申候事

一常々喧嘩好公事敷寄仕ことそさうに致候者又は五人組相談にはづれ我がまゝ成者郷中に置中間
敷候事

一他所之出入は不及申に百姓中間に而も申分御座候は互に理つくに致可申候がさつなる事仕間
敷候事

一闕堀落堀道をせばめ田島仕出し耕作仕付候者郷中に御座候ば御穿鑿之上籠舎に可被仰付候名主
惣百姓いか様之過怠にも可被仰付候事

一田島壹歩之所も荒し申間敷候若耕作仕付不申所有之候は御穿鑿之上其者は不及申に五人組名

主共に曲事に可被仰付候前々より永荒之場又は沼谷地原見立候は得御下知を披申べく候無理我
まゝに發申間敷候事

一他所より其所へ引越者候儀は跡之宿所へ斷をいたし請人を取指置可申候其外或は不知馬喰こも
僧獨者或は百姓所を明け欠落之者縦は親類成共あや敷者に壹夜之宿をも借し中間敷候若宿仕候
者名主五人組に斷可申候事

一何方に用所に而參候とも又者物參商に罷出候とも其子細五人組に爲知可參候事

一五人組に仕上申候印判取替中間敷候若おとし候は名主者御手代衆に替候印判掛御目に百姓は
名主に見せ取替可申候事

一獨身之百姓無紛相煩耕作成兼候時分は五人組之者は不及申に爲其村互に助合候而田島仕付け取
納候様に可仕候事

一百姓所を拂申儀御座候ば御代官へ相届得御意拂可申候爲私押出し申間敷候事

一死失申候百姓跡其儘壹人百姓仕付可申候郷之才覺に不罷成候は家屋敷田島ともに書立上げ可
申候無斷家をこわし竹木切取持添惡敷所を荒し百姓跡をつぶし申候は曲事可被仰付候事

一田島永代之賣買仕間敷候自然御仕置を相背六ヶ敷儀申上候は如何様之曲事にも可被仰付候事

一御手代衆並に名主百姓御年貢取引者不及申に少之事をも手形なしに取引仕間敷候無證據事を時
過六ヶ敷儀申上候ば双方御穿鑿之上曲事に可被仰付候事

一御手代衆御手形外誰人成共金銀米錢之儀者不及申に少之事成共渡し申間敷候事

一御手代衆並に御家中衆より郷中へ賣買物一切仕間敷候事
 一人馬之義者御公儀御傳馬御手代衆其外壹疋壹人も出し申間敷候御用にて勘兵衛様御家中衆江戸へ御越之時分所に御座候屋濟たきなど出し可申候事
 一御手代衆惣而御家中上下又は名主組頭非分致かけ候ば可申上候縦御手前より被仰付候儀も御非分成事に御座候ば御詫言可申上候様子御尋候得而御用舍可被下之由言をわけ被仰付候上は少も不隠可申上候當座に不申上時過何角と申上候は、此證文を以て曲事に可被仰付候事
 一百姓衣類名主者縮紬布木綿百姓は布木綿斗着可申候縮布之類は衣裏帶等にも仕間敷候染色は紫紅梅にその申間敷候此外何にてもかたなしに染着可申候事
 付萬事奢たるぎ仕間敷候彌々去年御觸慥に承申候事
 一縮紬之義壹端に付而大工之かねに而長三丈四尺は、三尺四寸布木綿は壹端に付而大工之かねに而長三丈四尺は、壹尺三寸に織り出し可申候之由御觸御條目辰ノ秋中慥に承届け申候巳ノ秋中に御改之上右之寸尺不足に織出し申候は、御見出し次第に御取上げ曲事に可被仰付候旨奉得其意候事
 一名主百姓男女共乗物に乗申間敷候事
 一本田島にたばこ一切作り申間敷候但野山を新切發作り候は、御赦免之旨奉得其意候野山新開發之場御座候ば御代給衆迄得御下知を作り可申候若隠し置候而作り申者御座候は、其五人與之中より急度可申上候見逃爲作申候は、其者は不及申に五人組之者迄何様之曲事にも可被仰付候事

一酒造之儀以前より有來候酒屋之外新酒屋取立酒作り申間敷候前々より有來候酒屋も御公儀様より被仰付候通り少も無相違作り可申候事
 付去る、年より彌々堅く御觸之□承届申候事
 一盗人用心に郷境詰能所に番屋を作り夜番可仕候若盗人出來申候は、郷境よりなりを立出合搦取可申候事

一新川満水之時分者前々のごとくに請取之境其村之名主組頭百姓人足を召連候而無遅々罷出夜日共に念を入番可仕候若致油斷押切られ申候は、其番所之名主組頭百姓如何様之曲事にも可被仰付候事
 一關堀落堀を築出し橋かけ申間敷候堀敷之なみに掛可申候もくはらい之儀は縦御觸無御座候共無油斷壹村境切に念を入拂水能落申候様に可仕候若もくはらい不申候所者曲事に可被仰付候事
 一欠堀落堀土手を築候而うけおかせ申候は、爲過怠と壹ヶ所に人足三拾人宛御普請可被仰付候事
 一關宿より江戸川通り御番所より外女一切向へ渡し申間敷候御法度之御觸慥に承申候若隠置渡し申候由訴人御座候は、當人之儀は不及申に名主五人與共に急度曲事に可被仰付候事
 一川通りかし筋之儀は不及申に在々に至迄遊女ばいた置候儀堅御法度之由慥に承届け申候若壹人成共隠置申候と訴人御座候は、當人之儀は不及申に名主五人組共に如何様之御法度にも可被仰付候事
 一川通りかし筋に用所なくして船かけおき候は、所之もの罷出穿鑿致早々舟通し可申候御觸慥に

承候事

附水かれ時分にはしけん無躰に申かけ多取申間敷候舟方舟頭成共かさつ成儀仕間敷候御仕置儘に承候事

一五人組一札にはづれ候者郷中に無御座候者壹人成共隠置申候はゞ名主曲事に可被仰付候事

一何にても御公儀御法度相背惡敷事仕候者御座候はゞ其五人組中より可申上候若脇より御聞出し候ば名主五人組共曲事に可被仰付候他之組又は他所より訴人仕候はゞ其品において御褒美可被

下候由被仰付候たとへ其者同類親類縁者などあたをなすべきと存候ば内々に而可申上候由尤其心得致開出し御注進可仕候事

右之條々村々に而寫置御仕置相背不申様に銘々小百姓迄毎月名主所へ寄合爲讀承可申候此旨少も違背申者候ば如何様之御法度にも可被仰付候其時分少も御恨に存間敷候爲後日仍而如件

寛文十一年

亥ノ正月

金崎村

市左衛門印	新兵衛印
長左衛門印	半兵衛印
彌三左衛門印	八郎兵衛印
徳左衛門印	市右衛門印
久右衛門印	惣右衛門印
三郎兵衛印	三左衛門印

寛文拾一年日野澤村五人組帳

差上ケ申五人組一札之事

惣兵衛印	孫右衛門印
市兵衛印	七右衛門印
勘左衛門印	多左衛門印
善左衛門印	五右衛門印
庄兵衛印	久兵衛印
市郎左衛門印	喜右衛門印
茂右衛門印	又左衛門印
權左衛門印	茂兵衛印
市郎右衛門印	仁兵衛印
	金右衛門印

一吉利支丹宗門之儀宗旨改之御役人方より御僉儀堅被仰付御制禁に御座候彌以村中穿鑿仕候得共不依何者に御法度之宗門無御座候村中之儀は不及申上に縦他所に御座候共見出し聞出し候はゞ

早速申上御褒美可申請候事

一他所引越候もの御座候は、其所之旦那寺名主組頭より宗門手形を取其外越度無之旨承届け得御意指置可申候事

附下人等抱申候は、宗旨を相改寺請手形取可申候事

一行衛不知牢人商人一切置申間敷候併名主五人組穿鑿仕儘成ものに紛無之親類縁者證人に立致手形におゐては得御意差置可申候たとへ所罷出候ものにて他所へ罷越久敷便宜も不仕永々罷有歸り候は、名主五人組立合其者居所相尋宗門改其所之名主五人組へ様子承儘成段聞届手形迄取返し置可申候尤追散之百姓并欠落之輩親類縁者に御座候とも一切抱置申間敷候事

一吉利支丹宗門之ものは不及申上に人殺之者又は盜賊其外徒者に御座候由何方をも斷御座候は、名主組頭五人組立合様子承届無油斷召捕指上げ可申候自然郷中之力に而不罷成儀に御座候は、惣百姓出合欠落不申候様に仕置早速可申上候隣郷近郷之事にても見逃聞のがし不申出合可申候事

一郷中堂宮并山林にからまり不審成もの罷有候は、所之者は勿論隣郷共に出合搦捕指上可申候若其場にてからめがたく候は、何方迄も跡を慕參候而其落着所へ行相搦如何様成極科之者にても打殺不申御注進可申上候事

一盜人用心のため村々に而つまり能所に番屋を作り夜番可仕候郷中之儀は勿論近郷にても盜人見出し聲をたて候は、たいまつをとぼし早々出合聲を合とらへ候様に常々名主百姓申合油斷仕間

敷候事

附出家山伏社人行人こもそうかねたよき穢多食非人等盜人之宿を仕又は同類も可有御座候間常々能々僉儀可仕候事

一在々所々馬盜人御座候間晝夜を不限不審成もの牛馬を牽通り候は、其落着所を相尋あやまり御座候躰及見候は、郷次に送届落着所之名主五人組へ儘に申斷可罷歸候事

附儘成口入人無之候て牛馬賣買一切仕間敷候事

一盜人之贓物郷中之者見出候歟又他所之者見出し聞出し其届御座候は、名主組頭五人組早速出合僉儀仕可申上候事

一御公儀御用之儀何方申來候共少も無遅々相調可申候御廻文參候は、誰様か村次之御狀何通何時に請取候由手形を遣即刻先々へ相届刻付之手形取置可申候事

一前々々鐵砲所持仕所に而殺生致候もの之儀は勿論用心のため鐵砲持來候ものも他所へ罷出一切殺生仕ましく候事

一人之賣買仕間敷候縦年季ニ召置候共拾年季ヲ限壹年季ニ不限其身出所之旦那寺名主五人組より宗門手形を取其外越度無之由承届尤儘成請人を立抱置可申候不儘成もの片時も置申間敷候事

附村中老若男女によらず一切他所へ奉公に出し申間敷候若御屋敷にて御抱不被成候筈に相極り申候は、得御意何方へも奉公致させ可申候事

一博奕ほうびき惣而壹錢半錢何ほどかるき事に御座候とも諸勝負堅仕間敷候事

○一往來之旅人并飛脚之もの参り懸り煩申事御座候は、能々看病いたし出所を相尋近國之者に候はば一左右可申届候自然相果候は、名主組頭立合其者所持申道具荷物を相改封を付置出所へ可申届候若遠國などか又は出所知不申候は、札を立置彼者行衛知次第様子承届相渡し可申候尤油斷なく御注進可申上候事

附たばかり事にて相煩又は喧嘩口論など仕出し申事可有之候左様之節は所之者早々出合相留埒明村中に置不申候様にはからひ可申候出家山伏社人行人こもそう非人等惣而あやしきものに一夜の宿も貸中間敷候事

レ一井堰川除普請無油斷仕耕作念を入可申候作も商賣も諸職も不仕郷中にて相談にはつれ罷有候ものか又は不似合衣類を着し大脇指などさし男ふりを作り惣而奢申もの御座候は、急度申上得御意所を拂可申候如何様成小百姓に御座候共私として所を追出し申間敷候事

一御年貢御割付被下候時惣百姓并出作之者迄立合高下無之明細割極御割付之通御年貢米金急度皆濟可仕候若御年貢引負欠落可仕と及見申百姓御座候は、五人組として僉儀仕名主方へ相談いたしおさへ置可申上候油斷仕欠落爲致候は、其者之御年貢五人組にて辨納仕其上彼者尋出し可申候事

附御年貢納候帳並夫錢帳括目毎に名主并小百姓四五人印判仕御年貢米金并夫錢帳等名主方へ請取候度々に右之帳に付置納候員數之所に銘々百姓印判仕置可申勿論請取手形を其時々仕名主方へ百姓方へ相渡し可申候惣而名主百姓勘定合之儀は不及申内々に取引萬端之儀手形

を以指引可申候事

一御家中衆様御用にて郷中へ御出候節は何にても所に有合申候ものにて一汁一菜二菜迄にて御食出し可申候御足輕御中間又は下々之儀一汁一菜にて出し可申候惣而何にても此外出し申間敷候傳馬人足之儀被仰付候外出し申間敷候勿論御自分様御出候時分は猶以右同事御足輕御中間衆被參候節御指圖無之人馬出し申間敷候事

附御足輕御中間又は下々郷中へ御供にて御出候時分或は御壹人御越候節何にても賣買仕間敷候若賣買仕候は、不叶事御座候は、得御意賣買可仕候事

一他所之者と出入之儀は不及申同百姓中間にて六ヶ敷事出来候は、名主組頭五人組立合僉儀仕依怙最肩無之有躰に埒明可申候尤内々に相濟不申候事は、以書付を可申上候自然惡事をかたん仕候もの御座候は、本人よりかたんのもの重科に可被仰付候事

附百姓企惡心一列仕間敷候事

一大酒のみ喧嘩を好或は公事すきにて我儘申惣而惡事仕候もの等御座候は、無隱急度可申上候若かなたこなたの延慮を考延引仕候内六ヶ敷義出来申候は、五人組の儀は不及申親類縁者迄同罪に可被仰付候事

附百姓中間にて公事出来不仕候様に常々致吟味物每正路に御公義御用大切に可仕候事

一御年貢納方其外何にても御用候而名主老百姓江戸へ參候節過分之つらぬきを懸非分成義仕候はば其砌に可申上候時過六ヶ敷義申上候は、御取上被爲間敷候事

附夫錢其外何成共不審成入用名主方々割かけ申候は、早速僉儀仕其時々可申上候事

田島山屋敷永代之賣買仕間敷候自然品により賣申候は、不叶子細御座候は、名主組頭五人組立合致吟味其上得御意可申候、縱年季質物に仕候共名主五人組加判之手形を以相極可申候事

郷中火之本用心晝夜無油斷念を入可申候、自然火事出來仕候は、何方にても早々火本へかけつきけし可申候、惣而常々申合火之本用心大事に可仕候事

用所在之而郷中へ參候ものは、各別用所無之他所々切々來輩御座候は、名主組頭僉儀仕郷中へ寄せ申間敷候事

附他所へ用所候而參候共又は神佛へ參詣に罷出候とも惣而他所に泊り候は、其子細名主五人組へ相斷可參候事

一本田島之儀は、不及申上或は荒起或は新田島又は切次之田島并畑成田等御座候は、壹歩之所成共無隱申上御年貢上納可仕候如何様之惡所にても荒し不申候様に念を入耕作仕付可申候事

附荒間又は新田島に發可然所御座候は、得御意開發可仕候事

一前々之百姓壹人之跡死失申候は、得御意百姓仕付田島山屋敷壹畝壹歩も無不足名主組頭五人組立合致吟味相渡し可申候、若百姓仕付申儀不罷成候は、田島山屋敷書立差上ケ可申候、左様に無之家をこわし取四壁を荒田地を持添に仕百姓跡をつふし申間敷候事

一獨身之百姓無紛相煩耕作不罷成候節は、其五人組は、不及申一村として互に介合耕作仕付御年貢不致候様に可仕申候

一御林并御立山竹木伐申儀は、不及申に百姓山并四壁之竹木成共猥りに伐取申間敷候、若手前不叶入用御座候節は、窺御意可申請候事

一御家中衆に御座候共御家老様其外御支配方より御手紙不參候は、宿かし申間敷候、勿論御用之品をも相調申間敷候事

一仕上ケ申候手形證文に判形仕候儀、文言を致吟味其上判可仕候、左も無之候て後日に手形證文御僉儀御座候時分文言は、不存候得共判形は、仕候など申上間敷候事

附印判紛失仕取替申候は、其斷可申上候

一往還之路次は、不及申惣而道橋惡所候は、毎度不被仰付候共無油斷作り可申候事

一何にても江戸へ出し少之御運上にも可罷成ものは、勿論自今以後出來候物無隱申上賣買可仕候事

一此度被仰付候五人組郷中家持之儀は、不及申門屋子共下人等に、至迄不殘僉儀仕候得共何にても御法度背徒仕候もの壹人も無御座候事

右之條々少も違背仕間敷候、爲其名主百姓立合吟味之上五人組相定一札指上ケ申候、若相背者御座候は、其五人組は、不及申名主老百姓ともに如何様之曲事にも可被仰付候、少も御非道奉存間敷候、此一札名主所に寫置、毎月一度つと披見仕被仰付候、通堅相守可申候、爲後日一札仍如件

十郎右衛門印
茂右衛門印

寛文拾壹年亥ノ二月

大 普 地 明 全 水 養 觀 大 良
 通 門 福 德 福 泉 命 正 龍 泉
 院 寺 寺 寺 寺 寺 寺 庵 寺 寺

又 右 衛 門 印
 孫 右 衛 門 印
 新 判 四 郎 左 衛 門 印
 喜 兵 衛 門 印
 四 郎 右 衛 門 印
 權 助 家 衛 門 印
 三 九 郎 助 家 衛 門 印
 源 左 衛 門 印
 十 右 衛 門 印
 新 左 衛 門 印
 清 兵 衛 門 印
 十 三 郎 衛 門 印
 長 五 郎 衛 門 印
 安 右 衛 門 印
 太 左 衛 門 印
 三 郎 左 衛 門 印
 勘 左 衛 門 印

五 右 衛 門 印
 次 兵 衛 門 印
 藤 左 衛 門 印
 平 左 衛 門 印
 新 右 衛 門 印
 新 兵 衛 門 印
 市 右 衛 門 印
 と 五 郎 衛 門 印
 與 右 衛 門 印
 孫 左 衛 門 印
 藤 右 衛 門 印
 作 左 衛 門 印
 德 兵 衛 門 印
 十 左 衛 門 印
 市 郎 右 衛 門 印
 勘 右 衛 門 印
 太 郎 右 衛 門 印

八郎右衛門殿
 五左衛門殿
 權三郎殿

市郎右衛門印
 新左衛門印
 長左衛門印
 とら印
 平右衛門印
 五右衛門印
 傳左衛門印
 傳四郎印
 忠左衛門印
 藤兵衛印

長右衛門印
 市左衛門印
 善三郎印
 太郎右衛門印
 助右衛門印
 一左衛門印
 長左衛門印
 權右衛門印
 新判彌左衛門印
 庄左衛門印
 庄右衛門印
 佐左衛門印
 作右衛門印
 六郎左衛門印
 善右衛門印
 勘左衛門印
 七郎右衛門印

又右衛門印
久左衛門印
七郎右衛門印
三郎左衛門印
泉重院印
竹之坊印
次兵衛印
與左衛門印
市右衛門印

地蔵寺門前
七郎左衛門印

五〇
金藏印
六郎右衛門印
佐左衛門印
清右衛門印
九右衛門印
與次右衛門印
三右衛門印
長四郎印
九郎右衛門印
長右衛門印
喜右衛門印
勘左衛門印
大左衛門印
四郎兵衛印
角右衛門印
六左衛門印
藤兵衛抱
太郎右衛門印

四郎右衛門印
惣右衛門印
太郎右衛門印
三郎左衛門印
大通院門前
小左衛門印
助左衛門印
市藏印

同
權三郎抱
角左衛門印
太左衛門印
彦右衛門印
權四郎印
久左衛門印
甚右衛門印

同 同
仁右衛門印
源三郎印
孫左衛門印
明德寺門前
五郎左衛門印
十郎右衛門抱
九郎左衛門印
四郎右衛門印
新列三郎印
長三郎印
茂兵衛印
平右衛門印
清左衛門印
才三郎印
同人抱
六左衛門印
市左衛門印
所左衛門印
九左衛門印
權助抱
市右衛門印
茂右衛門印
五一

- 一 鶴鷹之儀者不及申水鳥之類一切取申間敷候并江戸御鷹之外脇鷹御放之衆御座候か又は鐵砲御打之衆御座候は、人を付置早々御注進可仕候事
- 一 公事并御訴訟之儀御座候は、書付を以可申上候若江戸へ御訴訟に罷下候者御斷可申上候惣而何事によらず他所之ものと申合徒黨をもよおし一味仕間敷候事
- 一 御用之儀に付御觸狀參候は、風雨夜中にかぎらずさきくへ遅々なく相届可申候事
- 一 ばくちほうびきかるた其外何にても諸勝負一切仕間敷候事
- 一 郷中堤川除井堀御普請之儀當村之人足にて手に及候分は毎年無油斷正月十一日可仕候郷中之人足にて成兼申候分は早々御注進申上御人足申請御普請可仕候事
- 一 竹木御斷なくして伐取申間敷候事
- 一 前々海道當場之道橋御觸無御座共惡所無之様に作り可申候並なみ松かれ申候所御座候は、念を入植かへ可申候事
- 一 毎年御年貢米拵儀拵成程念を入可仕候并御藏破損御座候は、早々御注進仕御手代衆立合繕可仕候勿論御藏番之儀晝夜無油斷堅可仕候事
- 一 當郷之内に古荒之起返り并新田見取場御座候は無隱毎年書付を以可申上候事
- 一 萬事御公儀様御用之儀御下知次第少も無滯相勤可申候若御無沙汰仕者御座候は、組中として急度相勤可申候事
- 一 右之條々相背申間敷候若違背仕者御座候は、組中共に曲事に可被仰付候爲其五人組連判仕一札

差上ケ申候仍如件

寛文十二年子ノ正月

松平市右衛門様

天和二年越後國高田領神家庄高梨郷高梨村五人組帳

〔新潟縣三島郡高梨村岡村菜太郎氏所藏〕

指上申五人組帳之事

- 一 當村中五人組之儀被仰付候木小百姓立合致僉儀候處に背御法度恣者無御座候に付家持面々者不及申子共下人並名子屋借屋之者迄中能者惡舖者と組ませ不殘連判仕差上ケ申候若惡舖者と乍存五人組に入後日に顯申候は、其者は不及申組中曲事に可被仰付候又見届さるもの御座候而五人組をばし置此段不申上後日に露顯仕候は、其近所之者名主組頭迄曲事に可被仰付候事
- 一 吉利支丹宗門之事累年御制禁懺承届申候猶以當村中男女非人等迄御穿鑿被遊候處に惟宗旨之者壹人も無御座候就夫吉利支丹訴人仕候は、其品により御褒美可被下候旨奉得其意候無油斷村中僉議仕不審成もの御座候は、急度可申上候若隱置脇より顯申候者名主五人組は不及申其者之隣近所之者迄罪科に可被仰付候事

一 不受不施之法華宗之分吉利支丹改帳に判形いたさせ申間舖候並召使抱申候時分も不受不施宗寺請狀に判形取申間舖候事

一 盜賊並惡黨訴人仕候は、縦親類縁者に而御座候共其科を御免被成御褒美可被下候旨被仰付候自然同類之親類縁者等あたをなし可申と存候は、隱密に申上候得ば御褒美被下其上あたをなさる様に御仕置可被成之旨被仰付候上者親子兄弟成共無隱御注進可申上候若此旨を相背脇より訴人御座候は、名主五人組共に曲事に可被仰付候郷境に番屋を立用心堅仕盜人御座候は、なりをたて貝を吹村々つまりつまり出合候様に兼而申合捕可申候若捕申儀難成候は、何方迄も付届落着所へ急度預け置様子可申上候其節出合不申者御座候は、有躰可申上候事

一 一堂宮並山林にからまり不審成もの見出之押置御注進可申上候若退き申候は、其者之落着所へ附届御斷可仕候自然見遁聞遁爲致欠落候は、縦令後日に御聞被成候共曲事可被仰付候並手負之者亦は行衛不知死人見出し申候は、早速可申上候事

一 從他所村中へ越來候もの御座候は、得御下知本之出所を能々聞届其所より慥成ものに而構無之由手形並寺請狀を取其上居村之名主五人組へ申届當村五人組に入置可申候若猥に指置申候は、名主組頭曲事に可被仰付候事

一 一人之賣買一切仕間舖候但年季者之儀者十ヶ年に限り可申候年季一季之者召抱へ候之節男女共に様子委細相尋從何方も構無御座旨慥成請人爲立手形取其上御法度之宗門に而無御座段其者之從菩提寺證文いたさせ召抱可申候五人組帳差上候以後抱申候は、御役人衆迄其段御斷仕何月幾日

に抱申候と五人組帳に書載可申候若右之趣違背仕候は、曲事に可被仰付候事

一 當村百姓之内進退不罷成候而奉公に罷出候は、子細を申上得御下知其上落着所を名主五人組に知せ罷出可申候又年季明當村へ歸申候は、其主人之家老より構無御座候狀を取名主五人組に見せ得御下知置可申候縦令村出生之者に御座候共主人家老之添狀無御座者並諸浪人之分一日片時も村之内置申間敷候若近親類縁者にて難遁浪人に御座候は、名主五人組其外村中へ斷仕僉議之上不苦ものに相究候は、慥成請人を立菩提寺より手形取縦令壹ヶ月罷有候共得御下知五人組帳に書載差置可申候自然相背此旨抱置申候は、當人は不申及五人組名主隣家之者迄曲事可被仰付候事

一 欠落之者抱置申間舖候並年貢爲訴訟從他村退參仕候百姓其上當御領所之内御拂被成候者は不及申他領被拂候もの迄縦令親類縁者にて御座候共宿借申間舖候惣而法師虛無僧山伏行人乞食非人等に至迄行衛不知もの一夜成共宿借申間舖候其外村中之堂宮にも置申間敷候往還之通筋は旅人能々僉儀仕慥成者に御座候共一夜之外宿借申間舖候自然不叶用所御座候而滯留仕候は、其趣名主五人組近所之者に相斷不苦者に御座候は、差置可申候右之意趣違背仕候者曲事可被仰付候事

一 當村之者又は通之者惣而何者によらず如何様之儀に而も人を殺退申者御座候は、隣郷之者迄常當申合互出合留置可申候若打拂のき候は、何方迄も跡をしたへ落着所へ届斷可仕候事

一 出家山伏行人虛無僧之所へ盜人參候而宿借候例多候間行衛不知ものに宿借不申様に可申渡旨被仰付畏奉存候村中に有來候かねたとき乞食非人亦是穢多等にも堅右之旨申付候而人宿爲致申間

舖候事

一 不限晝夜不審成者馬を牽通候は、見付次第に押置御注進可申上候若押置候儀不罷成候は、村繼に送届先之村名主に斷仕罷歸可申候惣而慥成口入人無御座候而馬賣買一切仕間舖候事
一 博奕惣而賭諸勝負常は勿論日待月待にも一切仕間敷候若違背仕候は、當人宿は不及申に五人組迄曲事可被仰付候當村中自然耕作商賣家職をも不仕其上他國に切々罷越常に賭諸勝負をこのみ又は宿を借し不似合衣類を着し不審成もの御座候は、早速可申上候隠置其者惡事仕脇より顯申候は、親子兄弟名主五人組を曲事可被仰付候一夜泊に他所へ罷越候共名主五人組に理仕可參候事

一 田畑少之所成共荒し申間敷候以來村中田畑にも可成所御座候は、得御下知發可申候然其前々より秣場之儀は少も開發申間舖候自然村中に新田隠田御座候者急度可申上候若隠置脇より訴人御座候は、當人は不及申上名主組頭迄曲事に可被仰付候惣而奢たる義不仕農業を專に致し進退持たつるやうに心掛主親兄弟に對し不孝不義を不仕諸事正路に相勤可申候事

一 御公儀様御立林之儀は不及申百姓居屋舖之竹木に而も御公儀様御用之外伐採申間舖候漆木槻桐杉松此外御用にも立可申木之分縦薪取場入相之山に有之候共一切剪採申間敷候自然屋作仕候歟其外不叶普請御座候而竹木入申節は御役人衆へ申上御下知次第に可仕候若猥に伐採申候は、勿論曲事可被仰付候事

一 田畑永代之賣買一切仕間舖候縱令今年季を究相渡申候共拾ヶ年に限り可申之旨被仰付奉得其意候

其外山林之賣買共に右之通相守可申候事

一 田畑屋舖並山林質物に取借し金仕候は、借り人之名主組頭を請人に相立手形取貸可申候若相對に而貸後日に滯申候而御訴訟申上候共御用被遊間舖旨奉得其意候借金仕もの御座候は、名主組頭僉議仕其者身躰に應借用可仕候事

一 質物之儀請人無御座候而一切取申間舖候並無筋目者之方より何によらず預り物惣而仕間舖候事
一 御公儀様に納物仕御手形請取候は、もめしみ物不仕様に大切に仕又年々御出し被遊候御年貢御割付皆納之御手形紛失不仕様に取置其上名主組頭方へ百姓前より御年貢並役銀出申候は、度々に手形出し引仕納切次第に皆納札に引替惣而縦初之義にも手形取遣可申旨被仰付畏奉存候右之段々堅相守可申候自然不念成儀仕證文之類龜相に致し納物仕候而も手形取替し不申候は、縦後日に顯申候共又證文無御座六ヶ敷申上候は、御僉議之上曲事可被仰付旨奉得其意候事

一 名主組頭は勿論村中百姓銘々印判壹つ宛所持仕證文等に付自然捨申候は、名主は御役人衆へ組頭惣而百姓は名主方へ其段申上何月幾日より判替り申候と斷可仕旨並御公儀様へ證文差上申時分者名主觸次第早々罷出被仰付を承銘々印判可仕旨畏奉存候右之趣急度相守可申候若名主より申來候日限に不罷出又は印判餘人逃遣し或代判仕印判不定度々替り申候は、曲事可被仰付候事
一 村中火之用心大切に可仕候若火事出來申候は、家別に水桶を持罷出精に入早速火消可申候若出合不申候者御座候は、有躰に可申上候事

一 御公儀様御用之人馬並萬宛物被仰付候者日限刻付を不違精入相勤可申候其外急之御觸狀被遣候

節者夜中風雨之時も不致遅々候様に相勤可申候其上御用御座候而名主百姓御召被成候節は無遅滞可罷出候若油斷仕候は、御僉議之上曲事に可被仰付候事

一當村中之者不應身家作仕間舖候其外佛事祭禮等結構仕間舖候其上勸進能相撲操等見物之類一切村中に留置申間舖候嫁取聲入等にも乗物乗鞍毛氈並刀長脇差御停止被成候且又毛織之類絹布びろうどを衣裝ゑり帶等にも仕間舖候名主は妻子共に絹紬布木綿脇百姓は布木綿之外ゑり等にも絹紬仕間舖候名主百姓男女共に衣類に紫紅仕間敷候惣而衣類諸色かたなしに染可申候事

一食物之義耕作之時分者各別常には雜穀を用米を大切に可仕候事

一市町に出大酒吞申間敷候並往還之道に而鬪爭喧嘩口論仕出何に而も不作法成義仕間舖候事

一當村中之者共何事によらず神水を吞並神文を致し一味仕間敷候惣而申分御座候者當人斗可申上候他所之出入は不及申上身懸り不申候儀從脇一切指引仕間敷候右之段々相背候は、勿論曲事可被仰付候事

一進退不成百姓秋中より名主五人組見斗に而前廉其者御年貢可納致積其俵物猥爲遣間舖候若背此旨を御年貢納候時彼百生米金無御座候は、勿論御年貢皆濟不致候以前退轉仕候百生御座候は、得御下知百姓有附可申候其者御年貢組中に而辨濟可仕候並諸役等迄相勤可申候惣而百姓中ケ間にて理不盡成義仕懸け追出其跡之田畑取申もの御座候は、曲事可被仰付事

一獨身之百姓煩無紛田畑仕付候儀不罷成候は、五人組之義は不及申爲一村致介抱田畑仕付可申候並收納之時分に候は、其組より助合候而御年貢相濟可申候事

一旅人並飛脚之者相煩候事御座候は、能々致看病若相果申候は、早速得御下知其上名主百姓立合其者之道具を改封を付置其行衛を聞届次第相渡可申候事

一大雪大雨にて往還之道橋惡舖被成候は、急度作直旅人之煩無之様に可仕候事

一酒造申儀被 仰出候御法度之通堅相守可申候勿論新酒屋一切仕立申間敷請酒ばてい酒村中へ入申間舖候事

一御年貢御割付御出し被成次第村中惣百姓並入作之者迄不殘立合無高下小割仕極月十日以前皆濟可仕候夫錢入用之儀惣而帳面に付置惣百姓僉議之上銘々判を致其帳之とちめく、に御役人衆御判形取置以來出入無御座様に可仕候自然不審成入用名主方より割掛ケ申候は、急度僉議仕其時時可申上候若程過證據無御座不埒之儀申上候者其者曲事に可被仰付候惣而夫錢之義は當座割に可仕候實に當座割不罷成候は、上納之外致差引少も御年貢に割込申間敷候御割付拜見仕候段大小百姓不殘名寄牒に判形可仕候事

一百姓之跡立申儀名主者高貳拾石並百姓者高拾石迄所持仕候分者少も田畑分ケ不申名跡に讓可申候若右高より内に所持仕候田畑分申候は、曲事に可被仰付候旨奉得其意候右之高より多所持仕子共數多持申候百姓相果候時跡之田畑家財遺言御座候は、其節無油斷名主五人組死人之一門立合遺言之趣覺書仕致加判田畑家財割取候もの共に爲致證文壹通宛爲持置重而むつかしに不成様に可仕候若遺言無之相果申候は、死人之一門其村之名主五人組相談之上存寄之通それく、に田畑家財致割賦覺書を以御役人衆へ可得御下知候事

一此以前者侍を立候ものに御座候共田畑を作百姓中ヶ間へ入申候は、惣別御奉公人衆へ慮外仕間敷候惣而村中百姓路次にて諸侍へ行逢申候は、兼而馬より下り候而除可申候實に道狹被除不申候は、跡へ馬牽戻し廣所へ除可申候又あとへ牽もどし候にも遠御座候は、馬より下り其斷如何にも和に申免角慮外無御座様に可仕候事

一にせ金銀つかひ申もの御座候は、見出次第急度可申上候秤之義は守隨之外用申間敷候事

一堰落堀道などをせばめ田畑仕出申間舖候若相背我儘仕候は、五人組急度押可申候事

一他所との出入は不及申百姓中ヶ間に而六ヶ敷出来申候は、名主惣百姓立合理を盡僉議仕相濟可申候親類縁者に而御座候共致最眞非公事を取持申間舖候事

一御公儀様を輕しめ就諸事名主之下知不用事にも成間敷義を申立友百姓に惡事を勸常に公事出入をこのみ親類縁者剩隣郷之者迄組し致荷擔其物每正路に無之我儘成者御座候は、大小百姓によらず申上候得御糺明之上急度曲事に可被仰付旨奉得其意候若隱置惡事出来仕候は、名主五人組迄曲事に可被仰付候勿論名主御威光を以小百姓同様我儘奢たる義仕間敷候事

一鐵炮御赦免之外者堅御法度之旨被仰付奉得其意候鐵炮所持仕間舖候勿論百姓に不似合殺生一切仕間敷候事

一當村御藏場之義惣百姓相談を以火之本盜人之心能いたし御年貢米納置御役人衆と名主合對仕指置申候内は無御下知而一切御藏之戸あけたて仕間舖候勿論御藏番晝夜無油斷大切に相守可申候自然火事出来仕申候は、御藏第一火を防可申候並盜人御座候而番之ものなりを立申候は、早

早村中出合候而捕可申候右兩様之節者隣郷之ものまでかけつけ可申候若火事盜人御座候時出合不申候もの御座候者御詮儀之上曲事可被仰付候御藏破損之所御座候者無油斷修復仕御米くさり不申様に下敷念を入可申候事

一御年貢米御藏納仕候時庭帳之とちのゝに御役人衆御判形取米納候百姓之名書付銘々爲致判形名主より請取手形出し押切印判可仕候不念成義仕後日に出入御座者御僉議之上曲事可被仰付候事

一御年貢米納申砌升目不同に無御座様に仕其上俵拵念入内札上札に納主之名を書付刺可申候御米江戸廻船積之節自然くさり米又は鼠喰御座候者何程に而も不足之分藏納として急度辨指上可申候勿論俵損申候は、拵直し可申候事

一一種籾之儀赤米無御座候様に毎年秋中吟味仕取置可申候事

一堰川除堤溜之儀少も破損仕候は、無油斷早々御普請可仕候並新堰新溜池に仕可然所御座候は、得御下知仕置可申候何事によらず跡々より仕來候共大分之儀惣而私に計申間敷候勿論少之義に而御座候共新規之義は得御下知可申候事

一境論並用水引取申時分出入御座候共其場所に而口論打合申間舖候申分御座候は、村中之もの出合理を盡し相濟可申候實に埒明不申候は、御役人衆迄可申上候若右之趣致違背我儘成儀仕候は、ば勿論御僉議之上曲事に可被仰付候之旨奉得其意候事

一御用御座候而御代官所御越被遊候節御共之衆中御非分成義御座候類勿論當村之御役人衆並又も

の常々非道之義御座候は、少も無遠慮可申上候旨被仰付畏奉存候若又御取次之衆無御座候は、御訴狀を以御直に可申上候旨被仰付奉得其意候事

一所々浦々御高札之面堅相守可申之旨被爲仰付奉得其意候破損船御座候は、早速可申上候若違背仕候は、曲事に可被仰付候事

右之條々堅相守可申候若違背仕者御座候は、其者之儀は不及申名主五人組共に曲事可被仰付候五人組帳貳冊仕立御公儀様へ壹冊差上名主所に一冊指置申候間一ヶ月に一度宛名主所へ惣百姓寄合前書之趣致披見相守可申候爲後日之惣百姓不殘連判仕指上申候仍如件

越州三島郡之内高梨村

天和貳壬戌年

名主	三郎兵衛印
組頭	彌左衛門印
同	作左衛門印
同	甚左衛門印
同	九郎衛門印
同	吉十郎印
同	彌五衛門印
五人組	惣十郎印
惣兵衛	兵衛印

兩御奉行様

五人組	金三郎印
	惣左衛門印
	六郎右衛門印
	作藏印
	德左衛門印
	善右衛門印
	德右衛門印
	權左衛門印
	德兵衛印
	五郎兵衛印

五人組

五人組	平右衛門印
	助右衛門印
	八左衛門印
	與四郎衛門印
	與左衛門印
	仁左衛門印
	七右衛門印

五人組

佐次衛門印
 與右衛門印
 六郎左衛門印
 助三郎印
 傳兵衛印
 七兵衛印
 市之丞印
 加兵衛印
 助左衛門印
 九兵衛後家印
 小兵衛印
 勘四郎印
 源左衛門印
 十右衛門印
 市左衛門印
 小左衛門印
 七藏印

五人組

次郎右衛門
 後家印

高梨ノ内五道村

五人組 九郎左衛門印

五人組

吉左衛門印
 源右衛門印
 清兵衛印
 勘左衛門印
 喜左衛門印
 清左衛門印
 傳九郎印
 清右衛門印
 傳四郎印
 六右衛門印
 利兵衛印
 庄兵衛印
 喜兵衛印
 市助印

五人組

五人組

十左衛門印

孫左衛門印

茂左衛門印

市十郎印

佐五右衛門印

久左衛門印

與左衛門印

又兵衛印

角兵衛印

兵九郎印

萬吉郎印

兵助印

市兵衛印

久兵衛印

長五郎印

六兵衛印

吉郎右衛門印

五人組

吉兵衛印

長八印

半助印

七郎兵衛印

長兵衛印

作兵衛印

四郎左衛門印

庄三郎印

傳七印

瀬兵衛印

加左衛門印

市右衛門印

次郎左衛門印

八右衛門印

五人組

天和四年武州多摩郡柚井領館村五人組帳

〔八王子市寺町橋本保治氏舊藏〕

指上げ申五人組帳之事

一 當村中五人組之儀被仰付候大小百姓立合致詮議候處背御法度恠者無御座候に付……………
 ……………〔闕脱〕……………美可被下之旨奉得其意候無
 油斷村中詮儀仕あやしきもの御座候はゞ急度可申上候若隱置脇より顯申候はゞ名主五人組者不
 及申其者隣近所之者迄罪科に可被仰付候事
 一 不受不施之法華宗之分切支丹改帳に判形爲致申間敷候並に召仕抱申時分も不受不施宗寺請狀に
 判形取中間敷候事
 一 盜賊並惡黨訴人仕候はゞ縦親類縁者に而御座候とも其科を御免被成御褒美可被下之旨被仰付候
 自然同類之親類縁者等あたをなし可申と存候はゞ隱密に申上候後御褒美被下其上あたをいたさ
 め様に御仕置可被成由被仰付候上は親子兄弟成とも無隱御注進可申上候若此旨を相背脇より訴
 人御座候はゞ名主五人組ともに曲事に可被仰付候郷境に番屋を立用心堅仕盜人御座候はゞ鳴を
 立村々つまり〱に合候様に兼而申合捕可申候若捕申儀難成候はゞ何方迄も附届け落着所へ
 急度預け置様子可申上候其節出合不申候者御座候はゞ有躰に可申上候事

不
受
不
施
法
華
宗
分
切
支
丹
改
帳

拾
三
可

一 堂宮並山林にからまり不審成者見出し候はゞ押置御注進可申上候若退け申候はゞ其者之落着所
 へ附届け斷可仕候自然見逃聞逃欠落いたさせ候はゞ縦後日に御聞被成候とも曲事に被仰付候並
 に手負之者又は行衛不知死人見出し申候はゞ早速可申上候事
 一 他所より村中へ越來候者御座候はゞ得御下知本之出所を能々聞届け其所より慥成者に而構無御
 座候由手形並寺請狀を取其上居村之名主五人組に申届け當村五人組に入置可申候若猥に差置申
 候はゞ名主組頭曲事に可被仰付候事
 一 一人之賣買一切仕間敷候但し年季之儀は拾ヶ年に限り可申候年季一季之者召抱候男女仕様子委相
 尋何方よりも構無御座候而慥成請人爲立手形取其上御法度之宗門に而無御座候段其者之菩提寺
 より證文爲致召抱可申候五人組帳指上げ候以後抱申候はゞ御手代衆迄其段御理り仕何月幾日に
 抱申候と五人組帳に書載可申候右之趣違背仕候はゞ曲事に可被仰付事
 一 當村百姓之内身體不罷成候而奉公に罷出候はゞ子細を申上げ得御下知其上落着所を名主五人組
 に爲知罷出可申候又年季明當村へ歸り申候はゞ其主人之家老より構無御座候狀を取名主五人組
 に見せ得下知置可申候縦其村出生之者に御座候とも主人家老之添狀無御座候者並諸浪人之分一
 日片時も村之内に置申間舖候若近親類縁者に而難逃牢人に御座候はゞ名主五人組其外村中へ斷
 仕詮議之上不苦者に相究候はゞ慥成請人を立菩提寺より手形取縦一ヶ月罷在候とも得下知を五
 人組帳に書載指置可申候自然此旨相背抱申候はゞ當人は不及申五人組名主隣家之者迄曲事に可
 被仰付候事

一 欠落之者抱置中間敷候並年貢爲訴訟從他所退參候百姓其上當御領所之内御拂被成候者は不及申
他領被拂候者迄縦は親類縁者に而御座候とも宿借し中間敷候惣而法師も僧山伏行人乞食非人
等に至迄行衛不知ものに一夜なりとも宿借中間敷候其外村中之堂塔にも置中間敷候往行之道筋
は旅人能々詮議仕慥成者に御座候とも一夜之外宿借中間敷候自然不叶用所御座候而滞留仕候は
ば其趣名主五人組近所之者に相斷不苦者に御座候は、差置可申候右之趣違背仕候は、曲事に可
被仰付候事

一 當村之者又は通之者惣而何ものによらず如何様之儀に而人を殺退け申者御座候は、隣郷之者迄
常々申合互に出合留置可申候若打拂のけ候は、何方迄も跡をしたひ落着所へ届斷可仕候事

一 出家山伏行人も僧之所へ盗人參候而宿借候例多候間行衛不知者に宿借し不申候様に可申渡候
旨被仰付畏奉存候村中に有來かねたゞき乞食非人又は穢多等にも堅右之趣申付候而人宿爲致申
間敷候事

一 不限晝夜に不審成者馬を引通候は、見出し候もの押置御注進可申上候若押置候儀不罷成候は、
郷繼に送届け先々之村名主に斷仕罷歸可申候惣而慥成口入人無御座候而馬賣買一切仕間敷候事
一 博奕惣而掛け之諸勝負常々は勿論日待月待にも一切仕間敷候若違背仕候は、當人は不及申五人
組迄曲事に可被仰付候當村中之内自然耕作商賣家職をも不仕其上他國へ切々罷越常々かけの諸
勝負を好又は宿を借不似合衣類を着不審成者御座候は、早速可申上候隠置其者惡敷事仕脇より
顯申候は、親子兄弟名主五人組を曲事に可被仰付候一夜泊に他所へ罷越候とも名主五人組へ斷

仕可參候事

一 田畑少之所成ともあらし中間敷候以來村中田畑にも可罷成所御座候は、得御下知發可申候然と
も前々より秣場之儀は少も發申敷候自然村中新田隱田御座候は、急度可申上候若隱置脇より
訴人御座候は、當人者不及申に名主組頭曲事に可被仰付候惣而おごりたる儀不仕農業を專に致
進退持立候様に心にかけて主親兄弟に對し不教不儀を不仕諸事正路に相勤可申候事

一 御公儀様御立林之儀は不及申百姓居屋敷之竹木に而も御公儀様御用之外伐採申間敷候けや木つ
が縦杉此外御用立可申大木之分縦薪取場入相山に有之候とも一切伐採申間敷候自然屋作仕候か
其外不叶普請御座候而竹木入申節は御手代衆へ申上げ御下知次第可仕候若猥に切取申候は、勿
論曲事に可被仰付候事

一 田畑永代之賣買一切仕間敷候縦年季極相渡候とも拾ヶ年に限り可申候旨被仰付奉得其意候其外
山林之賣買とも右之通相守可申事

一 田畑屋敷並に山林質物に取借金仕候は、借人之名主組頭を請人に相定手形取借可申候若相對に
而借後日に滞申候而訴訟申上候とも御聞被遊間敷旨奉得其意候借金仕者御座候は、名主組頭詮
議仕其者身體に應じ借用可仕候事

一 惣而質物之儀請人無御座候而一切取申間敷候並筋目なきものゝ方より何によらず預り物一切仕
間敷候事

一 御公儀へ納物仕御手形請取候は、もめしみもの不仕候様に大切に仕又年々御出し被遊候御年貢

御割付皆濟之御手形紛失不仕候様に取置其上名主組頭方へ百姓前より年貢役錢出し申候は、度度手形引出仕納切次第皆納札に引替惣而縦初之儀にも手形取引可申候旨被仰付畏奉存候右之段堅相守可申候自然不念なる儀仕證文類そそりに致し納物仕候而も手形取替し不申候は、縦後日に顯申候とも又證文無御座六ヶ敷申上候は、御詮議之上曲事に可被仰付候旨奉得其意候事

一名主組頭は勿論村中百姓印判壹つ宛所持仕證文等につき自然捨申候は、名主は御手代衆へ組頭惣百姓は名主方へ其段申上何月幾日より判替申候と斷可仕旨並御公儀様へ證文差上げ申時分は名主觸次第早々罷出被仰付候を承銘々印判可仕旨畏奉存候右之趣急度相守可申候若名主より申來り候日限に不罷出又は印判余人に逃遣し或代判仕印判不定度々替申候は、曲事に可被仰付候事

一 村中火之用心大切に可仕候若火事出來候は、家別に手桶を持罷出精を入早速火消可申候若出合不申候者御座候は、有躰に可申上候事

一 御公儀様御用之人馬並萬宛物被仰付候は、日限時刻を不違請入相勤可申候其外急之御觸狀被遣候時は夜中風雨之時も不致遅々候様に相勤可申候其上御用御座候而名主百姓御召被成候節無遅遅可罷出候若油斷仕候は、御詮議之上曲事に可被仰付候

附名主仕とて小百姓をかすめ我儘成儀申間敷候事

一 當村中之者不應身家作仕間敷候其外佛事祭禮等結構仕間敷候其上勸進能相撲あやつり等見物之類一切村中に留置申間敷候又婚入等にも乗物乗鞍に毛氈並刀長脇差御停止被成候其上毛織之類

類絹布びろうどを衣装ゑり帯等にも仕間敷候名主は妻子ともに絹袖布木綿脇百姓は布木綿之外ゑり等にも仕間敷候名主百姓男女ともに衣類に紫紅仕間敷候惣衣類諸色かたなしに染可申事

一 食物之儀耕作之時分は各別常には雜穀を用ひ米を大切に可仕候事

一 市町に出大酒飲申間敷候並往還之道に而鬪諍喧嘩口論仕出何に而も無作法成儀仕間敷候事

一 當村中之者とも何事によらず神水を飲並神文誓紙を致し一味仕間敷候惣而申分御座候は、當人斗可申上候他所之出入は不及申上身懸り不申儀脇より一切差引仕間敷候右之段々相背申候は、勿論曲事に可被仰付候事

一 身體不成百姓秋中より名主五人組見斗候而前度其者者御年貢可納積り致其儀物猥り爲遣申間敷候若此旨をそむき御年貢納之時彼百姓米金無御座候は、名主五人組越度に可被仰付候勿論御年貢不致皆濟候以前退轉仕候百姓御座候は、得御下知有付可申候其者御年貢組中に而辨濟可仕候並諸役等迄勤可申候惣而百姓中間に而理不盡成儀御座候は、追出し其跡之田畑取申者御座候は、ば曲事に可被仰付候事

一 獨身之百姓煩無紛田畑仕付候儀不罷成候は、五人組之儀は不及申爲一村致助抱田畑仕付可申候並收納之時分に候は、其組より助合候而御年貢相濟可申候事

一 旅人並飛脚之者相煩候事御座候は、能々致看病若相果申候は、早速得御下知其上名主百姓立合其者之道具を改封を付置其行衛聞届次第相渡可申候事

一 大雪大雨に而往還之道橋惡敷罷成候は、急度作り直旅人之煩無之様に可仕候事

一酒造中儀被仰出候御法度之通堅相守可申候勿論新酒屋一切仕立中間敷候並請酒はてい酒村中へ入中間敷候事

一御年貢御割付御出し被成次第村中惣百姓並入作之者迄不殘立合無高下□割仕極月より以前皆濟可仕候夫錢入用之儀惣てを帳に付置惣百姓詮議之上銘々判をいたし其帳之とちめ〱に御手代衆之判形を取置以來出入無御座候様に可仕候自然不審成入用名主方より割懸申候は、急度詮議仕其時に可申上候若程過證據無御座不埒之儀申上候は、當座割可仕候實々當座わり不罷成候はば上納之外致差引少も御年貢に割込中間敷候御割付拜見仕候段大小百姓名寄帳に判形可仕候事

一百姓之跡立申儀名主は高貳拾石並百姓は高拾石迄所持仕候分は少も田畑わけ不申名跡に讓可申候若右之高より内に所持仕候て田畑わけ申候は、曲事に可被仰付候旨奉得其意候右之高より多所持仕子ども數多持申候百姓相果申候時跡之田畑家財遺言御座候は其節無油斷名主五人組死人之一門立合遺言之趣覺書仕致加判田畑家財割取候者とも爲致證文壹通宛爲持置重而六ヶ敷に不罷成候様に可仕候若遺言無之相果申候は、死人之一門と其村之名主五人組相談之上存寄之通それ〱に田畑家財致割付覺書を以御手代衆へ可被御下知候事

一此以前は侍を立候者に御座候とも田畑を作百姓中間へ入申候は、惣別御奉公人衆へ慮外仕間敷候惣而村中百姓路次にて諸侍衆へ行逢申候は、前度馬より下候而除可申候實々道せばよくければ不申候は、跡へ馬引戻し廣所へよけ可申候又跡へ引戻し候にも遠く御座候ば馬より下り其斷いかにも和に申とかく慮外無御座様に可仕候事

一似せ金銀つかひ申者御座候は、見出し次第急度可申上候はかり之儀は守隨之外用申間敷候事

一堰落堀道などをせばめ田畑仕出し中間敷候若相背我儘仕候は、五人組急度押へ可申候事

一他所との出入は不及申百姓中間に而六ヶ敷出來申候は、名主惣百姓立合理を盡し僉議仕相濟可申候親類縁者に而御座候とも最肩いたし非公事を取持申間敷候事

一御公儀様を輕しめ就諸事名主之下知を不用事にも成間敷儀迄申立友百姓に惡事をすゝめ常々公事出入を好み剩隣郷迄親類縁者とくみし致荷擔物每正路に無之我儘成者御座候は、大小百姓に不寄申上候得御糺明之上急度曲事可被仰付旨奉得其意候若隱置惡事出來仕候は、名主五人組迄曲事に可被仰付候事

一鐵炮之儀堅御法度之旨被仰付奉得其意候鐵炮所持仕間敷候勿論百姓に不似合殺生一切仕間敷候事

一當村御藏場之儀惣百姓以相談火之本盗人用心能所に立置御年貢米納御手代衆と名主合封仕指置申候内は無御下知而御藏之戸明たて仕間敷候勿論御藏番晝夜無油斷大切に相守可申候自然火事出來候は、御藏第一に火をふせぎ可申候並盗人御座候而番之者鳴を立申候は、早々村中出合捕可申候若火事盗人御座候時出合不申候者御座候は、御僉議之上曲事に可被仰付候御藏破損之所御座候は無油斷修覆仕御米くさり不申候様に下敷念を入可申候事

一御年貢米御藏納仕候時庭帳之とちめ〱に御手代衆御判形を取米納候百姓之名書付銘々判形爲致名主より請取手形出し押切印判可仕候若不念成儀仕後日に出入御座候は、御僉議之上曲事に

五人組

小左衛門

五人組

安兵衛

久左衛門

孫右衛門

八郎兵衛

重兵衛

九郎兵衛

由右衛門

五人組

新五右衛門

五人組

權兵衛

伊兵衛

與五右衛門

彌五右衛門

左郎左衛門

彦兵衛

孫左衛門

五人組

惣三郎

五人組

五右衛門

德左衛門

權左衛門

五人組

彌五左衛門

五人組

喜左衛門

藤左衛門

四郎左衛門

六右衛門

門右衛門

五人組

重右衛門

五人組

惣右衛門

孫兵衛

七郎右衛門

五人組

五郎兵衛

五人組

德兵衛

五右衛門

喜右衛門

五人組

右衛門

五人組

次右衛門

兵右衛門

文左衛門

文右衛門

八右衛門

重兵衛

與左衛門

五人組

勘兵衛

五人組

彌五左衛門

八郎右衛門

善左衛門

五人組

彌兵衛

五人組

重藏

德左衛門

佐五兵衛

六郎左衛門

文左衛門

五人組

五左衛門

五人組

角右衛門

角之介

五人組

佐五右衛門

七郎兵衛

五人組

孫兵衛

加右衛門

五人組

七左衛門

庄右衛門

五人組

茂右衛門

貞享年間五人組帳前書

五人組帳前書の事

- 一 幾利支丹宗門の儀毎年御改の時寺請狀差上申候通郷中一人もうろんなるもの無御座候
- 公儀御制札之通堅く相守申事御座候召仕の者も寺請狀取置申候御用の時分差上可申候事
- 一 五人組の儀家並又は搓寄次第五軒宛組合申子共前地借地家下々に至る迄家内不殘吟味仕惡事無御座様に可仕候若不吟味にて惡事出來仕候は、組中へ御懸り可被成候事
- 一 御割付申候は、村中立會免割引方等明鏡に可仕候御年貢納候は、庄屋方より則請取切手遣し可申候勿論庭帳に念入付置銘々判致置可申候不念仕形無之後日に出入仕間敷候事
- 一 萬御普請人足其外下され物候は、當座に割渡し證文取置可申候惣て次合勘定仕間敷候事
- 一 御藏米御座候時分番等無油斷可仕候若火事盗人逢御米不足仕候は、村中として辨へ普濟可仕候番之者不念仕候は、御穿鑿の上曲事に可被仰付候寄藏又は川岸迄附送り申時御米不濡様與頭年寄百姓相添道中無油斷諸事念入可申候事
- 一 村中大事出來仕候は、有合火消道具を持早速火元へ駈付可申候御藏近所の火事は御藏を大切に

かこひ可申候若出合不申者は御穿鑿の上曲事可被仰付候事

附繼令他領たり共隣村の火事は駈付消可申事

一 火事殺害人其外不慮の儀出來候は、早々御注進可申上候事

一 怪敷者に一夜の宿をも借申間敷候たとひ往還の海道にても逗留の者御座候は、庄屋間屋迄申斷吟味の上留可申候事

一 他所より牢人者參り所に有度由申候は、吟味の上御斷申上御指圖任可申候事

一 堂宮山林に不審成者からまり居候は、村中寄合其者僉議仕置申ましく候若惡黨人に究候は、かかる取御注進可申上候事

一 他所より參り候手負は不及申郷中にて怪我にても疵出來候は、當座可申上御帳に付可申候並行衛知れざるもの路次にても相果候は、番を附置致披露御指圖次第に可仕候事

一 家借地借の者御座候は、其出所へ行無構慥成者に御座候は、請人を取差置可申候事

一 佛神詣商賣何事によらず遠所へ參り候は、五人組並庄屋へ斷可參候事

一 男女商買一切仕間敷候年期に抱質物に入候共十年期外は仕間敷候事

一 他領へ奉公に成共罷出候者は御斷可申上候事

一 男女衣類布木綿の外着申間敷候組庄屋又身上宜者は御斷仕締紬迄は着可申候事

一 簀取嫁取の節一汁三菜所の有物にて可仕候仲ヶ間へ知せ呼申共名主は與組計與組は仲ヶ間計平百姓は五人組計吸物の上酒三獻此外は何にても仕間敷候事

一 庄屋百姓共に身に過たる屋作美食仕間敷候事

一 自分の居林にても御断不申上猥に竹木剪申間敷候自分の屋作仕候は、木敷申上御差圖の上にて剪可申候事

一 御普請につき人足御觸の節無滞可罷出候若俄に虚病仕不罷出候は、曲事に可被仰付候事

附御用の御觸狀先々へ時付無相違早々相届可申候事

一 道橋の儀被仰付無御座候とも其近所百姓より少々の儀は修理可仕候大分の儀は早々可申上候事

一 掛掘落堀道を狭め其他田地下堀田畑仕出し切ひらき仕間敷候缺落可申處は土を寄置他の田畑不
缺様可仕候事

附新道を付申間敷候事

一 田畑年期を定め質物に預け候は、庄屋年寄加判手形を双方より取替し可申候様年期の外は入申
間敷候若加判可致者私曲を構へ加判不仕候は、其上可申上候事

一 田畑賣買右同前永代賣仕間敷候年貢諸役等賣主より勤申筈に究候共其田畑の主無力仕年貢等濟
み不申體に極候は、村中僉議の上買手より出し可申候事

一 不審成賣物質物一圓買取申間敷候事

一 鐵砲の事御赦免なくして曾て撃ち申間敷候若左様の者御座候は、庄屋五人組より可申上候事

一 自今以後新酒屋仕間敷候事並作來候は、御公儀へ書上の外は作申間敷候事

一 寺社替目或は百姓退天仕又は身上潰れ申者共御座候は、可申上候事

一 獨身の百姓煩申敷或は他所へ參候敷何も耕作不相成候は、庄屋五人組相談の上田畑荒不申候様
に可仕候事

一 持高わけあたへ候に壹人前拾石より内に分け申間敷候若拾石内に分け不申候て不叶儀候は、申
上御差圖を請申べき事

一 田畑をつぶし新屋敷を取立申間敷候並他の田畑の櫛に成申様に竹木植出し申間敷候櫛に可成竹
木は有來候共枝を斬可申候事

一 御家中衆押賣押買被成其外非分成儀被懇致候は、可申上候事

附御家中へ音物馳走がましき儀仕る間敷候事

一 印判替申敷又落し申候は、庄屋は御断申上平百姓は庄屋に爲見替可申候事

一 博奕かけの勝負一切仕間敷候勿論宿にても仕候者無御座様に仲ヶ間吟味可仕候事

一 何事によらず徒黨を企て神水をのみ一列仕間敷候常々心立あしく或は人の妨をなし或は切々喧
嘩口論夜あるき仕又は悪敷物と伴ひ盗心有之耕作商にも不入精庄屋五人組意見も不用不届成も
の仲間其外一門の内にも自然御座候は、急度可申上候御僉議の上外より被聞召出候は、庄屋五
人組越度に可被仰付候事

一 常々農業を精出し身代も持立候様に心がけ上たる方へ慮外不仕親兄弟に不孝不義不仕一門の間
呢敷心立直に相嗜み御公儀御法度御條目通堅相守可申事
右之趣村中寄合申時分切々讀聞かせ少も違背仕間敷候 以上

元祿三年三州加茂郡今朝平村五人組手形

仕上る五人組手形之事

- 一 御藏領の時分追々被仰出候御法度且又當御領に罷成候已後被仰付候別紙御書出しの趣彌以堅く相守可申事
- 一 道橋の悪しき所は常に油断なく之を造り往來のもの停滯不致様に可仕事
- 一 浪人並出家沙門は申に及はず惣て如何様の輕きものにて御斷り不申上して村に指置き申間敷候假令親類縁者たりとも同斷たるべし若し隠し置き他所よりあらはるゝに於ては本人は勿論の義五人組名主まで曲事に仰付らるべく旨奉畏候事
- 一 手負並に不審成ものに一夜の宿も貸し申まじき事
- 一 附堂社山林に隠れ居候もの御座候はゞ様子承届け御注進可申上候尤も吟味致し品により追拂ひ可申事
- 一 一村のもの一夜泊りになり其他所へ参り候時は何方すじへ何用にて罷越候と名主五人組へ申届け可參候歸候ても右の面々へ相斷り可申事
- 一 田畑並野山境論其外何事によらず他所に對し非道なる儀申かけまじく候自然他所より申掛候とも大勢を催し一味致し奢たる體仕間しき事

- 一 田畑永代に賣買仕間しき事
- 一 附田畑拾石目迄のもの田畑分け與へ申間しく事
- 一 前々御藏領の時分より被仰付候通り本田畑に煙草一切作り申間しく事
- 一 古荒の起返り並新田見取場御座候はゞ不隱置書付を以て急度可申上事
- 一 芝山の分に木苗を植立候はゞ下枝下葉等は百姓に助成に可罷成候間連々木山に成り候やうに可仕の旨被仰付奉畏候事
- 一 山々焼畑一切仕間敷候事
- 一 柴草等立候山へ往來の旅人火を落し野火出す事可有之候間右の通の山在の村々のものは心に掛け令放火は早速馳集り火を消し可申之旨被仰付奉畏候事
- 一 洪水の時分川並に寄木有之候はゞ早速御注進可申上候勿論少も無作法なる儀仕間敷事
- 一 御林の竹木は不及申上蘭の竹木にて御斷り不申上して一切伐採申間敷候御藏の破損繕或は川除澤除并普請等於有之は入用の趣書付を以て申上可任御差圖事
- 一 附川除澤除并普請等於有之は正月中旬より取掛り可申候大造の儀にて村中として難叶候はゞ前廉積書を以て御斷り可申上候事
- 一 博奕其外何にても勝負業少しの賭にても仕間敷事
- 一 所の費に可相成遊山がましき儀一切仕間敷事
- 一 附勸進入候義御停止の旨被仰付奉畏候事

- 一耕作の時分若し百姓相煩ひ田畑植付候事不罷成候は、吟味の上親類縁者は勿論其五人組中間にて難叶時は村中の百姓として助け可申候尤も刈取候節も同断たるべき事
- 一農業の間には男女相應の稼ぎ致し可申候自然耕作等不入精徒に暮し不届なる者有之に於ては五人組の中にて互に吟味致し異見可申候若し用ひざるもの有之は名主を以て申させ其上にも承引不仕候は、其趣有體に可申上候御穿鑿の上急度曲事に可被仰付の旨奉畏候事
- 一御役人衆其下々に至るまで金銀米錢少も貸申まじき事
- 一御役人衆其下々に至るまで金銀米錢は不及申上少々の物にても音物一切仕間しく事
- 一御役人衆御廻り被成候節御一宿被成候は、兼て被仰付候如く其所に在合候野菜を以て一汁二菜の料理にて御食進之尤米其外諸色雜用委細に手形差上急度代物可申請候惣別御役人衆御出被成候節少も御馳走がましき事不仕百姓の費用なき様に致し候事尤も被思召之旨被仰聞一々奉畏候堅く相守可申事
- 一不孝の輩於有之は急度曲事行はるべくの間若し左様の族御座候は、有體に申上べく候隠し置き脇より顯はるゝに於ては名主五人組まで越度に仰せ付らるべくの旨奉畏候事
- 一御用の儀諸事名主組頭申渡し候趣小百姓急度相守り可申候若し又名主組頭非道なる義御座候はば五人組より遠慮なく早速可申上候事
- 右の通名主所に書留致し置堅く相守り可申候若し違背の輩有之に於ては相互に吟味を遂げ其五人組より可申上候隠し置き側より露はれ候は、名主五人組共に曲事可被仰付候爲後日村中不殘連判仕候仍て如件

元祿三年午三月一日

元祿六年武州多摩郡乘願寺村五人組帳前書

〔東京府西多摩郡青梅町齋藤宗四郎氏所藏〕

指上申五人組之事

- 一今度當村五人組之儀被仰出候依之百姓中間にて隨分吟味仕家内前地店借水吞等迄怪舖者無御座候様に組合連判仕差上申御事
- 一切支丹宗門之儀御僉議被遊候當村百姓並下人下女前地店借等まで不殘吟味仕御法度之宗門無御座候に付旦那寺加判に而別帳に記之差上申候若隱置脇より露申候は、庄屋五人組如何様之御仕置にも可被仰付候御事
- 附り當村不受不施法華宗御座候は、五人組に不載早速御注しん可仕候御事
- 一御上使並御國廻衆御通之節道橋惡舖處無之様に念を入作可申旨被仰付奉畏候且又霖雨之時分山坂道惡舖なり川満水仕候て往行留候節者人足餘多出之無滯御通被爲成候様に大切可仕旨被仰付候趣相守可御事

附り常々にも道橋之儀者無油斷あしき所無之様に作可申候往行道之儀者不及申作場道に候とも田地を廣いたしたきまゝにみちを狭め申間舖候有來處之道をせばめ我まゝ仕者御座候は其者如何様の曲事にも可被仰付候御事

一人賣買一切仕間舖候年季之儀者拾箇年を限可申候永年季に仕間敷候縦ひ壹年半季之者抱申候とも儘成請人を立其上宗門を改旦那寺より手形取之宗旨御改帳に書載可申候若宗旨改帳差上候以後抱申候は其段御手代衆まで御斷可申候御事

一行衛不知者に一切宿借申間舖候若不審成者來逗留仕候は其趣庄屋五人組之者に申間敷議之上用所有之候而不苦者候は用所調候内指置可申候少も胡亂成者に御座候は片時も差置申間敷候其外壹人者亦者山伏鉦たゞき坊主道心に宿借申間敷候尤親類縁者知音之好身にても欠落者片時も差置申間敷候御事

附りしんるひ縁者にて難逃者に御座候とも庄屋五人組に致其斷皆々相談之上差圖次第に可仕候村中同しんなき者をしん類縁者好身のものたりと云ふとも壹人之取持にて指置申まじく候若此旨猥りなる儀仕者御座候は當人は不及申その五人組庄屋如何様の曲事にも可被仰付候拾馬之儀毎度被仰渡候趣相守可申候惣而當村之山野又は田畑之内無主離れ馬來候を見付候は早々庄屋長百姓立合村に引取先養置早速御注進仕御差圖を請可申候當村へ引寄候而は所々役介に罷成候間迷惑に存他村を追やり申間舖候御事

立合病死に紛なく候は其後牛馬主並馬醫五人組之手形取名主所指置御手代其村に御越之刻差上可申候

○百姓持來候牛馬自然肩腰を抜き四足を折き眼をつぶし又は病牛馬に成りつかはれず候を手前に養置候事迷惑に存じ密々に引出し捨候儀堅御法度之旨被仰渡奉畏候

附り手前に養置候犬猫など年寄候敷又は病坏負候て役にたえず候て是又捨まじく候惣而生理いたはり可申旨被仰出候通り可相守候事

○子供數多持候百姓相果候は跡式田畑並家財遺言仕候は其場の名主五人組並其者之壹類立合遺言之趣致書付加判仕取候者共に壹通づと持せ置重而六ヶ舖不罷成様に可仕候若し遺言なく相果候は死人之一門と其村の名主長百姓五人組それらに割付を究め御手代衆之得御下知可申候御事

附り少高持候百姓跡をくれ候子之外田畑屋敷わけくれ申まじく候御事

一田畑永代賣買仕間舖旨被仰渡奉得其意候たとひ質物成とも他領之者にむさと入置申間敷候

一御手代衆小檢見に御出之節當村之者御案内仕候時分田を畑と申替又は中畑を下畑と申上其田地所を引違ひ御案内仕間舖候新開其外立歸り之場所御座候は有體に申上小檢見時分御目に掛御帳に載可申候若し此趣於相背は名主並組頭どもまで御僉議之上如何様の曲事にも可被仰付候御事

一御年貢米納之節者庭帳之閉目に御手代衆判形取置納候百姓之名書付判形致させ名主方よりは請

取手形に押切印判を致百姓方へ可出候其外手形取引之節者互に念をいれ後日に六ヶ舗無御座候様に可仕候御事

九二

附り御戸まへ封印之儀者御手代衆並名主長百姓立合相符可致候御事

一御年貢米納候節拵之儀稗青米死米腐米腹白之惡敷米無様に成る程念を入米こしらひ仕升目不同無之様にいたし俵拵之儀前々より被仰付候通相守可申候能相に仕間敷候上札に御代官之名所付並貫目米主之名書付可申候中札には國郡所之名何之年御年貢米並升目書付其上御代官之名書付いたし判形の手代之名印取之俵之内にいれ可申候其節中札入不落様に可仕候又は中札貳枚不入様に念をいれ可申候且亦御米拂之時分俵敷不足之儀は不及申上目不足蠟喰腐米御座候は、藏組とし而急度辨指上可申候

附り糶種納候時分納人之名を上札中札にかきつけ御借糶になり候節右えいれ置候札次第に受取可申候御事

一糶種之儀赤米無之様に毎秋吟味仕置可申候腹白之米出來候は、糶種作申間舗候御事

一當村御藏場百姓相談を以火事盗人之用心能所に立置御年貢米納御手代衆並名主合符仕置可申候然上者無御下知御藏戸あけたて仕間敷候勿論御藏番之儀無油斷可仕候若近所に火事出來候は、御藏大切にふせぎ可申候但御藏に構無處に候は、火事の場合に欠付火を消可申候惣而火事盗人之節出合不申者御座候は、御僉議之上如何様にも可被仰付候御事

附り御藏番之義晝は貳人夜は三人宛付置大切に相守可申候たゞしやうじんあしき所に候は、

増番を付可申候油斷いたし御藏焼いたし候歟又は盗人に御米被取候は、郷中にて辨納可仕候

一御藏破損之處御座候は、無油斷修覆可仕候御米くさり不申様に下舗念をいれ可申候御事

一當村に御出し被爲成候御割付惣而百姓寄合拜見仕少も無高下割付を致名寄帳に書載米金納皆濟之刻は割付之裏に大小之百姓不殘名を書付致印形置可申候被仰渡候趣奉得其意候様違背不仕御條之通相守可申候御事

附り御年貢勘定之儀は年切に差引埒明可申候御事

一御年貢米金御納所仕候時分御請取之手形被下皆濟之節右申請候小手形差上可申候間壹紙之御手形に御引換可被下候即其手形庄屋所に預置可申候御事

一當村にて御手代衆と名主百姓御年貢勘定之義は不及申諸役掛物其外何にても入用之儀御座候は、帳面に入用之品々書き惣而百姓加判仕置以來六ヶ舗不罷成様に可仕旨奉畏候御事

一當村に御高に外れ候新田又は隠田御座候は、可申候旨被仰渡奉得其意候隠置他所より訴人御座候は、當人之儀者不及申壹村之者迄如何様之御法度にも可被仰付候且亦田畑少も荒し申間舗候若百姓之内病人御座候而開作不罷成田畑を荒し申候は、百姓中間とし而相談仕助合申御田地荒し不申様に可仕候御事

附り日比たとひ中あしく候とも御年貢地あらし不申様に介言可申候

一堤川除溜池破損御座候は、不及大破内に無油斷修覆可仕候并新開新溜池之場御座候て田方用水

九三

に可罷成所に候は、得御下知御差圖次第可仕候惣而跡々より仕來候御普請場に御座候とも私にはからひ申間舖候少分の義に有之候とも新規之處に御座候は、無御下知自分と仕間敷候御事

附り右御普請の儀毎年正月より油断なく仕べく候旨奉畏候もちろん洪水の節者堤河除おしきり不申様に大小之百姓出合かこひ申べく候

一境論亦者用水不足之時分内々にて水引ろん仕打合申間舖候不依何事に論事申儀御座候は、互に断を盡し相濟不申候は、其趣御代官様可申御事

一何成とも質物之儀請人無御座候而一切取申間舖候並諸道具其外なにならず預り物むさと仕間敷候慥成者に御座候とも後日に不念無之様に可仕候

一似金銀遣ひ申者見出し候は、急度御注進可申候御事

附り自然毒藥賣申者御座候は、他人の儀は不及申おやこ兄弟しんるひゑん者にても隠なく御注しん可申候

一御公儀様御立林之儀者不及申百姓居屋舖之竹木採申間舖候御普請有之候て竹木入申候は、其品品致注文御手代衆に申上御差圖次第に可仕候自分之普請等に居屋舖四壁之竹木を伐取儀得御下知可申候御事

一當村に怪舖者有之候歟と御僉議被遊候得とも胡亂に存者無御座候若不審に存候者御座候は、密に御手代衆迄可申上候御事

一博奕其外賭之諸勝負一切仕間敷候相背申候は、當人並宿之儀者不及申名主五人組迄曲事に可被

仰付候御事

一怪舖者堂宮に永々とまり罷有候歟又は行衛しれざる手負死人など御注進可仕候手負之者かたわらに倒れ候をたとひ壹兩人にて見出し候節其所の役介に罷成候とて人之不知やうにうち殺死骸を或者川を流しあるひは堀埋申間敷候並無主死人之儀右同意之旨被仰渡承届申候御事

一百姓之儀者不及申跡々侍を立申候者に御座候とも路次にて御奉公人衆にゆき逢ひ申候節御供召され候御方に候は、百姓馬に乗り申候節者早速馬よりおり除可申候道せばく除られ不申候は、あとへ馬引戻しよけ可申候跡ももどりがたきところに候は、脇へかたより罷在御通以後可罷通候惣而如何様にかるき御衆に候とも御奉公人と見申候は、慮外がましきふり仕間敷候御事
一作人商人諸職人其みくの家職精をいれ申べく候若作等をも商をも不仕罷有候は、急度御注進可仕候御事

一往還之外庄屋百姓に不應家作結構仕間敷候たとひ往還に御座候とも不應分限花麗成儀仕間舖候御事

一百姓之衣類は此以前より御法度之通り庄屋妻子とも絹紬布木綿着可申候脇百姓は布木綿可着候其外ゑり帯等にも不可致候且亦染色は庄屋百姓紫紅に染間舖候其外蒲團毛氈所持仕間舖候旨奉得其意候御事

附り脇指結構にこしらひ申間舖候百姓に不似合額を大きにぬき上げ風流らしき風俗いたし大脇ざし指まじく候惣而おごりがましき事仕まじく候御事

一 名主百姓男女ども乗物御法度之旨被仰付候若違背仕乗り申者御座候は、如何様之曲事にも可被仰付候御事

一 神事祭禮葬禮年忌之佛事或は姫賀取諸事祝儀等に至まで百姓に不似合結構仕間舖候御事

一 百姓中間にて申合神文仕一列之御訴訟申上間敷候申分御座候は、當人ばかり訴可申上候我身に懸り候儀者格別他所之出入を取もち勸め申間舖候若し被仰渡候趣違背仕者御座候は、如何様にも可被仰付候

一 用所御座候て他處に参り先に逗留仕わけに御座候は、庄屋五人組其段申きかせ申べく候御事

一 不依何事印判仕候刻自分之判を人にあつらひまたは人の裏判を借申間舖候銘々置判に可仕候印判不持者は調可申候但持來候印判自然失ひ候は、名主五人組に斷候て買候月日を名主所に書き置可申候惣而御代官様は被召寄候節は印判無失念持參可仕候御事

一 從御公儀様被仰付候御用等少もゆだなく務可申候御用之御觸狀參候は、片時も無滞夜中風雨をかざらず御書付之村次に相廻可申候勿論刻付之御觸狀など遅々仕刻限ちがひ申候は、御穿鑿之上如何様之曲事にも可被仰付候其外御公用にて庄屋百姓御仰被爲成候節遅々なく可罷出候御事

附り御用之人馬等毎度ばん付を致置大小之百姓高下なく順々にあひ勤め申べく候もちろん名

主長百姓私用に百姓之人馬をつかひ申間敷候御事

一 勸進能相撲操かぶき其外何にても見せ物之るひ留置申間舖候

一 秤之儀守隨を用可申候守隨之外縦ひ先規より持きたり候とも其秤を隠おきつかひ申間舖候御事
一 當村に他所より來罷在度旨申者または新田藪野を仕立百姓に仕付可申と申者御座候は、其者出所能々僉議致し懺成者に而他所よりかまゐ無之者に候は、宗旨相改得御下知御差圖次第に可仕候御事

一 酒造とも吟味仕名主長百姓連判にて毎度手形指上申候彌向後その趣相守可申候御事

一 鐵砲御改之儀跡々にも手形差上申候愈此度も手形さし上申候通り相背申間敷候御事

一 當村に浪人指置申間舖候自然當地所生之百姓にて跡々奉公に罷出當所に親類兄弟御座候而引籠末々又百姓を仕筈にて歸度と申候は、其おもむき申上御差圖請申べく候たとひ右之通筋め有之者に御座候とも引込み浪人を立可罷在と申候は、尙以子細承届其者之申分具に申上こられた御下知次第に可仕候御事

一 御公用御座候而當領御代官様所へ御越被遊候節御供衆中非分成儀御座候歟又は當所に不斷御詰被成候御手代衆並小者中常々に非道成ぎ御座候は、無遠慮可申上旨被仰渡候若又取次之衆無御座候は、御直に訴狀を以可申上候旨奉得其意候御事

一 盜賊並惡黨之訴人仕候は、縦しん類たりと云ふとも其科御赦免被成品により御ほうび可被下旨被仰渡候自然同類しんるひ縁者あたをなし可申と存候は、隱密に可申上候御褒美下され勿論あ

一 盜人惡黨有之節者なりを立候は、大小之百姓即時に馳付搦捕之可申候若亦捕之儀成兼候は、か

こみ置御注進可申候油斷仕見のがし聞逃候は、如何様之曲事にも可被仰付候御事

附り堂宮山林にからまりふしんなる者見出し候は、捕之御注進可申候たゞし見出し候而も捕之義不罷成候は、其者之おち付所迄見とゞけ其所之ものに斷置そのうへにて御注進申上べく候旨奉畏候

一酒宴遊興を好み家業を次にして市町へ罷出大酒を呑喧嘩口論を仕候は、早速出合取扱可申候御事

一御法度之諸鳥一切取申間敷候鐵炮殺生不致來所は仕間舖候若相背者於有之は名主五人組迄曲事に可被仰付旨奉得其意候御事

一喰物之儀常々雜穀を給可申候米大切に可仕候身代不成百姓有之候て御年貢米收納罷成間舖と見及候は、名主五人組と押置猥に遣はせ申間舖候若不せんぎにいたし御年貢皆濟不罷成候は、名主五人組辨納可仕候御事

一往還之旅人並飛脚相煩候は、能々看病可仕候若相果候は、即時に御注進可仕候もちろん其者之道具名主百姓立合相改封を付置行衛間届しだひ得御下知手形取をきあひ渡し可申候御事

一海方御高札之趣堅相守申べく候洪水之せつは海邊河邊に寄材木有之候は、猥に取申間舖候取上候は、御斷申上得御下知可申候御事

一御手代衆並御内之下々衆に至迄何にても進物仕間舖候旨堅被仰渡候承届申候若相背候は、名主長百姓如何様之曲事にも可被仰付候若又御手代衆田地を御承罷成候歟百姓と縁者を御組被成候

儀於有之は早速可申旨奉得其意候御用に付御越被成候節者其所に有合候野菜薪等御調被成候は、其時々之直段を以代物急度受取可申候並水夫當分御つかひなされ候程遣し可申候何にても少も費成儀無之様に可仕候御事

✓ 一幼少にて親にはなれ當分御百姓役務義不罷成候は、親類並名主五人組相談を以田畑家財しんるひに爲致證文預置其者成人仕次第預置候家財並田畑無相違相返し御百姓に取立可申候御事

附りよぶんの百姓に候とも私に追放いたすまじく候御事
一畑を田に仕處有之候は、無隱可申上候亦は田を畠に仕りて不叶所有之候は、得御下知可申候御事

一輕御公儀諸事に付名主之下知を不用事にも成ましき儀を申立友百姓に悪事をすゝめ公事出入を好み剩へ隣郷のしんるひ縁者にくみし荷擔いたし毎物正路に無之我儘仕もの有之候は、大小之百姓によらず申上糺明之上急度可被仰付候旨儘に承届申候御事

一從前々御法度之通新地之寺社堅造立仕間舖候御事
右之條々儘に承届申候上者堅相守可申候五人組帳如是貳冊寫し御公儀様々壹冊庄屋所に壹さつ指置毎月名主所へ惣百姓寄合前書之趣披見仕堅相守可申候右之外其時々被仰出候御法度之趣相守可申候若違背仕者御座候は、其者之儀は不及申名主五人組急度曲事に可被仰付候爲後日惣百姓連判仕差上申候 以上

元祿六年 月 日

萩原源八郎様

御役所

(以下別筆)
元祿六年三月

名主 治右衛門

延享四年四月九日

名主 治右衛門

田安御領に相成以後

別段御條目相渡る

元祿六年名主治右衛門彦右衛門源左衛門延享四年名主治右衛門迄此 御條目相用其後
田安御殿に而別段相渡り申候表紙相破候に付改替尙また其節書加之通書添置申候以上

天保七年八月七日

乘願寺村

名主 源左衛門

元祿十一年武州多摩郡世田谷領大藏村五人組御法度書

〔東京府北多摩郡砦村井山伊重郎氏所藏〕

五人組覺

- 一 御公儀御法度於何事も不相背候様に町在々共に可仕事
- 一 御傳馬人足之儀者御朱印並御奉行衆御判奉拜見無油斷御用相務可申候若不屈もの御座候は急度可申上事
- 一 御法度のごとく人之賣買並口入肝煎人賣之者おくり迎人馬共に賃にても一切やとはれ申まじき事
- 一 御定のごとく拾ヶ年之外年季之請に立候儀或者口入一切仕間舖事
- 一 附御知行之内年季之男女在之者御代官に申斷可任差圖也
- 一 博奕其外懸之諸勝負一切仕間舖候相背者候は本人之儀者不及申上亭主迄捕其子細可申上事
- 一 附御知行之もの於他所に勝負事仕取沙汰承候は吟味仕不審成もの候は急度可申上也
- 一 御定之外駄賃錢木錢増錢一切取申まじき事
- 一 附往還之面々に慮外ねたりがましき事一切申まじき也
- 一 往還之駄賃付候刻人馬共に先々宿次にて駄賃次候人馬儘見覺重而宿次御改之刻渡し申入馬を引

付申様に常々可仕事

- 一 諸殺生如前代御 法度毛頭相背中間敷候若不審成者於有之者急度可申上事
- 一 附他領之者と申合殺生のもの之者慥成證據を以其子細可申上也
- 一 科人出来仕候は喰物の儀者村切に一月之内十五日五人組十五日村中のもの仕出し可申候事
- 一 附親かゝりのものにて候は親に廿日五人組へ十日仕出させ可申候又下人にて候は、主廿五日五人組五日仕出し可申也
- 一 於何事も百姓寄合神水を吞徒黨立一切仕間舗事
- 一 於在々に押賣押買仕間舗候並諸國之商人にたいし不作法仕間敷事
- 一 在々より御直奉公並御家中奉公仕候もの或者年季明或者暇を乞又者子細在之其村に返し置く者有之刻則五人組に入置他所奉公に一切遣し申まじき事
- 一 他所より人返し之儀欠落者見出し此者欠落候間返し可申候由申届には相談之上可歸ものにて候は、即返し可申候歸る間敷者にて候は、御預可被成候仕置人江戸に居申候間申其上之儀に可仕と申預り置彼欠落もの一類に預け置其子細可申上候但御拜領以後御免なきに奉公に參其者欠落來候もの届け候は此方之者所を欠落仕奉公に罷出候而其方を欠落仕在所に罷歸申候御斷にて御座候間一旦は返し置申にて可有御座候間即取替彼者返させ可申候間此方御返し可被下候其段御同心無御座候は我等共分別に而返し進候儀罷成間敷候間御預け可被成候仕置人に申聞差圖次第に可仕由申候而挨拶次第に濟候様に可仕候彼欠落者は親類に急度預け置其子細可申上候

- 一 又御拜領以前に奉公に參約束之日數不濟欠落來候ものは本來此方之者にて御座候間彼者御約束申時分迄被召仕それ過申候は御返し可被下候左候は即返し可申候無左候は御預け可被成候仕置人に申聞其上之儀に可仕候申斷預り置親類に慥に預け置其上様子可申上候又御代官にも無斷郷中に押込捕へ參候は如何にも結構に事破れに不能成候様に御届も無御座押込御捕へ被召連候可被歸ものにて候は、頓而返し可申候間先御預け可被成由申預り置欠落者親類に慥に預け其上子細御仕置人の可申上候左様之時分大勢罷出無理に押留可申體之様に仕間敷候右之斷にても不聞分召連參者在之者其者之假名並主人之假名承届早々御仕置人の可申上事
- 一 在々にて寺々之外所に不致住所候出家萬之醫者或者神子陰陽師萬之行人或者極たる商賣も不致又者作人にも不究候様成分慥に請人も於無之は壹人も差置申まじき事
- 一 於在々主なし侍下々に至迄親類縁者之外往行にて無之分請人も無之者一夜之宿も借し申間敷事附親類縁者在々慥成請人在之田畑をも主付家妻子をもたいし御百姓同前に有付候は御代官に御斷申可任差圖也
- 一 他所之奉公人或者年季或者借錢之請人に一切相立申間敷候事
- 一 御知行中之在々にて御朱印地並寺領持來候寺々其外之寺之分迄不殘當分手習子之儀者各別日中之分參下向如在來可仕候夜中之分は御領内之者之分は手習仕候好身又者如何様成近所にて候共本寺寺中門前共に夜泊り不仕又は晝夜寄住等ざれ事にも諸勝負之儀一切仕間敷候心懸違背被申候寺も候は其段申斷置様子可申上事

一 公事訴訟之儀中間之儀者勿論他領との申分在之刻御代官御仕置人衆に不申公儀御奉行所其外直に申上候儀堅仕間敷候被仰付相背候間理運に罷成候共御自分之御仕置相背候者にて候間急度曲事に可被仰付候事

一 御領内之御百姓並下人以下男女之分當歳子迄五人組に仕毎年改可申候組合之内相違候は其子細承届其時々御斷可申上事

一 御領内町人百姓浪人越來候は本之出所儘に改先よりの障も無之請人も在之者にて所にも差置可然躰之ものにて候ば御代官に相斷指圖次第に可差置候出所も障などの儀もあやしき様子其身も儘成ものにて無之請人なども無覺束體に候者にて候は差置申まじき事

一 御領内より他國に商賣又は不叶用之儀在之參候刻者先々落着所を庄屋五人組に儘に申聞可參候事

附壹年も其上も逗留仕様成儀者庄屋を以御代官に相斷可任指圖候御代官に斷遣候者長逗留も於在之者何之年可被歸と請人相立つかわし候様に可仕事

一 喧嘩堅停止若在之者双方或者御成敗或者籠舍方人在之は其科本人可爲同事

附他領之ものと喧嘩仕他領之ものを切殺候は相手欠落不致候様に仕り置他領之代官並名主に其元之何と申者と喧嘩仕此方之もの切殺申候間相手召籠置申候江戸に仕置仕もの居申候條申遣し指圖次第に可申付候間被切候もの死骸御取可被成と斷取候様に可仕候此方之もの被切殺候は他領之相手捕へ置其方之もの此方之者と喧嘩仕此方之ものを切殺し候間捕へ置申候

被切候もの檢使給御見せ其元之もの御預り可被成と斷埒明け申候双方かたわに被切とられず候は打取なりとも仕其上互に檢使すぐに仕相濟候様に可仕候右之分者大體此方之もの他領之者を切殺無紛喧嘩計にて於在之は檢使を乞人により切腹又は首うたせ候而成共相濟候様に可仕也

一 御領内より男女共に他所に奉公に參候儀堅停止奉公可仕ものは御代官に申斷御直奉公歎御家中へ奉公に可出候不入由被 仰候は御差圖次第に可仕候若御法度相背參候もの之者妻子其村中に預け置可申候妻子無之者は親兄弟親類縁者に月切日切を仕らせ返し候様に可仕候約束之通不歸候は件の預り人之妻子又は親類縁者之内籠舍に可被仰付候事

一 借錢之方に田畑質物に取引仕間敷事 附かしけ百姓之田畑を庄屋並其村之よろしき百姓買取申間敷候かしけ百姓田畑不賣候而其所に堪忍不成に極候は御代官に相斷尤と被申候は差圖次第に賣買致させ候様に可仕候也

他國に男女共に養子或者入贅或者娘縁に付遣し申間敷候但不叶子細有之者御代官を以御仕置人

に申ことわり御指圖次第に可仕事 一 郷中の欠落可仕者在之者常々心懸御代官に可申斷候無左欠落いたし候ものは村中より尋出し可歸候若不歸候は五人組親兄弟親類縁者品により或は籠舍或は可爲科錢事

一 郷中御百姓不致沈倫作も不沙汰に仕不作無之様に四壁竹木をも植くろみ在所からも能様に名主並身をも持候ものかしけたる御百姓追たをし不申候様に可仕事

一御拜領以前に奉公に出候もの約束之年切日切相濟次第に其所へ返し可申旨親兄弟親類縁者に急度可申付候不歸候は親類縁者村中の預り置可申事

一御知行中田畑作場並取集之所へ餅酒萬之喰物之類持懸商賣仕義堅停止之事

附諸勸進之もの參勸進仕並他所より參候共勸進に入候儀是又可爲停止也

一御仕置人並御使に御越候衆郷中御見廻候刻下人拾四五人より二三人迄召連參候は御泊り並逗留在之時分は其村又は其村之近所之郷中より屋並に人足申付壹人宛相渡候様に可仕候下人貳拾人にも及申程之衆へは人足二人宛相渡候様に可仕候右之人足村中よりもらひなど仕雇出し不申候様に御紙面之通家役に可申付候件之通其時々御代官より村の指紙可參候右之差紙御改之時分出候様に可仕事

一御代官並宜百姓より所之なみ違高利出し借物口入仕間敷候並に其年八月より後御年貢皆濟不致候内自分之借之物一切取申間敷事

附前代より不持來候田畑下代方の庄屋年寄肝煎作らせ申まじき也

一火之本並盜人之用心其村切に油斷仕間敷候火之本如在成者在之歟又は不審成者あるき候ば捕候而御代官へ相渡し候様に可仕候事

一御年貢年内切に急度皆濟致候様に可仕候右之日限相延未進仕候もの於在之者三割之利足を加皆濟可仕事

附御年貢方御催促人十一月廿日迄御扶持方宿錢薪之代可被下候廿一日より未進在之は在々よ

りもたい可仕候但一汁一菜何にても其所に有之ものたるべき也

一御年貢米諸色納候時御代官並手代庄屋組頭相封にて明立仕其上火之本盜人之用心可仕候事

一本田畑不足之者有之者吟味仕少之所にても新開に可成所々は見立吟味仕開候様に可仕事

附新開に可成所候へども開申もの無之候は近所之もの本田畑不足にて開度由申もの候は、吟味仕本村之者迷惑に不成所においては開せ候様に可仕事

一庄屋肝煎或者よろしき百姓上中計持めん、計代やすく仕小百姓田畑のりかけ杯不仕候様に可仕候事

一御用人馬被 召仕候儀並懸物など被 仰付候刻其品々之様子により少も依怙不致候様に相談可仕候事

一御代官並下代自分之用に郷中より人馬壹疋壹人を出し申まじく候事

附庄屋肝煎自分之用に人馬壹疋壹人も是又堅つかひ申まじき也

一御年貢納候時々御代官並名主方より納人方へ少之儀にも手形當座に可遣之候若不出候は、可爲曲事事

一御仕置人並御代官同下代其外役人萬請人方の金銀米錢樽金之儀者不及申諸色雜事以下に至迄少も禮儀禮物出す間敷旨堅村中へ申付候於相背者頭人或者籠舍或者御成敗五人組可爲科錢事

一御林山にて御用木下木下草木の葉以下成とも盜取もの於在之は不隱急度可申上候爲御褒美金子拾兩可被下旨村中被申渡候事

一在々四壁並持山持藪竹木伐取商賣之儀者勿論親子兄弟親類縁者を初取らせ候儀一切停止之事
 附竹木似合敷屋作にも可成程之分伐取べからず候めん／＼屋作其外用有之時者御代官に申斷
 可任差圖候家作仕候時は證人を立とらせ候員數帳に付置可申上候也
 一御年貢納方金銀之外新錢にて納候分貫に直納候時余錢石高並反歩水帳を以可極候事
 一穀物納候時分結こぼれ目こぼれ等其俵々に入させ可申付候蕙付など御代官並下代不取御百姓の
 儘に可仕事
 一盜人之儀者不及申上徒者成共かくし置申間敷候若於在之者其子細可申上候御褒美可被下候隱置
 不申上候は名主五人組共に曲事に可被仰付候旨畏奉存候町中在々之者常々可申付候事
 一徒者有之刻者申付次第其村切にとらへ搦可出候からめ候儀不罷成候ば打取成共首尾次第に可仕
 事
 一他領より惡人此方之御領内へ付込此者送届相渡候由斷候時在郷にて候得者如何様之子細も不存
 候間請取之儀罷成間舖候其子細被存候は其方分別次第に可被致由申候而請取申間敷候又町並に
 て右之通送届宿送にて仕者にて候は自然先々宿にて請取不申候ば其方へ返し可申候其ために候
 間各之内二三人も同道可申候無左候は請取申儀罷成間敷由申斷於同心には跡々宿より送り來候
 者之内おとなしきものを二三人も證人のために致同道先々宿のおくり届代官にても庄屋肝煎に
 ても何々村より送り渡候由儘に申斷彼惡人引渡可申候若請取間敷候由申候は跡々宿之證人を出
 し彌相斷可渡候それにてても請取不申候は彼證人之方へ返し可申候事

一領内の手負又者不審成欠落もの等來候ば其所に宿など仕間敷候戻參間敷由申候は堅番付置自
 害など不仕候様に仕其子細御代官に早々可申上候萬一働申候は棒すくめになりとも又は打取成
 共仕死骸不捨其様子早速可申上事
 附手負或は欠落者兎角不審なるものに一夜之宿もかさず其上おくりむかひ駄賃にても人馬共
 一切一切履はれ不申又は荷物などあすかり置申間敷也
 元禄十二己卯歲三月被仰出候
 一前々被仰出候通人之賣買彌かたく令禁止之召仕候下人男女共に年季拾ヶ年をかざるといへど
 も向後年季之限無之譜代に召抱共可爲相對次第之間可存其旨者也仍如件

兼 重 書

寶永三年武州橋樹郡稻毛領下小田中村五人組改帳

〔神奈川縣保土ヶ谷町帷子磯貝久氏所藏〕

條 々

一前々被 仰出候御條目之趣堅相守若違背之輩於有之者可爲曲事事
 一切支丹宗門之儀毎年改之節致吟味請判差上候通り郷中に有論成者又者紛敷宗旨之者有之間敷候
 自然不審成者有之者早速可申來候若隱置脇より顯候は名主五人組迄曲事に可申付候御高札古

成候は、斷申可立替之事

附宗旨改之節用事に付致他國之者前方相斷呼戻し相改請判可取之事

✓ 一前々被 仰出候通り牛馬捨候者有之者急度曲事に可申付事

附山野田畑之内無主離牛馬來候は、捕置馬主相知候迄飼置可申候馬主於出候者證文取之可相渡尤面々所持之牛馬不致危末に相煩候節者馬醫にかけ可申候致病死候は、名主相斷帳に可記置事

✓ 一前々被 仰渡候通り生類憐可申候若致怪我候鳥獸有之者名主組頭百姓立合吟味可注進事

一似金銀つかひ候もの曲事可申付若似金銀拵候者有之乍存隱置候は、後日に相知候共當人同前可爲越度前々より被 仰渡候通り毒藥賣買御制禁之條於相背者可被所重科事

一耕作に精出渡世之いとなみを專にいたすべき事

✓ 一人賣買御法度之條堅可申付男女奉公人年季之義此度被仰出候通り拾ヶ年にかぎらず相對を以儲成請人取之可召抱事

✓ 一牛馬致賣買候は、跡々之出所を改可求之候不審成牛馬一切賣買致間敷候事

附猥に作場の牛馬放申間敷事

一田地永代賣買御法度之條堅可相守若於令違背者曲事に可申付事

一田地年季を定質物に預候は、名主組頭爲致加判雙方より證文取替し可申候但し十ヶ年を限り永年季に入間敷候若預申筈之地名主組頭私曲をかまへ不致加判候は、可申來候自然相對に而預候

は、双方曲事に申付其上田地可取上之且又名主組頭對百姓に非儀申掛候は、急度可申來事

一公儀御林藪之義大切に仕枝木に而も一切伐取申間敷候尤自分山たりとも大木猥に伐採間敷事

一持高分之義壹人前拾石より内之高分申間敷候事

一御年貢割付免割等相違無之様に可入念御年貢納所申候者名主方より請取之手形を出し勿論庭帳に付置銘々判形取之可申候常々致不吟味に手形無之出入後日に申間敷候事

一御年貢急度可致皆濟尤皆濟以前穀物一切他所へ出す間敷事

附鄉藏之事急用有之候其名主壹人に而封を切り取出申間敷候組頭立合封を切り御用之分取出し又相封致置可申事

一江戸御藏納米あらくだけ死米青米之分選之拵立繩俵小口かゝり等之義差圖之通り入念名主組頭米見立合相改俵中札不落入様念を入可納置若又御年貢令未進致欠落者有之者爲村中急度可致辨納御藏米俵拵之儀者村々名主組頭相談之上藏方升取相定升目多少無之様に可致候事

一江戸御藏に相納候宰料並上乘り儲成者致吟味指圖を請可相極之事

一名主百姓又者手下役之者たりといふ共御年貢之儀者勿論惣而無手形に取引致間敷候證文無之出入後日に申出間敷候事

一藏番無油斷可相守候若火事盜人に逢米紛失いたし候は、郷中に而預番いたし候上者村中に而急度相辨可申候尤番之者不念之義有之は吟味之上曲事に可申付事

附藏近所に火事出來候は、村々早速掛附藏圍可申候若不出合者於有之は曲事可申付事

一御年貢金其外上納金名主方の納置候内は金番可相勤事

用水之儀以先規之例可引之たとひ旱魃之年たりとも定之外猥に不可引他村と入組之井堰有之者不致諍論田地不及濁水に内可申來尤理不盡に堰を切申間敷候萬一水論又者諍論之時分刀脇指を差し弓鏑を持罷出候事停止たるべし若相背者於有之は詮議之上曲事に可申付事

附不依何事に致諍論候時分加勢仕間敷候若令違背ば曲事に可申付事

一川筋之村々大水出候時分は名主組頭百姓不殘早速罷出堤切不申様に可致事

一井溝落堀並道を挾田畑屋敷仕出候は、當人者不及申に名主組頭迄急度曲事可申付事

一御普請人足扶持其外惣而駄賃等從公儀被下候物當座に立合百姓に割渡し證文取置可申候惣而次

合勘定一切仕間敷事

一公儀御用之義は不及申往還之旅人人馬入用之節は不依晝夜に無遲滯出之駄賃錢御定之通り可請取之事

御法度之鳥獸堅取申間敷惣而無益之殺生停止之事

一他所より來候浪人村中に差置申間敷候若無據由緒有之其身體成者候は、其譯ヶ斷得下知を可差置事

一他所より來候手負之義者不及申に郷中に而致怪我抔疵出來候は、當座に申出帳に付可申候並行衛不知者路次に而相果候は、死骸相改可致其注進死骸は其所に埋委細書付札を建置可申事

附於村々自滅之者有之者早々名主方の告之其上役所に可注進事

一前々被 仰出候新地之寺社堅造立仕間敷候事

附新規に祭禮市町取立申間敷候古來より有來候祭禮成共隨分輕執行可申事

一怪敷者に一夜之宿も借申間敷候縱往還之旅人たり共名主五人組に斷吟味之上宿借可申候前々所之者たり其年隔來候は、右同前之事

一郷中より他所に出候者有之者致吟味先方書付可取之但日數を定遣し日限過候は、可相改事

一郷中出入有之者名主組頭致詮儀内證に而可相濟義者取扱可濟之不相濟義に而訴訟申候は、名主差添可罷出事

一不依何事公事有之は隣郷之名主組頭可曉双方雖曉無承引及沙汰輩對決之上於非分には急度可申付事

一郷中に遊女かけろふの類惣而遊興ヶ間敷者一切差置申間敷候自然奉公人又は賣物事よせ右之類差置者於有之は當人は不及申に名主五人組迄急度曲事に可申付候若他所より右之類來候は、早速追歸し可申事

一名主並百姓は勿論男女共乗物爲御停止之間縱嫌取之節たりといふ共乗物不可用事

一不依何事に申合徒黨がましき義一切致間敷候若左様之企致者有之者早速可申來事

一博奕並賭諸勝負一切致間敷候若他所之者集博奕致宿者在之は當人は不及申に名主五人組迄急度曲事可申付事

一勸進能相撲歌舞妓其外何に而も芝居物一切停止之事

- 一 質物取申候者何品に而も請人を立質物取可申候無請人質物取候は、可爲曲事候
- 一人請之儀猥に立申間敷候乍去近き親類或出所能存知儘成者に候は、名主五人組に相斷請に立可申候自然人請之義に付出入有之ば名主五人組立合早速埒明可申候勿論親類たりといふ共構有之者一切かこひ置申間敷候事
- 一 店請又者地借之者差置候は出所聞合儘成請人を取差置可申事
- 一 常々心立惡敷人之妨を成又者切々喧嘩口論其外夜あるきをいたし耕作も無精に而渡世之營も厄弱に而名主組頭致異見候而も承引不申者有之者早速可申來候若か様之不屈者隱置脇より相聞候は、名主五人組越度可申付事
- 一 獨身之百姓煩又は譯有之而耕作成兼候時分は五人組之内助合可申候事
- 一 町在々に而跡々より帳に付候酒屋之外一切酒屋仕立申間敷事
- 一 附酒作之義追々從公儀御觸之通り堅可相守事
- 一 火之用心念入不限晝夜可申付候若火事出來候は、火消道具持早速懸付可申其節不出合者於有之者曲事に可申付事
- 一 喧嘩口論有之節者其場に有合之者取扱可鎮外より猥に走集べからず火事出來之儀有之者早速懸付消可申候兩條共早々役所可致注進事
- 一 寺社代目又は逸失申者或身上潰し候百姓有之は斷可申來候事
- 一 盜人無宿雲助之類村々に居不申候様に念を入可相改穢多乞食非人等宿を致し隱置事可有之間可

致吟味事

- 一 跡式之儀不依老若に病中書付致其趣名主五人組に爲申間加判取置死後に出入無之様に可致事
- 一 跡式之儀子供兄弟も無之候は、名主親類立合相談之上由緒有之者可相讓事
- 一 幼少に而親に離當分百姓難務者有之ば名主組頭立合相談之上近き親類方引取可致養育田畑家財之儀は親類並名主立合相改預主に爲致證文預置致成人候節右田畑家財相返百姓爲相勤可申事
- 一 印判之義自分に替申間敷候若無據儀に而替候は、名主は役所に斷百姓は名主に相斷可申事
- 一 聳取敷取之義身體相應之者取組少も奢たる義不致惣而身體より輕可致候屋作之事猶以不應分限に義致間敷候尤海道並境目少も建出申間敷候事
- 一 謀書謀判いたす輩於有之は可處嚴科執筆之者勿論可爲同罪事
- 一 祝言振舞家廣め其外一代之内無之振舞に而も一汁三菜に不可過尤不可及亂酒に候是より輕者心次第に可致事
- 一 附齋非時可爲同前事
- 一 衣類之義前々御條目のごとく相守不應分限に衣類不可着用事
- 一 附百姓不似合風俗長脇指爲御停止之間堅可相守事
- 一 絹紬木綿麻布惣而其外在々より仕出候物御定之通り幅尺織出可申事
- 一 手代並下役之者共押賣押買は不及申に其外少も非分成義有之は急度可申來候尤金銀口入賣掛又は少々之物に而も音物馳走かましき義一切致間敷候若令違背者於有之は急度可申付事

一村々名主最寄次第組合を定其仲間ニ而順々に致月番御用相達可申候尤組合村々月番之順定置書付可出之事

一年寄候男女又は手足片輪ニ而古來より郷中に居來候は縦田畑不持者に而も所追拂申間敷候名主組頭致相談相應之家職可爲致事

一五人組之儀町は家並在々は最寄次第に地借又は店借迄五軒宛組合子供下々に至迄諸事致吟味惡事無之様に可致之候自然不吟味ニ而惡事出來候は詮議之上組中越度可申付事

右條數之通名主組頭寄合惣百姓爲申聞可相守若違背之者於有之者急度可申付者也

寶永三年戊六月

組頭

安左衛門
五平次
長吉
吉左衛門
伊兵衛
七郎左衛門
半右衛門
勘右衛門

組頭

佐平次
長兵衛
權左衛門
佐左衛門
金右衛門
角右衛門
茂右衛門
久右衛門
平左衛門
六左衛門
奎左衛門
七郎兵衛
久兵衛
清兵衛
彌五兵衛
小左衛門

名 主 武 右 衛 門
安樂寺 觀音堂 守 利 寺 圓

右五拾九ヶ條之趣奉拜見候通り堅相守可申候勿論五人組帳之前書に仕差上可申旨奉畏候爲御請之仍如件

寶永三年丙戌六月

稻毛領下小田中村

名 主 武 右 衛 門
年 寄 平 左 衛 門
同 安 左 衛 門
同 佐 平 次

寶永三年武州多摩郡山入村五人組改帳

〔東京府南多摩郡川口村山入眞上助次郎氏所藏〕

條 々

- 一前々從 公儀被 仰出候御條目之趣自今以後被 仰出候御法度之旨堅相守可申事
- 一五人組之儀家並最寄次第五軒づゝ組合借地店借寺社門前下人等に至迄諸事吟味仕惡事無之様に

可仕事

- 一切支丹宗門之儀御制禁之條若不審成もの有之は早速可申出事
- 一父母に孝行夫婦兄弟親類とむつましく可仕候若諸親類と不和に而意見をも不用不孝不儀之輩有之者名主長百姓組頭五人組致吟味可申出事
- 一兼而被仰出候通り捨子堅仕間敷候惣而便なき老人幼少之者有之は其所に而致介抱其旨可申出事
- 一領内鐵炮之儀吟味之上預置候外は一切所持仕間敷事
- 一賣買御制禁之條堅可相守召仕之男女抱候節は宗門相改懺成證人手形を取可差置事
- 附他領に奉公に出候者有之は可申出事
- 一捨馬之儀御高札之通急度相守可申候自然放し馬牛有之者名主長百姓組頭立合大切に養置早速可申出事
- 附り馬牛調候は懺成請人を立名主五人組に可相斷事
- 一御制禁之通馬之筋のへ申間敷事
- 一御朱印傳馬并往還之次人馬先規を勤來候儀者不及申傳馬宿之外たりといふ共御用にて通候衆有之は晝夜風雨をいとほす人馬無滯出し可申候若囚人通り候は無油斷人馬を出し大切可仕事
- 附往來之對旅人不法成儀仕間敷事
- 一押賣押買仕間敷候他所を來候對商人不法不仕たとひ輕きものに而もかろしめがさつ仕間敷事
- 一田畑永代之賣買并來納賣之儀御制禁之條堅可相守縱年季質物に入候共不可過拾ヶ年尤名主長百

姓組頭五人組加判を以證文取かはし可申事

附り田畑他領に年季質物に入候は、其斷可申出事

一所に而跡々有來候酒屋之外自今以後新酒屋仕間敷候若斷有之は可申出事

一 火事喧嘩其外不依何事不慮之儀有之おいては早速注進可申事

一 御城下火事出來之節之儀兼而得差圖其下知に従ふべし惣而常々火之用心五人組致吟味大切に可仕候若火事出來候は、人別に手桶を持火元ゑかけ着火消可申候御傳馬宿御高并郷藏米之防油斷仕間敷候若不出合者有之は可爲曲事

附り野火付申間敷旨童部下々まで兼而可申付候若燒候は、早々かけ着火消可申事

一 旅籠屋之外は他所之者に一夜之宿借候共名主五人組に可相斷たとひ往還之旅籠屋たりといふ共旅人逗留仕におひては名主五人組立合吟味之上留可申候尤怪敷者には一夜之宿成共借申間敷事

附り旅人何成共取落し置は早速追かけ爲持可申事

一 旅人相煩候者又は酒醉有之は名主長百姓組頭立合所持之品々相改在所假名承届致介抱置本服之後右之品々可渡遺煩おもきにおひては可申出事

一 從他所手負候者來候は、名主長百姓組頭立合致介抱置委細遂吟味可申出事

一 倒死候もの有之は名主長百姓組頭立合委細相改所持之贓物致相封死骸に番人を附さらし置可注進尋來者有之者出所承届證文取之死骸贓物可相渡三日過るにおいては道端に埋め其者之年恰合衣類贓物之品札に書記し立置可申事

一 欠込者有之節追手之者慕來も届ヶ於有之者早速村中之者馳集隨分取逃し不申様にいたし置可注進事

一 博奕賭之諸勝負一切可爲停止尤宿堅仕間敷候若相背もの有之は訴人に出べし縦同類たりといふ共其科をゆるし品により褒美すべし其上あだをなさざる様に可申付事

附り用事なくして切々來もの有之者五人組として可致吟味事

一 喧嘩口論有之は聞附次第出合取押へ可申候人を討立退候者有之者捕へ置可注進若捕へ逃し候はば跡を慕ひ落着所を見届預り置可注進事

一 堂宮山林に怪敷者不罷有様に常々吟味可仕惣而行衛不知者一切差置申間敷事

一 郷中番屋之儀如年來指置不審成もの有之は聲を立可申候自然盜賊入候は、番人は不及申所之者不殘かけ着捕へ可申候卒爾に殺し申間敷候若不出合者有之は可爲曲事

附家毎にたいまつより棒支度仕置可申事

一 新規之寺社不可建立并供養塚之類ほこら等有來より外致べからざる事

附り住持神主替目之節者可申出事

一 神事祭禮有來通相勤新規之祭仕間敷事

附り佛事作善分限に不應結構不可申事

一 勸進能相撲操狂言芝居其外諸見物類可爲停止若子細有之者可申出事
附り遊女歌舞妓子之類一切不可指置事

一不依何事徒黨々間敷仕間敷候惣而公事出入之儀有之は名主長百姓組頭五人組立合取扱之不相濟儀は可申出事

附り荷擔いたすもの有之は可爲曲事事
一境論無之様に常々念を入可申事

附り荒地之起新開等少も隱置申間敷候尤新開に可成所有之者可申出事
一用水之儀先規之例を以兼而相定置渴水之節諍論無之様に可仕事

一洪水之節は名主百姓不殘罷出隨分防可申候堤川除井堰溜池之普請常々無油斷可仕候大破之所有之者可申出事

一往還之道橋者不及申脇道に而も常々無油斷繕之人馬通路無難儀様に可仕事
附り有來道并堀溝を田畑へ切込申間敷事

一河船渡船運賃之儀古來定之通り不可違亂事
附り不慮之破船有之は近所之者共早速出合可相働事

一御林不及申山林并四壁之竹木猥に伐荒し申間敷事
一村次之廻文不限晝夜先々に相届手形取置可申事

一質物之儀能く致吟味慥成證人を立可取之事
一百姓屋作之儀分限を輕可仕候目に立候不可致普請衣類之儀名主長百姓組頭妻子ともに絹紬布木綿可着之小百姓は布木綿之外無斷して着へからす惣而りんすさあやちりめん羽二重卷物之類も

り帶等にも不可用事

附り無斷して男女乗物乗鞍可遠慮惣して奢かきし儀不仕可用儉約事
一田畑讓候節高拾石の内にあたり候様にわけ申間敷候若無據子細有之は可申出事

一賀敷養子取組之儀名主長百姓組頭五人組立合能々念を入重而六ヶ敷儀無之様に可仕事
附り分限に應し物每輕可致事

一不依何者他所を引越候もの有之者出所途吟味慥成證人を取其斷可申出事
附り所生之ものたりといふ共年久敷他所に罷有立歸もの有之は其斷可申出事

一他所に罷越一宿に而も可仕節は名主者長百姓組頭の申合其外之ものは五人組に斷罷出べし歸候は其届可仕事
一跡式之儀兼而書置仕名主五人組立合致加判死後に出入無之様に可仕事

附り跡目無之者不慮に死失候は所持之品々名主長百姓五人組立合相改可申出事
一獨身之百姓耕作兼候節は五人組として助合田畑荒し不申候様に可仕事

一訴訟其外不依何事申出儀有之は五人組に斷名主長百姓組頭を以可申達若取次不仕におゐては直に可申出事
一名主長百姓組頭非分成儀申掛小百姓を掠においては可申出小百姓我儘致名主長百姓之申付をも

不承引者有之は詮議之上可爲曲事事
一家中之對諸士乘打慮外仕間敷候惣而家中之奉公人に不作法仕間敷事

一諸役人同支配之足輕中間又者に至迄金銀米錢衣類酒肴等其外一切音物仕間敷候尤金銀米錢雖爲當分之事一切借申間敷候諸役人郷中に出候節賄之儀所に有合之物を以かる可仕候一切馳走仕間敷候町中にては御用にて罷出候共不及其沙汰尤私用にて罷出候節郷中にては無用可仕事
附り役人は不及申家中之諸士其外下々非分於有之者可申出事
一毎年御年貢差紙出し候は惣百姓并入作之者迄爲致披見無相違様に割合可申候尤御年貢皆濟無之以前穀物糶に他所に不可出之事

附り米金名主諸拂之儀手形取かわし置重而出入無之様に可仕事
一名主長百姓組頭印判替候は判鑑を以可申出其外之者は名主方迄判鑑可出置事
一年中村入用掛り物之儀其時々名主長百姓組頭立合帳面に記判形致置無相違割合重而出入無之様に念を入れ可申候若不吟味之儀相聞候は詮議之上名主長百姓可爲越度事

寶永三戌年

右御條目之趣大小之百姓其外村中之者不殘承知仕奉長候常々無油斷吟味可仕候若違背仕者御座候は當人者不及申上親類縁者名主長百姓五人組迄何様之曲事にも可被仰付候爲其村中相談之上五人組相究連判手形差上申候仍如件

武州多摩郡山入村

名 主 彌 右 衛 門
組 頭 惣 兵 衛 印

- 甚 右 衛 門 印
- 甚 吾 右 衛 門
- 伊 兵 衛 印
- 茂 兵 衛
- 五 郎 兵 衛
- 半 七 郎 印
- 長 兵 衛
- 加 兵 衛 印
- 四 郎 右 衛 門 印
- 新 五 右 衛 門 印
- 與 左 衛 門 印
- 小 左 衛 門 印
- 五 人
- 孫 左 衛 門 印
- 五 左 衛 門 印
- 半 左 衛 門 印
- 彦 右 衛 門 印
- 高 貳 石 四 斗 八 升 七 合
- 高 貳 石 壹 斗 貳 升 三 合
- 高 壹 石 七 斗 九 升 貳 合
- 高 壹 石 八 斗 三 升 壹 合
- 高 壹 石 四 斗 三 升 四 合
- 高 壹 石 六 斗 八 升 三 合
- 高 貳 石 八 斗 壹 升 六 合
- 高 壹 石 八 斗 六 合
- 高 壹 石 八 斗 三 升 三 合

高三石四斗壹升五合

高壹石九斗八升三合

高壹石三斗八升九合

高壹石七斗七合

高七斗五升九合

高壹石五斗九升四合

高壹石五斗七升三合

高壹石貳斗三合

高貳石壹斗壹升九合

高壹石五斗壹升七合

高四斗壹升四合

高貳石貳斗六升八合

高壹石壹斗四升六合

高三石五斗八升三合

高五石三斗五斗壹合

高貳石八斗七升九合

高壹石貳斗九升四合三夕

高壹石七升壹合

高壹石四斗

高壹石五斗三升壹合

高八斗貳合

高貳石壹斗壹升貳合

高壹石六斗四升壹合

高壹石六斗四合

高壹石四斗八升壹合

高八斗九合

高壹石三升貳合

高四石壹斗七升六合

次郎左衛門印

五人

德兵衛印

七郎左衛門印

武右衛門印

重兵衛印

文右衛門印

五人

惣兵衛印

民右衛門印

六左衛門印

金三郎印

吉右衛門印

五人

惣右衛門印

惣左衛門印

仁左衛門印

清右衛門印

後家印

五人

勘左衛門印

茂左衛門印

長兵衛印

新右衛門印

直左衛門印

五人

三左衛門印

八郎右衛門印

七兵衛印

八兵衛印

七郎右衛門印

五人

彌次右衛門印

五兵衛印

高四石七斗六升七合
高貳石五斗五升
高貳石九升四合

高三石六斗三合
高壹石五斗六升五合
高壹石七斗七升
高壹石三斗六升五合
高貳石壹斗貳合

高貳石三斗八升九合
高壹石六斗壹升七合
高貳石九斗六合
高壹石六斗八升
高貳石壹斗壹升貳合
高貳石五升七合

高壹石九年貳升九合
高七斗貳升三合
高九斗
高三石五升五合

高四石三斗三升三合
高貳石貳斗貳升九合
高貳石貳斗壹升六合
高八斗壹升六合
高貳石三斗五升壹合
高貳石九斗貳升五合
高貳石五斗四升三合
高九斗四升四合
高壹石三斗九合
高三石三斗七合

甚右衛門印
三郎兵衛印
伊左衛門後藤印

五人
甚左右門印
與右衛門印
伊兵衛印
儀右衛門印
次郎右衛門印

五人
九右衛門印
忠左衛門印
養四郎印
佐左衛門印
五右衛門印
庄右衛門印

五人
六兵衛印
作左衛門印
太右衛門印
次左衛門印
七右衛門印
彌五左衛門印
利右衛門印
次郎左衛門印
又左衛門印

五人
助右衛門印
德左衛門印
角左衛門印
佐五兵衛印
孫兵衛印

高五石八斗六升三合
 高四石壹斗七升五合
 高九石六斗五升八合
 高七石壹斗九升九合
 高貳石壹斗四升九合
 高貳石七斗九升九合
 高壹石八斗貳升八合
 高壹石九斗三升四合
 高壹石五斗七升五合
 高壹石五斗
 高壹石五斗八升三合
 高八斗八升九合
 高貳石四斗貳升七合
 高貳石四斗五升壹合

孫左衛門印
 八右衛門印
 甚五衛門印
 五兵衛印
 市郎左衛門印
 市右衛門印
 借地水谷
 吉兵衛印
 清左衛門印
 茂兵衛印
 金左衛門印
 權兵衛印
 喜兵衛印
 長兵衛印
 市左衛門印
 惣左衛門印

高三石三斗九升
 高九斗
 高九斗五斗貳合
 高壹石四斗五升五合
 高八斗八升四合
 高壹石五斗六斗四合
 高貳石九斗九升五合
 高八斗四升七合
 高四石五斗五合
 高六石六斗四合
 高貳石六斗九升五合
 高壹石三斗七合
 高貳石七升壹合
 高壹石三斗七升九合

甚左衛門印
 長兵衛助印
 吉兵衛印
 彌五兵衛印
 與五兵衛印
 人
 彌左衛門印
 久左衛門印
 五郎兵衛印
 茂右衛門印
 藤兵衛印
 人
 長右衛門印
 久左衛門印
 平七郎印

高三石六斗壹升七合
 高壹石貳斗八升貳合
 高貳石九升壹合
 高壹石九斗七升貳合
 高拾三石九升壹合
 高壹石貳斗七升四合
 高壹石三斗壹升貳合
 高壹石貳斗壹升
 高貳石五斗貳升三合
 高貳石貳斗七升壹合
 高貳石三斗四升三合
 高貳石四斗八升九合
 高壹石壹斗六升壹合

傳 助印
 與右衛門印
 五人
 角兵衛印
 平右衛門印
 七郎兵衛印
 次郎兵衛印
 太郎兵衛印
 五人
 權右衛門印
 借地水呑
 忠右衛門印
 勘兵衛印
 太兵衛印
 權太郎印
 安右衛門印
 五人
 三右衛門印

正徳六年下總國千葉郡千葉寺村五人組帳

指上申五人組證文

高七斗三升三合
 高壹石八斗八升五合
 高壹石三斗貳升六合
 高貳石壹斗八升壹合
 高四石壹升三合
 高貳石七斗九升七合
 高壹石四斗六升九合
 高壹石壹斗六合
 高拾壹石六斗

安左衛門印
 彌五兵衛印
 助右衛門印
 太郎左衛門印
 五人
 伊太夫印
 善太郎印
 三郎兵衛印
 市右衛門印
 彌右衛門印
 五人

一御公儀様御法度者不及申上御家の御條目御下知の趣彌堅く相守可申候事
 一田畑永代に賣買仕間敷候若年季に賣買候節は名主組頭五人組加判手形を以相究可申候勿論二重

の質物に入申間敷候事

附人商賣一切仕間敷候

一 百姓跡式の儀其身存命の内遺狀名主組頭五人組加判仕置何れも立合裁判可仕候證據無之遺言筋目違の間證文御立不被成儀御座候上は念を入吟味可仕候高貳十石以下の跡式分け讓申間敷候自然遺言も不仕子供無之者跡式は親類并名主五人組懸相談由緒近き者の方へ遣之百姓相立御役等無懈怠可爲勤候尤も支配方へ前廉斷之相究可申候事

一 他組は不及申村中にて出入又は訴訟等有之節荷擔致し道理も無之儀取持申間敷候若左様の族有之或者神水を吞神文致し企惡事或は常に以惡意筋無き儀を申立村中の障に罷成候者有之候は、何者によらず早速可申上候事

附當村又は近所にて盜人其外騒敷儀有之聲を立候は、早速立合候様に可仕候事

一 村中の外人請に一切立申間敷候親類縁者無據子細有之候は、其趣名主組頭五人組へ相斷可任差圖候尤請に立候奉公人の儀に付出入も御座候は、請狀の通り相違無之様に急度埒明可申候事

一 他所より村中へ引越候者有之候は、親類縁者たりとも前廉名主組頭五人組へ相違御代官衆迄可申上候事

○ 附他領へ引越候者并縁付又は奉公人に出し候は、兼て被仰付の通名主組頭に相斷御代官衆御

差圖次第可仕候事

一 他所より來り候商人其外假數年出入仕候者にても逗留仕候は、名主組頭へ可相斷候尤も浪人衆

被參候は、由緒書付御代官衆迄申上御差圖次第可差置候事

一新地の寺社御制禁の通彌建立仕間敷候事

一 御年貢并諸役懸り物名主組頭割元見届毎年印判仕置以後出入無之様に可仕候且又輕百姓田畝仕付の節相煩又は無據差合有之候は、五人組の内名主方へ申談村中にて仕付生育仕へく候若荒置候は、曲事に可被仰付候事

一 途中に死人等有之候は、名主組頭立合雜物紛失無之様に相改死人番を付注進可仕候病人は致介抱出所相知候は、人を遣可相渡候若在所遠方にて難届御座候は、御代官衆迄可申上候惣而牛馬犬雞其外生類の儀被仰付候通少しも疵抹成儀仕間敷候事

附途中にて何によらず拾候者御座候は、名主組頭へ早速申聞御代官衆へ可申上候事

一 博奕賭の諸勝負一切仕間敷候事

附村中火元念を入尤火燒所御改の通り惡敷所仕立申間敷候勿論火事有之節早々駆付精を出し消可申候事

右之趣少しも相背申間敷候此度印判相改連判仕差上候間重て印判失候歟又は替へ候は、御代官衆へ御斷申上新判可仕候尤兩判用申間敷帳面の通惣百姓無田子等者不及申村中出家社人山伏虛無僧迄も失念不仕様に年々讀聞かせ相守可申候仍て如件

一 高拾五石壹斗四升四合

下總國千葉郡千葉寺村

年六十九

四郎右衛門

一高拾石九斗六升
一高壹斗四升四合
一高拾四石壹斗三升七合
一高壹斗貳升

五人組

一高拾壹石壹斗
一高三拾九石壹斗四升
一高拾九石壹斗壹升
一高貳斗四升三合
一高六升六合

年五十
同六十一
同四十八
同四十六
同四十四
同六十一
同六十五
同二十三

與次右衛門
理右衛門
吉兵衛
甚左衛門
半兵衛
吉右衛門
次郎右衛門
彦兵衛
市助

一高七石貳斗七升八合
一高九石四斗三升九合
一高七石七斗八升八合
一高三石八斗四升九合
一高十四石六斗八升七合

五人組

同五十三
同三十一
同三十五
同五十四
同四十四

彦右衛門
吉十郎
半十郎
清三郎
庄右衛門

一高拾壹石六斗
一高貳石壹斗二合
一高參石九斗一升九合
一高貳石九斗七升一合
一高壹斗四升三合

五人組

一高拾參石九斗四升九合
一高六升六合
一高貳拾五石參斗參升八合
一高拾九石四斗一升八合
一高なし

年四十四
同四十七
同四十一
同二十八
同四十五

久次郎
茂右衛門
善兵衛
五郎兵衛
吉兵衛
傳左衛門
惣十郎
又兵衛
孫兵衛
四郎兵衛

一高九石四斗貳升
一高四斗貳升
一高四斗貳升
一高なし
一高なし

五人組

同四十四
同四十
同三十八
同六十一
同三十五

八郎兵衛
半四郎
加右衛門
五兵衛
庄九郎

一高四斗八升六合

六人組

紋十郎

一高壹石貳升七合

年三十六

太郎兵衛

一高參斗四升

同六十六

長次郎

一高五斗四升八合

同十六

忠右衛門

一高五斗四升

同四十一

善左衛門

一高三斗六升

同五十

五郎兵衛

一高四斗八升六合

六人組

七右衛門

一高八石貳斗貳合

同五十八

市右衛門

一高拾壹石九斗七升八合

同二十九

次兵衛

一高貳石七斗九升貳合

同三十九

清兵衛

一高四石八斗壹升

同二十九

清左衛門

一高三斗六升

同四十六

權左衛門

一高四斗八升六合

六人組

甚藏

一高貳斗

同六十七

清十郎

一高四斗九升二合

年六十三

新右衛門

一高五斗六升

同二十七

善次郎

一高六斗八合

同三十一

三左衛門

一高五斗貳合

同二十六

善太郎

一高四斗貳升

同三十四

善三郎

六人組

一高三斗六升

同五十三

長左衛門

一高七石五斗四升七合

同四十一

善十郎

一高四石九斗四升五合

同二十八

權三郎

一高三斗三升九合

同七十六

仁右衛門

一高三斗六升

同五十九

長兵衛

一高なし

同五十五

藤右衛門

六人組

一高參斗六升

同五十一

長三郎

一高なし

同五十五

茂兵衛

一高貳斗四升

同四十七

助十郎

一高三斗四升

同四十五

長四郎

一高五石一斗	年三十二	善	兵衛
一高三斗四升	五人組	小十郎	
一高三斗四升	同五十九	次郎兵衛	
一高なし	同五十	勘七郎	
一高七斗四升	同四十二	喜兵衛	
一高三斗四升	同四十二	八兵衛	
一高九斗貳升六合	五人組	重兵衛	
一高五斗六升五合	同二十	佐兵衛	
一高五斗四升八合	同四十二	彌次兵衛	
一高五斗一升	同四十一	半助	
一高三斗六升	同五十八	兵三郎	
一高壹石六斗五升	五人組	金右衛門	
一高三斗九升	同三十九	六右衛門	
一高一石九斗九升二合	同七十五	孫兵衛	
	同四十八		

一四〇

一高三斗六升	年四十	與	兵衛
一高三斗四升	同六十二	三右衛門	
一高なし	同四十	善四郎	

六人組

千葉寺村

正徳六年丙申年正月 日	名	主	徳右衛門
	同	同	吉右衛門
	組	頭	三郎右衛門
	同	同	佐右衛門
	同	同	半兵衛
	同	同	彦右衛門
	同	同	善十郎

畠理兵衛様
渡邊吉左衛門様

享保十年五人組帳前書

一前々從公儀度々出候御法度書之趣彌以堅相守御制法之儀不相背様に村中小百姓下々迄可申付事
 一五人組之儀町場者家並在郷は最寄次第五軒宛組合子共并下人店貸借地之者に至迄惡事不仕候様に組中無油斷可令僉儀若徒者有之名主之申付をも不用候者可訴出候事

二六
三六
四六
五六
五六
五六

一 隔年宗門改帳三月迄之内可指出候若御法度之宗門之者有之ば早速可申出候切支丹宗門之儀は御高札之旨相守宗門帳之通人別入念可相改候宗門帳相濟候而後召抱候下人等寺請狀別紙可取置候事

一 五人組宗門帳に押候外印判拵置申間敷候若子細御座候而印判替候は、名主長百姓者役所迄可相斷候其外之百姓は名主長百姓に可斷名を改候は、早速及斷五人組宗門帳にも改候名を可記事

一 一切支丹ころひ候者并類族有之候は、別帳に記之切支丹奉行所へ差出置候事に候間たとへ他村より縁組等に而當村の右之族來候は早速可致注進事

一 田畑并山林等永代賣買御停止に候若質物に書入候は拾ヶ年を限り質手形に名主長百姓加判可爲仕候田畑質に入金銀借置田畑をば金主に爲作候而御年貢は地主より出候儀不可仕候惣而證文怪敷文言有之候は、出入に成候時訴訟不取上候且又證人并名主印形取置可申事

附名主組頭に加判頼候は、其様子承届早速致加判可遣候事

一 衣類道具又は門橋等の外し金もの類出所不知賣物一切買取間敷候右之品々質にも不取又者不可預置候出所知候物に而も請人無之候は質にも取申間敷候事

一 惣而家業を第一に相勤べし百姓に不似合遊藝を好或は悪心を以公事を工み出し非公事を進め偽を以害をなす者又は不孝の輩あらば不隱置可申出候何事に不依神水を吞誓詞を書申合一味同心致し徒黨ケ間敷儀不可仕候事

一 盜賊惡黨人有之候者訴人可仕候訴出候は、褒美可爲取候其上仇を不成様に可申付候事

一 百姓衣類之儀結構成ものを不可着名主は妻子共縮細木綿可着之平百姓は木綿の外は不可着之縮細子紗綾縮緬の類襟帶等にも致間敷候然其平百姓にても身體宜敷者は手代方迄斷達差圖を受縮細着すべき事

附男女共に乗物に乗るべからず惣而家作等目立候普請奢ケ間敷儀仕間敷事

一 聲取取之祝儀奢ケ間敷儀無之様分限ケ輕仕べく候人大勢集大酒不可吞所により蚊帳之祝儀新宅之弘初産之祝ひ杯迎不相應之祝仕候儀可爲停止分限に應じ内所に而輕祝ひ可仕候祝言水祝停止之事

附葬禮之節野酒一切停止之事

一 捨子不可仕若他所之者捨置候は、村中に而致養育早速可及注進事

一 生類憐之儀心懸不實無之様に可仕候不仁之儀一切不可仕事

一 獵師之外鳥獸一切取べからず雖爲獵師鶴白鳥取之儀は御停止に候若村中にて鶴白鳥致商賣候者有之候は、可訴出候事

一 捨牛馬之儀不可致候若他所之捨牛馬并放れ牛馬當村に來候者見出次第名主組頭に告之村中立合致詮儀持主知れ候は、其村之名主并牛馬主より手形を取相返其上早々可致注進事

一 馬之筋をのべ候儀御停止に候牛馬賣買仕候者出所聞届請人を取五人組に相斷賣買可仕候出所不成牛馬不可買取事

一 新地之社建立之儀堅可爲停止候惣而祠念佛題目之石塔供養塚庚申塚石地藏之類田畑山林又は道

路之端新規に一切立間敷候佛事神事祭禮輕執行之新規に祭禮不可取立事

一 寺社之儀住持社人替候は、可致注進候事

一 神佛致開帳候は、可致注進候當村之神佛他國に當分相移開帳仕儀有之候は、前以可致注進候又は他所の神輿を送り來候様成儀有之は、不可受取村中に暫時も差置申間敷事

一 當村に有之候出家社人山伏行人道心者又は非人等其外穢多之類常々致吟味候而胡亂成者住居爲仕間敷候名主組頭に不相達他村より來候者一夜之宿も不仕様に右之者共可申付事

一 村中之者之内或は立退或は逐電或は身上潰候而住居難相成者有之候は、可致注進候又は他村より子細有之立退來候もの親類たり共當村に一切不可差置候事

一 他所之者當村に有附住宅仕度旨頼候は、其者之出所家職之様子聞届出所之村方名主に届之儘成請人手形取之宗旨相改遂注進候而可差置候店借地借等之者置候儀も右同前可相心得事

一 百姓田畑孫子に爲分取候共壹人前高五石之内に不可分小高之百姓は子孫に爲分取間敷候若子細有之分與へ候は、可得差圖候惣而新規に百姓有附候儀有之は、可致注進候跡式之儀存生之内親類并名主組頭爲立合書付取置後日出入無之様に可心懸事

✓ 一 當村之内にて能操角力又は狂言其外見世物之類芝居等爲仕間敷候私領に而も分郷或は村隣にて當村境目紛敷地に而致芝居其外惣而始以前に早速可致注進事

一 惣而遊女野郎之類一切當村に不可置一夜之宿をも致間敷事
一 行衛不知者に一夜の宿をも不可貸旅人其外何者に不依堂宮山林道路に死人有之は、其者之持來候

雜物改名主組頭立合様子委細書付に而可致注進堂宮山林に隱忍胡亂成者あらば令詮議品により搦捕可訴出候其外手負又は不審成者從他所來候は、出所を尋付届致し注進之上差圖を受候而彼者可差出事

✓ 一 往來之輩若相煩候は早速醫者に爲見隨分致養生能々勞食物等入念與へ看病仕置致注進歩行不叶先の參候儀難成候は、其者之在所を承届け迎を呼手形を取渡遣し可申候若致病死候は、其者之道具等改名主長百姓立合致封印置差圖可受事

一 殺害人或は致自害候者或は倒者有之は番人を附置早速可訴出候火事盜賊喧嘩手負之者惣而不慮成儀出來候は右同前無油斷可致注進事

✓ 一 村中に而若喧嘩口論有之候は、名主組頭立合裁判可致候他村に而喧嘩等有之節不可走集人殺立退候もの有之は隣郷之者迄出會搦捕早速可及注進候搦捕儀難叶候は、跡を慕ひ落着候所に急度可申届事

一 田畑荒置べからず永荒場起返り切添へ又は新田畑有之候は、早速可申出隱置脇より訴出候は、當人は不及申名主組頭迄可爲越度事
附り莫本田畑の多作候儀停止之事

一 堀を埋又は道を狭め秣場林際を切添田畑不可仕出前々無之所に道付馬入不可仕若道附替不致候は、不叶所あらば可受差圖事

✓ 一 用水之掛引常々其村々申合置爭論無之様に可仕候水論境論等之場は百姓に不似合刀脇差弓鎗長

刀等を持出令荷擔者有之は其科本人より重かるべき事

一御傳馬宿に定助大助郷々人馬寄候は、問屋年寄又は名主致吟味猥に人馬觸仕間敷候其宿之馬を圍置面々勝手能荷物ヲ附候様成儀一切不可仕事

一御朱印は勿論駄賃傳馬人足之儀常々致吟味置無滞様に可仕事

附り助郷の人馬當候は、刻限不違様可差出候若人馬割難心得事候共先無滞差出後日に可申遣事

一御用之人馬者不及申に東海道にて無之候とも往來之者駄賃人馬之儀晝夜を不限無滞可差出事

一御朱印又は御證文も無之人馬出候様にと申或は駄賃を出さず通り候者有之は其品に寄押置名主組頭立合僉儀之上怪敷體に候は、可注進事

一村中申合番屋を造番人附置火之用心随分入念可申付若出火有之は聲を立村中打寄消防可致候勿論御年貢米入置候藏大切に圍可申事

附り風烈之時分は不限晝夜に切々相廻り用心可仕候近在出火候は、早速欠付防之可申事

一堤川除不切様に常々申合洪水之時は村中之者出會随分可圍之道橋等損候而往還之障に成候歟田畑損亡に可成所は惣而小破之時早速可致修復自普請難成所は御入用に而可申付候觸無之候共受取場之道橋は常々無油斷造可申事

一洪水の時堤川除圍候節又は盗人狼藉者並火事有之は鳴を立候節村中之もの拾五歳以上六拾歳以下之男は不殘可出會若場所に出合者あらば名主長百姓を可遂詮議事

一鐵炮之儀運上出候獵師又は猪鹿爲防願候而鐵炮渡置候外村中に不可隱置尤御定之月之外鐵炮不可打證文之通猥に無之様可心得事

一御林御立山之竹木は勿論枝葉下草等まで公用之外伐採間敷候縦下草錢出候而刈取所たり共苗木を刈取候様成儀不可致御林之透候所には苗木植立候様に可仕候百姓持林并屋舖四壁之木に而も目立候木伐遣候は、先書付を差出可伐之堤に有之候草葎等刈取間敷事

附り新規堤に植物致すべからず堤際切欠植もの致間敷事

一入合之野山面々の持山に而も草木之根堀取間敷鶴のはしを入候儀可爲停止田畑に山崩砂入等無之様に山林苗木植立可申事

附り山中に而致燒畑來候所は格別野火附候儀停止之事

一諸作能種を選候而蒔耕作可入念荒作之様に致し候者あらば急度可令詮議獨身に而煩候者有之は名主長百姓立會村中に而助合田畑不荒様に可仕事

附り地所に不相應の田畑諸作地に替り劣耕作不情成者有之は吟味可仕候左様の者には小檢見之節も引方不申付候事

一常々耕作并商賣等も不致家職の稼無之者有之は途吟味其趣可訴出候事

一博奕惣而賭之諸勝負或は百姓講と號商に事寄博奕に似たる儀何に而も不可仕若違背之輩有之歟又は右の宿等致し候者あらば早速可訴出事

一百姓に似合ざる致風俗長脇差を帶し喧嘩口論を好或は大酒を吞醉狂致し行跡惡處者有之は可訴

出候事

一他所の參二夜泊り罷在候程之儀は名主の斷可罷出若他國の奉公に出候歟又は用事候而相越候はば其子細名主長百姓五人組の書付を以可相斷公事訴訟

公儀の出候共其趣名主長百姓五人組の可相届事

附り百姓之願書名主長百姓奥判可致事

一御年貢皆濟無之以前穀物他所へ不可出爲金納米賣候は、先米納の員數を積り納米程上米拵置次之餘り米を賣可申事

附り御用の置米急用之事候共名主一人に而封印を切取出し中間敷候相役之名主長百姓一兩人に而も立合可申事

一御城米并荏大豆共名主長百姓の内も立會青米死米碎米糲糠等無之様に隨分致吟味升目不切様に俵拵之儀前々之通入念二重に、小口撥摺繩に而仕名主長百姓米主升取且又手代印判之中札入可申候外札は木に而も竹にても國郡村米主之名斗可記候尤船廻に仕候節は貫目等入念船頭上乘手形申付可相廻事

一御城米積出候節名主長百姓立合俵拵相改船積可致於船中に米指取不申候様に上乘船頭共の堅可申付候船掛り場所に而別て油斷致べからず且又御米を船頭に相渡納名主陸を參候様成事堅不可仕候於御藏惡米蒸米等紛敷様成事仕間敷候右上乘の儀村中逢吟味慥成者可遣之候御藏米之入用並船中雜用等多不入様に申付委細帳面に記させ入用可渡候事

一御城米納に罷越候者其逗留之内惡場所惣而遊山ヶ間敷所の一切不可罷越事

附り納に罷出候節手代等の言物又は手入ヶ間敷事堅仕べからざる事

一御年貢金銀名主方取集控帳に納候度々金銀納主之名書付印判可爲致候名主方金銀受取手形致通帳渡之控帳に押切いたし遣置後日出入無之様に可仕事

一御年貢皆濟之納拂致勘定名主方手代之判形帳可取置事

一御年貢米納の節名主方米主方へ銘々手形遣之庭帳入念書付可致判形不念に而印形無之後日訴出候共取上中間敷事

一惣而從公儀被下候人足扶持賃錢等當座に銘々割渡帳面に請取候趣爲書付印判取置可申惣而次合差引不可致勘定事

一毎年御年貢免狀出候は、村中之もの披見爲仕名主長百姓方村中大小百姓出作之者にも不殘相觸寄合候而致免割小物成浮役臨時物米銀壹人前宛委細書付小百姓にも疑敷不存様に其譯爲申聞右免狀寫候而惣百姓立合拜見仕候旨書付銘々印形取置之郷藏之戸にも免狀寫可張置候御年貢割仕候節村中夫錢小入用と御年貢入交者一同に不可仕候差別を立可割合候算違無之様に隨分入念御年貢之儀申渡日限之通相納候様々村中可申合事

一免狀拜見之一札村中連判翌年正月十日迄可差出事

一公用之儀又者村中申合之儀に付名主方百姓寄合候節村入用之食物酒肴等一切給中間敷事

一堤川除堰場并道之御普請用水堀浚致候節人足等村入用掛之酒肴給させ中間敷事

一名主長百姓を始惣而前々申付候通り手代并妻子召仕等に至迄金銀米錢衣類諸道具酒肴其外輕き物成共音信禮物一切仕間敷候右之者共若貨物借物或者押賣押買不依何事無沙汰之儀致し候は、無隱有體に其趣可申出隱置後日に相聞候は、名主長百姓可爲越度事

一 自分之家來并手代召仕當村に參り口上に而申儀は不及申自分并手代之印判も無之書付持參に而何事を申付候とも一切承引不可仕早速可致注進事

一 手代村々相廻候節何時に而も飯米鹽味噌爲持廻り候歟若持參不致候節は所之直段に而相調其上泊り休之所に而御定之木錢出し上下共に少も百姓之馳走に不成村之費無之様に申付候條酒肴等此方々差圖無之物何に而も調置間敷候若調置此方に不入に付寄合飲食いたし村入用に割懸候は、ば名主長百姓可爲曲事候無差圖人馬集置百姓之隙を費す間敷事

一 村中年中之懸物小入用等之儀隨分名主長百姓途吟味入用多無之様に入念右入用帳之儀白紙を綴手代印判を加へ渡置候條惣而村中入用少も省當座に右之趣委細可書付不居合候者も印判可仕候此外別帳を拵へ置間敷候役所之押切印に手代判有之帳之外名主組頭を掛り物割掛候は可爲曲事毎年翌正月中前年之村入用帳寫候而本帳相添可差出候途一覽寫帳留置本帳は名主に可相返候間年々帳紛失無之様に大切可致置事

一 御鷹方之儀前々相觸候通可相心得事

右之條々堅可相守此旨違背輩あらば可爲曲事此帳毎年正月五月九月十一月壹ヶ年に四度村中大小百姓寄合儘に爲讀聞常々其趣を合點仕罷在候様に入念可申付者也

享保十乙巳年正月

「享保集成絲綸錄」所載「當時村方五人組帳」

差上申一札之事

一 兼日被 仰出候通大小之百姓五人組を究置何事によらず五人組之内にて御法度相背候儀者不及中上惡事仕候もの有之候は、其組より早速可申上候若隱置脇より申出候は、其者には品により御褒美被下五人組之もの名主共に曲事に可被 仰付旨奉畏候惡事仕候もの申上候は、自然同類親類縁者杯後日にあたをなすべきと氣遣に存候は、隱密に可申上由是又奉畏候諸事致吟味聞出次第御注進可申上候并脇百姓家抱前地店之者共に五人組を極判形取置可申候若五人組に外れ申候もの御座候は、名主組頭曲事に可被 仰付候事

一 御年貢之儀一件者不及申惣て金銀米錢手形なしに取引仕間敷事

一 附假初之物にも證文取引可申事

一 御支配人添役衆惣て御家中之衆中迄名主百姓に對し依怙最肩御座候歟又者少分たり共非分成儀御座候は、無遠慮可申上事

一 諸役入目之儀毎年一村へ入目帳貳冊宛御支配人より合印被成御渡候間諸役入目之品々當座明細

に付置名主年寄百姓致印形名主方へ一冊百姓方へ一冊差置年切に勘定宛互に無出入様に可仕事
一名主百姓印形之儀自分にて替中間敷候若取落候歟又者替候はで不叶儀に候は、名主は改候印鑑
差出御役所へ御帳に付年寄并百姓者名主に見せ候て名主方にて帳に付其印形用可申候并印形仕
候儀其身差合不罷出候節者親子兄弟之外むさと判を預遣申間敷候事

一堤川除井堀御普請仕候人足賃銀并御扶持方等被下候通當座に小百姓へ割渡帳面へ印形取置可申
候惣て御公儀様より被下賃銀御扶持方之儀諸色納物之替に繼合勘定仕間敷候事

一御年貢皆濟不仕以前に他所へ米出申間敷候若し能米賣替惡米を御年貢に納申候は、當人者不及
申名主五人組迄も何様之曲事にも可被 仰付候並御年貢御藏入致候刻あら粉米無之様に米拵い
たし繩俵拵まで諸事御定之通入念郷藏へ詰置御差圖次第に納可申候勿論御藏入之時分御支配人
より被成御渡候庭帳に付置納主銘々判形致置可申事

一御年貢穀物升取之儀郷中相談にて相定御法度之ごとく升目之かねを拂ひはかり立三斗七升入に
納可申候江戸御藏へ納候儀村中相談仕才領を付一村限に納可申候船にて越候は、縦大郷に候共
壹艘に積申間敷候隣郷と寄合積合相廻し可申候儀若路次にて御米紛失申候歟何ヶ様之事にて減
米立申候共百姓共辨可申候勿論餘り米御座候は、百姓納之俵數を以銘々割取可申候若餘米有之
候節渡切に致請取申候もの之徳用に致候儀堅無用に可仕候事

一御年貢御割附惣百姓寄合拜見仕其年々之損毛引方共に明鏡に割を致し則御割付之表に惣百姓判
形可仕候自然名主壹人にて割をいたし候は、當座に可申上候事

一年々御年貢内割仕候節名主年寄惣百姓寄合御割附之表を以勘定相違無之様に割をいたし勿論反
歩米永之員數委細に記之名主方より皆濟手形押切割判形致し百姓方へ銘々相渡可申候事

一郷中に有之郷藏に御米詰置候内郷中之者預り晝夜番仕候上は盜人又者御米ふけ候歟不依何事損
米御座候共急度辨へ差上可申候并御用之置米郷藏より出申候節御急に御座候其名主壹人にて郷
藏戸前封を切自由に取出し申間敷候組頭年寄百姓立會封を切御用之員數取出し勿論右之もの共
立會相封を致置可申候自然郷藏近所に火事出来申候は、村中者不及申隣郷迄も男女によらず欠
附郷藏を防可申候尤難相防趣に候は、早速御米取出し可申候若御米致燒失候は、御吟味之上辨
納可被 仰付候事

一御支配人添役衆惣て御家中之衆中下々迄何にても音物一切仕間敷候若音物之儀に付金銀米錢は
不及申何によらず名主方より百姓共へ割掛け出し候得と申候共一切出申間敷候達て出し候得と
申候は、其段書付御役所之筒へ上げ可申候若内證にて音物致し脇より相知申候は、何様之曲事
にも可被 仰付候事

附御役人中郷中へ貨物借物押賣押買又は無體成儀御座候は、是亦早速書付御筒へ上げ可申候
事

一御用に付御支配人添役衆其外御家中衆郷中へ御越候節内夫并賄之儀所に有之輕き野菜薪油を出
し其外何にても一切出し不申馳走ヶ間敷儀堅く仕間敷事

一在々所々惡黨もの有之時分は鳴を立可申候其時は先々之村々よりも出合召搦候者御褒美可被下

候由得其意奉畏候若郷中にて不出合ものは曲事に可被 仰付候尤郷中へ不審成もの參候歟惡黨之者堂社山林にかゝり居候を見出し候は、名主并郷中之もの相談之上から取候て御注進可申上候然る上者品により江戸へ召連候刻旅費入用 御奉行所へ罷出候迄諸事入用百姓不致迷惑候様に從御公儀様可被下候由奉得其意候自然捕へ申儀不罷成候は、何方迄も相慕ひ落着所へ斷之擲候様に可仕候若し見のがし聞通し欠落爲致候は、後日に御聞出し候共急度御答可被遊旨是亦奉畏候并百姓者不及申出家山伏行人虚無僧証たゞき穢多乞食非人等盗人之宿を仕又は同類も可有之間常々致詮議怪敷儀も有之候は、可申上候事

一在々所々名主百姓之所へ盗人入候は、雜物委細に書付早速注進可申上候縦雜物不被盜取候共其品申上御帳に付可申候勿論無心元もの有之候は、親類縁者好身之ものに候共無遠慮可申上候事
一盗人之届又者盜まれ候雜物見出し其届有之候は、名主五人組立會詮議仕可申上候縦何様之輕もの中來候共疎略に仕間敷候若致油斷其盗人欠落爲致候歟雜物紛失致候は、其者は不及申名主五人組曲事可被 仰付候事

一男女によらず欠落者郷中へ參候は、押置早速可申上候猶以先々より構有之由届有之者早速寄合致詮議申上得御下知可申候惣てあやしきもの者不及申壹人者に一夜之宿も貸申間敷候親類縁者好身之者他所より致浪人參候は、何之障儀なく不苦ものは名主并年寄五人組寄合致穿鑿體成證人手形取之差置可申候事

一手負の者他所より參候儀は不及申郷中にて手負之者有之候は、當座に可申上候并郷中にて行倒相果候もの有之候は、是又御訴可申上候勿論行倒相煩候もの有之候は、乞食非人に不限其者之名并親類國所宿等承届看病致し置早速御訴へ可申上候尤相果候共其旨早々可申上事
一不依何者人をあやめ立退候もの有之節所之者并隣郷之者共出合留置早速御注進可申上候若切拂ひ逃候は、先々之郷中よりも出合何方までも付したひ落着所へ渡可申候理不盡に打殺申間敷候事

一田畑一步之所も荒申間敷候若作り面之所餘り候は、毎年正月中に可申上候無其儀荒申候は、根取之通御年貢差上可申候其上曲事に可被 仰付候但一人身之百姓煩ひ紛なく耕作不罷成候時者五人組は不及申一村之者共寄合田畑仕附收納仕候様に相互に助合可申事

一田地永代賣買之儀兼て御法度被 仰付候通堅相守永代賣買一切仕間敷候事

一田地屋敷年季を定質物に入れ金銀等預り候は、名主五人組加判之證文取之所持可申候勿論年季者十年を限永年季に書入申間敷候田地質物書入候儀雙方致合點候て可埒明儀を名主五人組私曲をかまへ證文に加判不仕相滯迷惑仕候は、其段可申上候名主五人組無加判相對にて證文仕候は、ば雙方曲事に可被 仰付候事

一小百姓退轉いたし候跡之田地を持添にいたし候事御法度之旨年來被 仰付候通奉得其意候前々より百姓壹軒分之跡者死失候共百姓を仕附壹軒分之跡を立可申候郷中之計らひに不罷成候は、家屋敷田地共に書立訴之御差圖を請可申候無其儀家をこはし取或者四壁之竹木を伐荒し或者其者之田地持添致し一軒分之百姓跡を潰し候は、何様之曲事にも可被仰付候勿論相背申もの御座

候は、五人組之内より早速可申上候事

一古畑にたばこ作り申間敷候事

一御朱印御傳馬并に人足之儀少く無遅滞急度相立可申候惣て馬繼之宿々は從 御公儀様諸事被仰付候御法度之趣相守御定之人馬退轉無之様に仲間にて吟味仕人馬無遅滞相立可申候往還之衆不限晝夜泊り之節或は旅籠或は木鏡にても宿借し申候上は少も手支不申候様走廻り駄賃木鏡御定之外増錢取申間敷候勿論往還之衆は馬士共慮外不仕候様に常々可申付候事

附御家中衆御用にて在々御通之節御役人衆之手形を以人馬相立可申候無其儀自分之斷にては壹疋壹人も立申間敷候事

一御公儀様御用之儀何方より申來候共宿々は不及申何れ之村々にても縦ひ刻付無之候共遅滞仕間敷候勿論御急之配符坏先々へ遅く相届日付刻付違候は、持送り之者は不及申名主年寄百姓曲事に可被 仰付候事

一所々御立山にて竹木伐取申間敷旨被 仰渡奉畏候若相背猥之もの有之候は、其者は不及申名主年寄百姓迄何様之曲事にも可被 仰付候惣て郷中に有來古木併從 御公儀様被 仰出候苗木等に迄迄伐取申候は、御詮儀之上何様之曲事にも可被 仰付候事

一自分之居山林又者四壁之内にても大木我儘に伐取申間敷候自然伐取候はて不叶儀有之候は、其品申上御差圖を請伐可申候勿論小木にても猥に伐荒し申間敷候事
一村々請取にて作來候道橋御觸無之候共入念作可申候就中從

御公儀様御掛被成候板橋大小共塵芥無之様に常々掃除可仕候若道橋龜末成所者其請取場所之名主百姓御答可被遊候事

一溜井者不及申或者堤或者用水堀土手惣て水御溜置の場きり落掛引自分に仕間敷候若水落候はて不叶所は御訴申上得御差圖水落候て跡丈夫に築留可申候事

一落掛掛以前々之ごとく村々より萱芝土俵等無油斷寄置自然水出候節以戸前立明念入可仕候不念致し押切せ申候歟戸前立明致延引耕作之損毛致候は、其請取之郷中何様之曲事にも可被 仰付候且又落井堀掛井堀へ受けをふせ或者魚をかひ取候とて井堀を築留用水之障に成候儀いたし候は、曲事にも可被 仰付候事

一掛井堀落井堀井に道をせばめ田畑を仕出し作毛仕付申候は、當人者不及申名主五人組まで何様曲事にも可被 仰付事

一博奕之儀堅御法度に被 仰付奉畏候其外何にても賭之諸勝負一切仕間敷候若相背候もの有之候は、當人者不及申宿并に名主年寄五人組迄何様之曲事にも可被 仰付候事

一村中に火事出來申候は、郷中之もの火消道具を持ちかけ付精出し消可申候若不出合もの有之候はば御穿鑿之上曲事にも可被 仰付事

一地借店借出居衆前地之者差置候は、念入請人を立證文を取差置可申候無其儀差置其者惡事仕候は、地主家主之儀者不及申五人組曲事可被仰付事

一男女奉公人之請に猥に立申間敷候若立候はて不叶子細候は、其者之儀所親類等承届け下請を取

請人に立可申候下請なく猥に請人に相立候は、何様之曲事にも可被 仰付候事

一 諸浪人抱置候儀親類縁者又者不遁者に候は、其名主年寄五人組に爲申間合點之上證人を立手形取之早速申上御役所其帳に付差置可申候勿論他所へ宿替申候は、御段申上其帳を消可申候無其儀宿仕候は、何様之曲事にも可被 仰付候事

一 御鷹場にて鷹遣候衆有之候は、相改何方迄も附したひ宿を聞届御鳥見衆に御注進仕勿論其譯早速可申上候縦御餌差中に候共御法度之鳥を取被申候は、留置御注進可申上事

一 在々共に遊女之類御法度被 仰付候通堅相守差置申間敷候若し相背もの有之候は、見出し聞出し早速可申上由奉畏候自然隠置脇より露顯仕候は、其者は不及申家主五人組共に何様之曲事にも可被 仰付事

一 絹袖之尺壹反に付大工かねにて長三丈四尺幅壹尺四寸に可仕事布木綿は壹端に付長三丈四尺幅壹尺三寸に可仕候右之寸尺より不足に織出し申間敷候事

一 切支丹宗門御禁制之儀御高札之面急度相守可申候不審なる勸め致し候僧俗有之候は、郷中之儀は不及申他所より參候共捕置可申上候若隠置申候は、一郷之もの不殘曲事に可被 仰付候常々被 仰付候御法度之趣無油斷吟味可仕候惣て宗門之儀店借り出居衆地借前地之者召仕等迄寺請狀を取置入念吟味可仕候事

一 耕作商賣をも不致又者遠國へ切々相越者并に博奕其外賭之諸勝負を好み不似合の衣類を着し不審多きもの於有之は早速可申上候若隠置彼者惡事をなし脇より顯に於ては其者并に親子兄弟之

此言此處

儀者不及申上名主五人組迄御穿鑿之上科之輕重にしたがひ御科可被 仰付候惣て一夜泊他所へ相越候共其行所并に用事之子細名主五人組へ相斷可罷越事

一 附盗人の訴人には其同類よりあだをなすにつき氣遣いたし不罷出由相聞候向後御役所之箇へ密々書付可差上候あだを不成様に可被 仰付旨奉畏候事

一 在々物さしがしき節者つまり能所に番屋を建置夜番を致し其郷中者勿論隣郷より盗人見出し聲を立てるにおゐては早速出合捕置候様に名主百姓常々心掛油斷仕間敷候事

一 此以前より鐵炮御免之所者格別其外於在々所々鐵炮不可所持自然相背無益之殺生いたし晝夜を不限山野に住者於有之者可申出候縦合同類たりといふ共其科を免し御褒美可被下候隠置他所よ顯るゝに於ては御穿鑿之上曲事可被仰付事

一 於在々所々馬盗人有之間不限晝夜不審成者馬を牽通に付て者其落着所まで村次に送届其住所之名主五人組へ慥に申斷其段御訴可申上事

附慥成口入なくして馬賣買仕間敷事

一 名主百姓名田畑持候大積り名主貳拾石以上百姓者拾石以上夫より内持候ものは石高猥に分け申間敷旨被 仰渡奉畏候若相背申候は、何様之曲事にも可被 仰付事

一 御朱印之寺社領田畑屋敷質物に書入候とも取申間敷候縦證文慥に有之迎も御朱印之寺社領田畑屋敷者外へ取候儀難成候間質物一切取申間敷候此段相守可申旨被 仰渡奉畏候若相背申候は、何様之曲事にも可被 仰付候事

- 一 耕作常々精出し作之間は男女ともに相應之持ぎいたし可申候若作り無精にて徒に暮候者於有之者五人組之内にて互に致吟味異見可申候不用もの有之候は、名主へ早々相斷り彌名主爲申聞其上にて承引不致候は、御役所へ可申上若隱置候は、名主年寄五人組共に曲事可被 仰付候事
- 一 祭禮法事彌輕く可執行之惣て寺社山伏法衣裝束等萬端輕可仕事
- 一 町人舞々猿樂は縱令雖爲御扶持人刀帶不申旨被 仰渡奉畏候事
- 一 百姓町人衣服縮紬木綿麻布以此内分限に應じ妻子共に可着用此外無用に可仕旨被 仰渡奉畏候事

附惣して下女布木綿を着し帶同前之事

- 一 御用を達候諸町人挑燈或者通箱長持等に 御紋付來候儀相止御用と申字を書付 御紋を付間敷旨被 仰付候間在々にて其旨可相心得旨奉畏候事
- 一 諸事拜借物仕候者自分之手廻に商人又者武士方出家に不限方々より借置候手形に拜借金或者上納金之由書入之候右之通文言書入申間敷候若上納拜借金之由書入脇より取置候手形有之候は、曲事に可被 仰付旨奉畏候事

一 質地に取候もの年貢不出之質地に遣候無田地之者方より年貢役等勤候もの有之由相聞不届之至候右之趣急度可相守旨被 仰付奉畏候事

一 百姓并子供初め輕き侍奉公に出て其後在所へ引込候ても其儘刀差候儀仕間敷旨被 仰渡奉畏候在所へ歸罷在候節者屋敷方より少々合力取候共刀差申間敷候若密々に刀差申候は、曲事に可

被 仰付候事

- 一 有來之外新規に在々にて小さほこら或者佛像建立堅仕間敷旨被 仰渡奉畏候事
- 一 百姓共并に子供耕作は不精にいたし遊事に掛り不似合の風俗をまなひ候儀堅仕間敷旨被 仰渡奉畏候事

一 關東筋川船之儀川船御役所にて極印請候筈之處極印請おくれ候船有之不届に候間彌以川船之分極印請可申旨 仰渡奉畏候若極印不請船有之候は、持主并名主年寄共曲事に可被 仰付事

一 人賣買之儀堅御法度の旨被 仰渡奉畏候事

一 在々へ役人之由申偽り徘徊いたしねだり个間敷儀申もの有之候は、押留置早速御注進可申上候若隱置候は、名主年寄曲事に可被 仰付候事

一 在々にて質屋古着屋共之儀質物取候は、置主證人致吟味印形爲致質物取可申候若不吟味にいたし盜物質物に取又者買取候は、組合名主年寄とも迄曲事可被仰付候事

一 三笠附博奕重御法度に候條密々にも右博奕致候もの於有之者當人は勿論名主年寄一村中共に急度御科可被 仰付候間彌以堅可相守旨奉畏候若相背候は、曲事に可被 仰付候事

一 永荒地引高之内精入隨分立歸候様可仕候其地主計之力にて難叶幾年過候ても捨置候處は其村百姓共助合可申候其村計にて難成大造之所は御訴可申上候被遂御吟味御普請可被 仰付旨奉畏候 龜末に仕り捨置申候は、曲事に可被 仰付候事

一 在々にて神事佛事其外何によらず新規之儀堅取立申間敷候並に狂言操相撲之類堅仕間敷候若無

據子細有之候は、御役所へ訴上得御下知可申候若隱置候て右體之儀仕候は、曲事に可被 仰付候事

一在々にて用水掛引井堀之儀川中に堰を張水を引分候仕方之儀川下之用水不足にも無構手前勝手に宜様に仕り或者兩側の井口有之場所片側之井口付かへ候時分雙方不申合一方之任勝手仕直し候故及出入候右之類雙方致相對立會普請可仕旨被 仰渡奉畏候事

一惣て出入申出候儀證據無之非分之儀も何角申紛かし又者證據有之儀も年を経其事を申紛かし及出入候も有之候畢竟村方困窮之元に成り不届に候間右體之儀堅申出間敷候旨被 仰付奉畏候若相背候は、曲事に可被 仰付候事

一在々にて婚禮祝儀等之節石打致し又者酒をねだり呑み其外狼藉成儀有之由被及御聞不届に候右體之儀急度相慎可申候若左様之儀有之に於ては被掛御詮議曲事に可被 仰付旨奉畏候事

二捨子有之候は、致養育置早速御役所へ訴上可申候養育の内相煩候は、是又早速訴上可申候右之捨子貰候もの御座候は、其者之様子儘に承届候上訴上御差圖を請け遣し可申候内證にて遣候儀堅仕間敷旨被 仰渡奉畏候事

一田畑質地證文に名主加判無之證文又者名主置候質地は相名主年寄組頭等之役人加判無之證文其外地主より年貢諸役を勤め金主者年貢諸役を不勤質地之類者前々より御停止に候處右之通不埒成證文を以訴出候も有之候間彌質地證文相極候節入念右體之儀無之様に可仕旨被 仰渡奉畏候事

一享保元申年以前年季明候質地者年季明拾ヶ年過訴出候は、御取上無之候並金子有合次第可請返旨證文に有之質地者質入之年より拾ヶ年過訴出候は、御取上無之旨被 仰渡奉畏候事
右御法度之惣御箇條之趣村方にても寫置毎月一度宛惣百姓共名主の所へ寄合爲讀聞被 仰付候通急度相守可申候若違背仕もの有之候は、何様之曲事に可被 仰付候爲其名主年寄五人組連印之一札差出申候仍如件

年 號 月 日

何國何郡何領何村

百 姓

誰 印

誰 印

組 頭 誰 印

誰 印

名 主 誰 印

誰 印

元文三年武藏國荏原郡六郷領五人組帳

〔神奈川縣橋樹郡川崎町森五郎作氏所藏〕

本書は前掲の「享保集成絲綸錄」所載「當時村方五人組帳」と全く同一なるを以て之を省略す

元文三年武州豊島郡大久保新田五人組帳

〔東京府豊多摩郡戸塚町中村與太郎氏所藏〕

條々

- 一前々從 公儀被 仰出候御條目之趣者勿論自今以後被 仰出候御法度之旨堅可相守事
- 一御鷹場村々之義は前々より被 仰出候通右御用向大切に相守可申候事
- 一五人組之義家並最寄次第五軒宛組合借地店借寺社門前下人等に至迄諸事吟味仕惡事無之様に可 仕事
- 一切支丹宗門之義御制禁之條不審成者有之ば可申出若不審成者隱置後日に顯候はゞ五人組共に急

度可申付事

- 一常々無油斷耕作精入仕百姓に不似合遊事何に而も仕間敷候作物不精成者有之者隨分致意見不用 におゐては可申出事
- 一父母に孝行夫婦兄弟親類とむつましく可仕候若諸親類と不和に而意見をも不用不孝不義之輩有 之は名主組頭五人組致吟味可申出事
- 一兼而被仰出候通捨子堅く仕間敷候惣而便りなき老人幼少之者有之は其所に而介抱致其旨可申出 事
- 一其村々之内鐵炮之儀前々吟味之上預け置候外一切所持仕間敷候尤持主之外他人者不及申親類兄 弟たりと言共堅く借申間敷候事
- 一人賣買御制禁之條堅く可相守召仕之男女抱候節者宗門相改慥成證人手形を取可差置事
- 一捨馬之儀不仕前々之通相守可申候自然はなれ牛馬有之は名主組頭立會養置早速可申出事
- 一御年貢米江戸廻之節積船之義貳歳三歳船を限古船又は船具不足之船に積申間敷事
- 一御年貢米之儀前々之通隨分念入可申候尤繩俵等迄名主組頭立會吟味可仕事
- 一御朱印傳馬並往還之次人馬先規を勤來り候義は不及申傳馬宿之外在々たりと言共御用に而通り 候衆有之は晝夜風雨をいとわす人馬無滯出可申候尤御朱印之定之駄賃請取繼送り可申候若囚人 通候はゞ無油斷人馬を出大切に可仕事
- 附往還之對旅人不作法成義仕間敷候事

一 押賣押買仕間敷候他所より候對旅人不作法不仕縱令輕者に而もかろしめかさつ成義仕間敷候事

一 田畑永代賣買頼納賣買並八重質之儀御制禁之條堅く可相守縱令年季質物に入候共不可過拾ヶ年尤名主組頭五人組加判を以證文取かわし可申事

附名主組頭加判無之證文は取上無之候事

一名主加判無之質地證文之事

一名主置候質地者相名主一人は組頭等之役人加判無之證文之事

一 拾年季を越候質地證文之事

右三ヶ條之儀并田畑永代賣買又者地主が年貢諸役を勤金主は年貢諸役を不勤質地之類前々御停止に而村方五人組帳に書記有之處右之通不埒之證文を以訴出候も有之候自今五人組帳名主庄屋等が大小之百姓等々爲讀聞不致忘却様に可仕候

一 享保元申年以來年季明候質地は自今年季明拾ヶ年過訴出候は、取上無之事

一金子有合次第可請返旨證文に有之質地は質入之年が拾ヶ年過訴出候は、取上無之

右二ヶ條自今拾ヶ年之内訴出候は、取上裁斷有之候右年數過候分者取上無之事

一所に而跡々有來候造酒屋之外自今以後新酒屋仕間敷候事

附前々御改御免高酒造米之外造酒仕間敷候事

一 火事喧嘩其外不依何事不慮之義猶有之者早速注進可仕事

附火元五人組切常々致吟味大切可仕候自然村中之義者不及申隣村出火有之節早速火元は欠付

火を消可申候諸道具等會而締申間敷事

一 従前々之荒地之場所隨分地主精入れて立歸候様に可仕候若地主力に不及程之義に候は、百姓仲ヶ間助合起歸候様に可仕候

附起歸り場所有之者不隱置早速畝歩書付可差出候事

一 御年貢米郷藏に詰置候節番人附置大切に相守可申候若村々内出火有之者惣百姓欠付火不移様に隨分防可申候事

一 御傳馬宿出火有之は高札焼失不致様に早速はつし取可申事

一 旅人に一夜之宿借候共名主五人組は可相斷若無據義有之翌日逗留仕におゐては名主五人組立會吟味之上留可申候尤怪敷者一夜之宿成共借申間敷事

附旅人何成共取落置候は、早速追欠爲持可遣事

一 旅人相煩候敷又者酒醉有之は名主組頭立會所持之品々相改在所縦名承届介抱致置本復之後右之品々可渡遣重きにおゐては可申出候事

一 從他所手負候者來候は、名主組頭立會介抱致置委細承届ヶ可申出事

一 倒死候者有之者名主組頭立會委細相改所持之雜物相封附置死骸者所不替番人附置早速注進可仕候尤尋來者有之は出所等承届ヶ是又可申來候

一 欠込者有之節追手之者慕來其届有之におゐては早速村中之者馳走隨分取逃不申候様致置可注進

致事

- 一 博奕之諸勝負一切停止尤宿堅仕間敷候若相背者有之者其科重かるべき事
- 附常々人之妨をなし或は酒狂口論好族有之歟耕作商等家業を不致もの有之者名主組頭吟味之上可申上尤用事なくして出入之もの有之は五人組心を付可申出事
- 一 三笠附之儀堅仕間敷候若點者抔仕候者有之歟外より右體之者參り宿等頼候共一夜之宿に而も借申間敷候
- 右之段五人組切に相改常々心を付怪敷義も候は、早速可申出事
- 一 喧嘩口論有之者聞付次第出會取押可申候人を討立退候者有之は押置可注進致若捕逃候は、跡を慕ひ落着所を見届願置可注進致事
- 附喧嘩口論取押候節飛道具持不可出尤加勢不可致事
- 一 堂宮山林に怪敷者不罷有様に常々吟味可仕候惣而行衛不知者差置申間敷事
- 一 郷中番屋之義如有來番人差置不審成ものは聲を立可申候自然盜賊入候は、番人は不及申所之者共不殘欠付捕可申候むざと殺し間敷候不出合もの有之者可爲越度事
- 一 新規之寺社不可建立並念佛塚庚申塚ほこら等有來候外不可致事
- 附住寺神主替り目之節可申出事
- 一 神事祭禮有來通相勤新規之祭禮仕間敷候事
- 附佛事祝言分限々輕之可致事

一 勸進能相撲操狂言芝居其外諸見物類可爲停止事

附遊女歌舞妓之類不可差置事

一 不依何事徒黨々間敷義仕間敷候惣而公事出入之義有之は名主組頭五人組立會取扱之不相濟義可申出事

附荷擔致者有之歟又は公事を工出入をすゝむる族有之は科重かるべき事

一 境論無之様に常々念入可申事

附古荒地川欠場所並新開等有之は隱なく可申出尤開發に可成所有之は其趣注進可致候事

一 用水之義先規之例を以兼而相定置濁水之節爭論無之様に可仕事

一 川通村々洪水之節は名主組頭惣百姓罷出堤川除井堰溜池等切不申様に随分防き可申候勿論常々無油斷御普請所不及大破様に可相心得事

附用水溜池每春浚可申事

一 往還之道橋は不及申脇に而も常々無油斷繕之人馬通路無難義様可仕事

附有來道田畑切込申間敷候事

一 川船渡船運賃之義古來定之通不可違亂事

附御城米積候船は不及申不慮之破船有之は近在之者共早速罷出相働尤荷物紛失無之様可仕事

一 公儀御林は不及申山林並四壁之竹木猥に伐荒申間敷候事

附御林並往還通並木風折等有之者當分通路障りに成不申様に仕置早速注進可致事

一 村次之廻狀不限晝夜先々の相届ケ手形取置可申事

一 質物之義能々致吟味慥成證人を立可取之事

一 百姓家作之義分限相應々輕可仕候目に立候普請不可致候衣類之義名主妻子たりと言共布木綿之外着之申間敷候惣而京織卷物之類より帶等に而も不可用事

附男女共乗物並乘鞍馬停止候惣而奢ケ間敷義不致尤斷なくして刀不可指事

一 毎年百姓夫食可成類貯置凶年之節夫食等相願不申様に常々心掛可申事

一 田畑譲り候節高拾石以下は分ケ申間敷候若無據子細有之は可申出事

○ 聳嫁養子取組之義名主組頭五人組立會能々念入重而六ヶ敷義無之様可仕事

一 不依何事他所を引越候者有之者出所致吟味慥成證人を取其斷可申出事

附所生たりと言共年久敷他所罷在立歸り候もの有之者其斷可申出事

一 他所罷越一宿可仕節者名主組頭に申合其外之者まで五人組に相斷歸候は其届可仕事

附江戸並何方に而も用事有之罷出候は其事相濟次第早速可罷歸永逗留不可致事

一 跡式之義兼而書置仕名主五人組立會致加判死後出入無之様に可仕事

附跡目無之者不慮之死失候は所持之品々名主組頭五人組立會相改可申出事

一 獨身之百姓若長病坏致耕作成兼候節者五人組として助合田畑荒不申様に可仕事

一 訴訟其外不依何事申出義有之者五人組に斷名主組頭を以可申達候百姓我儘いたし名主組頭申付

をも不致承引者有之は吟味之上可申出事

一 町在々共諸事御用に付手代差遣候節賄之義御定之木錢雜用代可相渡候間受取之所に有合候物を以相賄馳走ケ間敷事一切仕間敷候並召使之もの仲間小もの等まで右同事に相心得可申候勿論木錢酒肴衣類諸道具何様之輕き物に而も音物堅仕間敷候尤金銀米錢當分たりといふ共一切借貸仕間敷候事

附手代並召使之者迄非分之義申もの有之は早速可申出事

一 毎年御年貢割附出候は惣百姓出作之者まで爲致披見無相違様に割合可申候尤御年貢皆濟無之

以前穀物猥に他所に不可出事

附御年貢米金名主組頭請取之義手形取かはし置重而出入無之様に可仕事

一 村々御普請人足扶持方其外被下候物之類當座に割合可申候尤年中村入用掛り物之義其村之名主

組頭年寄百姓立會帳面に記致判形置無相違様に割合重而出入無之様に念入可申候若不吟味之義

有之申出候は詮義之上名主組頭可爲越度事

附繼合勘定一切仕間敷候不依何事合點之上に而判形可致事

一名主組頭印形替候は判鑑を以可申出其外之者其名主方迄判鑑出置べき事

右之條々堅く可相守若違背之族有之は當人は不及申品により親類縁者名主組頭五人組まで可爲曲

事者也

右御條目之趣大小百姓其外水吞等まで村中之者不殘承知奉畏候常々無油斷吟味可仕候若違背仕候

者御座候は當人者不及申親類縁者名主組頭五人組何様之曲事にも可被 仰付候爲其村中相談之

上五人組相極書判手形差上申候仍而如件
元文三年午三月

柴村藤右衛門様

武州何郡何村

御役所

(以下別筆)
武州豊島郡大久保新田

名主	市郎右衛門
組頭	傳兵衛
百姓	權右衛門
	五郎右衛門
	彌五右衛門
	徳兵衛
組頭	九兵衛
百姓	長兵衛
	傳右衛門
	伊兵衛
	庄右衛門

傳兵衛
三右衛門

寛保二年陸奥國伊達郡下保原村五人組持高帳

條々

- 一 公儀御法度之趣彌堅相守御制禁之儀少も不可相背之并役所々申觸候儀致違背間敷事
- 一 公儀を敬ひ親に孝をつくし夫婦兄弟諸親類にむつまじく下人者主にしたがひ老たるを敬ひ每物順路に致へし不孝不義の輩あらば檢斷大庄屋年寄庄屋組頭打寄異見を加へ其上に而不用者は可訴出事
- 一 惣而出入之義に付江戸御評定所々御十判を以被 召呼候歟其外 公儀御役人中々被召呼候儀有之候者御十判并御差紙之趣早速拜見仕被 召呼候日限之通無遲滯江戸表に罷出可申候尤其趣當役所に相訴江戸屋舖に之添狀取之可致出立候縱令出入之筋に付存寄に有之候共相手に不致貪着被 仰付候日限之通無相違江戸表に罷出可申候若相背日限令遲滯候は、急度曲事可被 仰付候條右之趣心得違ひ仕間敷事
- 一 人賣買堅御停止之事

一 檢斷大庄屋年寄組頭等之村役人者依怙最屑不仕後闇儀無之常々其身を慎村々取扱聊にても非道非義仕方無之様可仕事

附貧窮及飢候者有之は救合之義致世話餓死人出來不申様に可取計之勿論救合も難叶可及餓死族有之時は能々遂穿鑿早速代官手代迄可訴之事

一 五人組之儀町場は家並在郷は向寄を以家五軒宛無田名子寺社門前之者に至迄不洩様に組合を極子共并店貸借地之者迄惡事不仕様組中相互に無油斷可令詮議若徒もの有之歟庄屋年寄組頭之申付五人組之意見をも不用ものあらば早速可訴出事

一 吉里志丹宗門之儀御高札之趣急度相守人別宗旨入念相改每年三月中帳面可指出之若御法度之宗門有之者早々訴出へし宗門帳改濟候後下人等相抱候は、寺請狀別紙可取置事

一 きりしたん轉之者并類族有之候は、早速類族奉行に可訴出候若他所より縁組等に而右之族來候は、早速可注進事

一 宗門帳五人組帳に押候印形之外別判致所持間敷候若子細有之印判を替候は、檢斷大庄屋年寄組頭等迄役所を相斷其外之百姓町人者庄屋年寄組頭を可斷之名を改候は、早速斷致改候名を五人組帳宗門帳にも可記之事

附銘々之印判を檢斷大庄屋年寄庄屋組頭方にも不可預置事

一 惣而家業を第一に勤へし百姓諸作能種を選蒔植耕作精を入べし若不精に而田畑あらし作に致置候歟地所不相應に作り物劣り候は、令詮議檢見之時引方願候共檢斷大庄屋年寄庄屋組頭不可取

上之尤獨身之もの長煩いたし候歟或は幼少に而親兄弟にはなれ耕作仕付難成者あらば大庄屋に訴其村庄屋與頭を急度申渡村中助合田畑不荒様に世話可仕事

一 諸色直段其時之所相場を以令賣買猥に高利を貪べからざる事

一 家業を疎略にいたし不似合風俗を好長脇指を帶し喧嘩口論遊興大酒を好酔狂いたし或は不謂訴訟を企非公事をすゝめ偽をたくみ惡事をなし又は家業家職をも不勤徒に暮し惡心を以害をなすものあらば不隱置早々可訴出之何事によらず神水を飲誓詞を書一味同心すべからず惣而徒黨がましき儀仕もの有之は村役人を早速可訴出事

一 田畑山林等永代賣買御停止に候質物に書入候共十ヶ年を限べし質證文之儀年寄庄屋與頭五人組令加印檢斷大庄屋與頭を以可相究候尤田畑質に入金銀米錢預り置質田地をは金主に作らせ候而御年貢者地主を出候儀仕間敷候内證に相對或者證文に怪敷文言等有之歟又は右田地質證文に大庄屋并小庄屋印形無之分は及出入訴出候共不可取上之事

附質入にいたし候時は村役人五人組共入念遂吟味二重質者不及申後日不及出入様詮議之上證文相究致加印可遣事

一 田畑子孫に配分之事壹人前之高五石より多わけとらすべからず小高之者は子孫に配分致間敷候若子細有之とらせ候は、可請差圖跡式之儀は存生之内に相極親類并年寄庄屋與頭をも爲立會後日無違亂様可心懸事

一 捨子堅不可仕若他所之者捨置候は、所之者養育いたし置早速可注進之事

一 不可致捨牛馬自然他所を捨牛馬放れ牛馬來候は、見出次第年寄庄屋組頭に告之所之者共立會致詮議其主相知候は、其所之年寄庄屋并牛馬主が手形を取相返し其旨早々可申出之若牛馬主不知候は、猶更訴出可請差圖事

一 平日牛馬賣買之時者出所聞届請人を取年寄庄屋組頭五人組に相斷可賣買之出所慥ならざる牛馬不可買取事

附馬之筋を延候儀御停止之事

一家作飲食儉約を守奢がまじき儀仕間敷事

一 衣服之儀身上宜者たりとも結構成ものは不可用之妻子共に絹紬布木綿之類可着之輕者共は布木綿之外不可着之紗綾ちりめん綸子等之類は襟帶等にも致間敷候無據子細あらば役所を斷可請差圖事

附男女共に乗物に乗べからざる事

一 躰取嫁取之祝儀分限より輕く取計奢がまじき事仕間敷候大勢相集大酒亂舞令停止之此外新宅之廣め初産之いはひ或は處に寄蚊屋之いはひ等致候共内證に而かろくすべし并葬禮野酒一切停止之事

附躰取嫁取之節石打堅令停止事

一 神事祭禮神事等輕可執行之新規之祭禮不可取立之事

一 盜賊惡黨人有之は訴人に出べしたとへ同類たりとも其科をゆるし褒美を取らせ其上あだをなさ

ざるやうに可申付之但意趣遺恨を以筋なき儀を申出間敷事

一 盜賊火付惡黨人有之は見付次第可搦捕之自然手に及がたき時者其所之者共取圍置早々注進すべき事

一 堂宮山林其外道路に殺害人或は自害人首級又は倒者有之は其もの雜物大庄屋年寄庄屋與頭等立會相改番人付置様子を書付早速可訴出候事

一 盜賊喧嘩手負之者惣而不慮成儀出來候は、右同前無油斷可注進事

附若火事有之時は改を可請事

一 喧嘩口論有之時は其所之年寄庄屋與頭立會可取鎮之人を殺し立退候もの有之は隣郷之者共迄も出合搦捕之早々可注進搦捕候儀難叶候は、跡を慕落着所に急度申届其旨可注進事

附他村他町に而喧嘩口論有之時は其場所へ不可馳集事

一 堂宮山林等に胡亂成者隱忍候は、令詮議品に寄搦捕可訴之若立去候者跡を慕ひ落着所へ相斷手形取可注進之其外怪敷もの他所を來候は、様子を尋胡亂成ものには、送り出し早速可注進事
一 衣類諸道具或は門橋之はづし鐵物之類出所不知賣物其外何によらず慥ならざるもの不可買取置尤預り置間敷候請人無之候者質物にも取間舖事

一 鐵砲之儀役所帳面に記免許有之候獵師筒威筒用心筒致所持候分は各別左も無之村々鐵砲所持不可仕尤かくし置間敷事

一 獵師之外鳥獸獵に不可取之獵師たりとも鶴、白鳥取候儀御停止に候若鶴白鳥致賣買候ものあらば

可訴出之事

一能操狂言相撲見せ物之類猥に致間敷候神社佛閣造立祭禮等之節其外無據事有之時は寺社方并其所願出可任差圖事

附野郎遊女之類所に不可置事

一博奕三笠付惣而賭之諸勝負或は取退無盡百人講と名付博奕に似たる儀何にても不可仕若違背之者有之歟右之宿等致候者有之歟其外取次いたし候族於有之者早速訴出べし同類たりとも其罪をゆるし褒美を遣し其上訴人のもの不知様に致可遣事

一ゆるしなきもの帯刀致べからず百姓町人輕侍奉公に出其後在所に引込候はゞ不可帶刀縦主人の合力を請候者たりとも可令停止惣而百姓町人旅に候節刀をさし侍に似せ主人を名乗或は荷物に似せ札をさし旅行致間舖事

一其所に住來候浪人之外諸牢人不可差置候子細於有之は役所へ相斷可請差圖事

一追放取拂に相成候族一切不可差置自然令徘徊は捕へ置可注進事

附町在より夫中間夫奉公に差出候者之内令欠落在所へ立歸り候者あらば搦捕早々可注進見のがしにいたし置間敷事

一惣而願訴訟有之節者其所之庄屋組頭長百姓令加印其上組合之檢斷大庄屋年寄之奥印を以願書可差出右役人共加印無之願書は不取上候併加印難取子細有之者願人一判之願書たりとも其品によりて可取上之事

附何之願たりとも罷出候者共二人三人之外出間敷事

一新田場見立訴出候共村方故障有之儀者不及申惣而邪成願筋申出間敷事

一他所他國の用事に而罷越候時は庄屋年寄與頭五人組へ以書付相斷可罷越候惣而他所に參二夜と泊り候儀は庄屋に斷可罷出候且又他所他國に引越又は奉公稼に罷越候時は其子細書付を以檢斷庄屋組頭五人組に相斷大庄屋方役所に訴出可請差圖候公事訴訟其外之儀にても江戸表に罷出候節は猶又役所に訴出添簡を取可罷越事

附檢斷庄屋與頭之儀は江戸表は勿論他所他國へ罷越候節猶更訴出可任差圖事

一江戸其外他所他國に縁付引越等之女有之御關所相通候時者御願出べし御關所を除山を忍び越候儀は重き御法度之事

一大庄屋檢斷年寄小庄屋は不及申小百姓迄御領分之内たりとも縁組養子等之取遣仕候はゞ願書差出可任指圖事

一所之者之内或は逐電或は立退或は身上潰し住居難成輩有之は可注進且又他所より子細有之立退來候ものは親類たり共一切不可指置無據事あらば役所に相斷可請差圖事

一行衛不知者に一夜之宿をもちし申間敷候他所之者住居致度旨願候はゞ出所家職等之様子聞届其所之檢斷年寄庄屋に相届慥成請人手形を取宗旨相改候而願書出之指圖之上可指置店借地借り等之者指置候にも右同前可相心得事

一所に住來候出家社人山伏行人神子道心者其外非人乞食穢多之類迄常々致吟味胡亂成もの不可爲

致住居尤他所より候者庄屋組頭に不相断して一夜之宿をも借し申間敷事

一 佛神開帳或は其所之佛神を他所に當分相移開帳之事あらば寺社役所地方役所に書付を以訴出可任差圖事

一 新地之寺社建立堅可爲停止惣而小祠庵室等猥に不可立之若無據子細有之は寺社役所地方役所に訴出可任差圖事

一 宿場市場を始在々其火之用心油断すべからず自身番夜番仕來候所は無怠相勤村中申合番屋を作代り々々番をいたし風烈時は不限晝夜無油断打廻り用心可仕候近隣之村方若出火有之は早速翔付可防之村之内出火之時は聲を立させ聞付次第早々翔集精を出可消之郷藏所御年貢米納置所者晝一人夜二人宛不寝番を勤火盜之用心嚴敷申付自然出火有之節は其村は不及申近村も早速馳集り大切に圍ひ可申事

一 御朱印御證文傳馬人足其外御用之送り物不限晝夜入念少も無遅滞様可相勤事

一 御朱印御證文傳馬人足者不及申先觸賃人馬等に迄迄常々致吟味置少も無遅滞可差出事

一 附本海道之外に而も往來有之所は賃錢差出し人馬之儀は無差支早速可指出事

一 御朱印御證文傳馬人足員數之外數多不可出之并賃拂之分相對を以不埒無之様に可仕候若滞事有之は可申出事

一 附御朱印又は御證文も無之傳馬人足出候様申之或は賃錢を不出通り候歟休泊りに而旅籠木錢も不拂あやしきもの有之は檢斷年寄問屋庄屋與頭立會合詮儀其品により押置可注進事

一 御傳馬宿々の助郷の人馬寄候儀人馬割役所差紙之通員數刻限無遅滞可指出尤其宿之馬を圍ひ銘々勝手能荷物附送り候儀一切仕間敷候事

一 旅人泊候所に而は問屋方旅人を相改帳面に記置其所之檢斷年寄に可達且又病人或は子細有之於令滞留者其子細役所に可訴出無子細滞留之族は問屋并宿々之者より斷を申達出立致させ可申事

一 附往來之旅人休泊之所に取落候物あらば早速追かけ或は宿送りに可相渡之隱置間敷事

一 飛脚之者を始往來之輩遲滞之事有之手形相望候時は其遲滞之譯有體に書付可渡遣候事

一 宿繼村繼狀并觸書送り物等風雨雪中たり共晝夜無遅滞可相送事

一 武家其外往來之輩人馬無遅滞様可附送之尤往來繁時は武士荷附送之支不成様に可取計之諸荷物之儀申懸を以御定之外過分之賃錢不可取之事

一 往還道橋は勿論在々之道橋たりとも損候時は早速繕之往來不及難儀様に常々可心懸并舟渡川越有之所は猶更無差支様可致事

一 町在共惣而武士へ對し慮外仕べからずかぶり物を取下駄足駄等もぬぎ馬に乗候者はおり候而通べし無禮無作法之輩於有之ては吟味之上急度可申付事

一 附馬子共儀旅人へ對し雜言を不申慮外不仕様に問屋馬指共常々急度可申付事

一 田畑不可荒置永荒場起返り切添又者新田畑有之は多少によらず早速申出べし隱置脇より相知候者其町歩之内六分は申出候者に遣候四分は取上之其上地主は勿論檢斷年寄庄屋可爲越度事